

第12回東アジア市民社会フォーラム
-ソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践-

(2021年11月5日開催)

報告書

2022年3月

- 主催：公益財団法人 公益法人協会
- 助成：公益財団法人 庭野平和財団

第12回東アジア市民社会フォーラム

—ソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践—

12th East Asia Civil Society Forum
Policies & Practices of Civil Society Participation in Social Work

報告書

2022年3月

- 主催：公益財団法人 公益法人協会
- 助成：公益財団法人 庭野平和財団

主 催



日本側主催団体



韓国側主催団体



日本側協力団体



助成協力



目 次

1. 開会挨拶	1
司会：馬慶鈺 (Qingyu MA) / 北京師範大学人文社会科学高等研究所教授	
李家永 (Jiayong LI) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院副院長	1
王香奕 (Xiangyi WANG) / 中国国際民間組織協力促進会副理事長兼事務局長	2
山岡義典 (Yoshinori YAMAOKA) / 助成財団センター理事長、東アジア市民社会 フォーラム日本実行委員会代表	3
南英燦 (Young-Chan NAM) / 韓国ボランティアフォーラム会長	4
2. 基調講演	5
2.1 中国における専門的ソーシャルワーク制度の構築	5
関 信平 (Xinping GUAN) / 南開大学ソーシャルワーク・社会政策学部教授	
2.2 地域共生とは何か—政策的潮流と支援のかたち	15
堀田 聡子 (Satoko HOTTA) / 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授	
2.3 ESG は CSC へ変化・発展すべきである	32
趙 東成 (Don-Sung CHO) / 京仁放送会長	
3. 事例報告	43
3.1 中国の児童福祉サービス：ソーシャルワーカーの介入手法と業務体制	43
喬 東平 (Dongping QIAO) / 北京師範大学教授	
3.2 市民によるソーシャルワーク こども食堂の事例から	51
湯浅 誠 (Makoto YUASA) / 社会活動家・東京大学特任教授 認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長	
3.3 ポストコロナ時代企業の社会貢献	59
弔 鐵 (Chul YOON) / SK SUPEX 追求協議会 SV 推進チーム	
4. パネルディスカッション	63
<パネリスト>	
徐月賓 (Yuebin XU) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院教授 (司会)	
李晓鳳 (Xiaofeng LI) / 深訓大学法 学院教授	
関冬生 (Dongsheng GUAN) / 広州北大博雅賓ソーシャルワーク リソースセンターセンター長	
堀田聡子 (Satoko HOTTA) / 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授	
湯浅 誠 (Makoto YUASA) / 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長	
邦鍾和 (Jeong-Hwa JEONG) / 三育大学社会福祉学部 教授	
味喜 善 (Hyi-Seon JIN) / 慶熙大学公共大学院 客員教授	
4.1 テーマ1： ソーシャルワークの専門化に向けての発展及びチャレンジ	64

4.2	テーマ2：ソーシャルワーク団体の成功事例及び経験.....	84
4.3	質疑応答・総合討論.....	99
5.	感謝状授与	104
6.	閉会挨拶	107
	徐月賓 (Yuebin XU) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院教授.....	107
	黄浩明 (Haoming HUANG) / 深圳国際公益学院副院長	108
	雨宮孝子 (Takako AMEMIYA) / 公益財団法人公益法人協会理事長.....	109
	崔日燮 (Il-sub CHOI) / 韓国社会福祉協議会副会長	110
7.	記念撮影	112

プログラム

◇開会挨拶

- (中国) 李家永／北京師範大学人文社会科学高等研究院副院長
王香突／中国国際民間組織協力促進会副理事長兼事務局長
(日本) 山岡義典／東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員長
(韓国) 南英燦／韓国ボランティアフォーラム会長

◇基調講演「日中韓3カ国のソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践」

- (中国) 関信平／南開大学社会政策学部教授
「中国におけるソーシャルワーク制度の構築」
(日本) 堀田聡子／慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
「地域共生とは何か ― 政策的潮流と支援のかたち」
(韓国) 趙東成／京仁放送会長
「ESG から CSC への変化・発展に向けて」

◇事例報告「ソーシャルワークのオプション分野における参画方法、参画メカニズム、参画効果」

- (中国) 喬東平／北京師範大学人文社会科学高等研究院教授
「中国の児童福祉サービス：ソーシャルワーカーの参画方法と業務体制」
(日本) 湯浅誠／全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長
「市民によるソーシャルワーカーこども食堂の事例から」
(韓国) 弔鐵／SK SUPEX 追求協議会 SV 推進チーム
「ポストコロナ時代企業の社会貢献」

◇パネルディスカッション

- (司会) 徐月賓／北京師範大学人文社会科学高等研究院教授
(中国) 李曉鳳／深訓大学法学院教授
関冬生／広州北大博雅賓ソーシャルワークリソースセンターセンター長
(日本) 堀田聡子／慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
湯浅誠／全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長
(韓国) 邦鍾和／三育大学社会福祉学部教授
昧喜善／慶熙大学公共大学院客員教授

◇閉会挨拶

- (中国) 徐月賓／北京師範大学人文社会科学高等研究院教授
黄浩明／深圳国際公益学院副院長
(日本) 雨宮孝子／公益法人協会理事長
(韓国) 南英燦／韓国ボランティアフォーラム会長

第12回東アジア市民社会フォーラム実行委員会（日本）名簿

（五十音順、敬称略）

	参加者	所属
1	雨宮 孝子	(公財)公益法人協会 理事長
2	楠田 健太	東京藝術大学 准教授、ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事
3	白石 喜春	(公財)公益法人協会 調査部主任、ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事長
4	清水みゆき	(認定特活)日本NPOセンター
5	鈴木 勝治	(公財)公益法人協会 副理事長
6	高谷 忠嗣	(公財)庭野平和財団 専務理事
7	高宮 洋一	城西国際大学講師(前教授)
8	長沼 良行	(公財)公益法人協会 理事
9	藤井 衛	元高齢者福祉・障害者福祉専門員
10	村上 徹也	国立青少年教育振興機構 センター長、ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事
11	山岡 義典 委員長	(特活)市民社会創造ファンド 理事長、(公財)助成財団センター 理事長、 ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事
12	山田 絵美	(特活)市民社会創造ファンド プログラムオフィサー
13	本多 史朗	(公財)助成財団センター プログラム・アソシエイト
14	方 真 雅	日本社会事業大学大学院博士課程

付 記

本報告書では、紙面編集上の理由により、一部の引用スライドにおいてトリミング処理を行っていますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、報告書のために入手したスライド内容と、当日講演者が使用されたスライドが、一部異なっている場合もあります。また、通訳の言葉は、出来るだけそのまま、書き起こすようにしておりますが、一部、趣旨は変えずに日本語的な表現にしている場合があります。

1. 開会挨拶

李家永 (Jiayong LI) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院副院長
 王香奕 (Xiangyi WANG) / 中国国際民間組織協力促進会副理事長
 山岡義典 (Yoshinori YAMAOKA) / 助成財団センター理事長
 南英燦 (Young-Chan NAM) / 韓国ボランティアフォーラム会長
 司会：馬慶鈺 (Qingyu MA) / 北京師範大学人文社会科学高等研究所教授

(馬慶鈺) それでは、三カ国から参加されている皆さま方、それぞれの言語を選んでいただきたく思います。Zoom の画面の下のほうに地球儀のマークがあります。そのボタンを押していただきますと、言語を選ぶことができます。どうぞ皆さま、ご選択ください。

本日は、中日韓三カ国の専門家の方々がお集まりいただいております。今回はオンラインで、この第 12 回東アジア市民社会フォーラムを開催することとなりました。この国際フォーラムですが、中日韓三カ国の機構が共同で行っているものであります。2009 年に初めて東京で開かれ、既に 11 回開催されております。

今回のフォーラムは、当番国が中国になりますので、中国側の機構のほうで主催をさせていただいております。また、北京師範大学人文社会科学高等研究所との共同開催となっており、北京師範大学の健康社会政策研究センターのほうで、開催の準備をしていただきました。

また、今回、日韓でソーシャルワークに携わっている方々にも、午後の部のパネルセッションにご参加いただき、ソーシャルワークの制作と実践について討論いただきます。

午前の部は、歓迎の言葉、基調講演、そして国別の事例報告の 3 つでございます。私は、司会を務めさせていただきます、北京師範大学人文社会科学高等研究所・健康社会政策研究センター教授の馬慶鈺と申します。

では、本日 1 つ目の、開会にあたっての歓迎の挨拶のセッションに入ります。まずは、人文社会科学高等研究院副院長の李家永先生にお話を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

■ 李家永 (Jiayong LI) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院副院長

皆さま、おはようございます。年に 1 度の東アジア市民社会フォーラムが予定どおり開催となりました。本日は専門家、研究者の皆さまがオンライン上で一堂に会し、中日韓各国のソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践について話し合います。

このテーマは三カ国、そしてアジア、世界にとって、理論的、実践的に大きな価値を有するトピックと思っております。ですので、当大学社会科学高等研究院を代表いたしまして、皆さまに歓迎を申し上げます。

世界の事例から分かりますとおり、ソーシャルワークは人々の福祉向上、社会変化・発展の促進、社会の団結友好において、重要な役割を果たしてきました。日本や韓国では、ソーシャルワークが早くから進み、枠組みも成熟していますが、中国ではスタートこそ早かったものの、急発展を遂げたのはここ数十年になってからであり、まだ多くの不備、不均衡を抱えています。



中でも、問題は、民間の公益・慈善活動と、専門的なソーシャルワークとの連携が不足しているということです。今、公益・慈善教育と、ソーシャル専門教育の一体化を進めており、先月には、政界、学术界、経済界の代表や実務関係者による「中国慈善教育専門家ハイレベルフォーラム」が開かれました。

僭越ではありますが、この場をお借りして、北京師範大学人文社会科学高等研究院についてご紹介いたします。

当院は、2018年6月に北京師範大学珠海キャンパスに設立されました。私たちのミッションは、人文・社会科学における国のニーズにフォーカスし、先端を目指し、独創性や先見性を有する横断的な研究を行い、そして国際協力の影響、国家戦略への貢献を掲げております。現在の研究分野は、哲学、歴史学、教育学、言語文学、社会学、人類学、民族学、経済、金融、マネジメント、法律、芸術、デザイン、メディア、そしてスポーツの17分野に及び、30余りの研究科を設けております。今回のオンラインフォーラムにおきましては、このうち、健康社会政策研究センターに尽力をいただいております。

また、ここでお話ししたいこととして、新型コロナの影響で今回の会議はオンラインでの開催となりました。しかし、期待しておりますが、全てが終息した暁には、ぜひ三カ国の専門家の皆さん、アジア随一といわれております、美しい北京師範大学の珠海キャンパスにお越しいただき、学术交流、協力を展開できればと思っております。

最後になりますが、あらためて皆さまにご歓迎を申し上げるとともに、フォーラム成功を祈念いたします。

(馬) 李家永先生、ありがとうございました。続きまして、中国国際民間組織協力促進会・副理事長兼事務局長の王香奕さまからも挨拶をいただきます。では、王先生どうぞ。

■ 王香奕 (Xiangyi WANG) / 中国国際民間組織協力促進会副理事長兼事務局長

ありがとうございます。まずは、馬先生に感謝申し上げたいと思います。この師範大学のほうで、また、当協会でも役職を担わせていただいております。今回、2つの主催機関があり、多大なる尽力をいただいております。この場をお借りして、感謝申し上げます。



本日出席の専門家の皆さま、中日韓三カ国の皆さま、私は、中国国際民間組織協力促進会事務局長の王香奕と申します。主催側を代表し、皆さまに感謝申し上げます。2021年度フォーラム主催者として、オンラインでこのような交流の機会を得て嬉しく思います。

2020年に新型コロナの流行が始まりました。これは全人類にとって未曾有の公衆衛生の危機となっています。だからこそ今、協力こそが唯一の正解であると、課題克服のための正解であると思っています。

今回は、柔軟な対応によりコロナの中でこのフォーラムを開くことができました。ひとえに皆さま方の積極的なサポートとご尽力の賜物だと思っております。また、北京師範大学の皆さま方、馬先生、そして、ご列席の皆さま方からのご尽力、そして韓国、日本の関係機関の皆さま方のご支持のたまものでもあったかと思っております。

今まで三カ国は、多くの国際的な民間社会において、多国間、あるいは2国間で話をしてきました。そして、中国については、例えば国連等のさまざまな場において、会議に参加してま

いりました。そして関係分野における意思疎通を図ってまいりました。

今回のフォーラムは、既に 12 回目となっております。今回は、発起人の皆さま方にもお越しいただいております。これまでの理事長経験者にも来ていただいております。今回この場で経験などをお話しいただき、中日韓三カ国のさまざまな政策、ノウハウなどを共有して、今後の時代におけるソーシャルワークについての情報交換をしたいと思っております。このコロナ禍で、さまざまな実践の経験があると思っておりますので、三カ国の民間の友好協力における、特別な役割を十分に発揮できると思っております。

また、来年は、できればぜひ、オンラインではなく、リアルでお目にかかれることを期待しております。ありがとうございました。

(馬) 王副理事長のご挨拶、ありがとうございました。では、続きまして、日本から東アジア市民社会フォーラム日本実行委員会代表、助成財団センター理事長・山岡義典さまよりご挨拶を頂戴いたします。

■ 山岡義典 (Yoshinori YAMAOKA) / 助成財団センター理事長、
東アジア市民社会フォーラム日本実行委員会代表

会場にお集まりの中国の皆さま、そしてオンラインでご覧になっておられる韓国と日本の皆さん、今日は第 12 回東アジア市民社会フォーラムにご参加いただき、誠に有難うございました。

私は日本で実行委員会の代表をしております山岡義典と申します。最初に、日本の東京で開催いたしました時以来、ずっと参加をしてまいりました。この 12 年の間に、3 つの国はそれぞれの発展をしてきたように思います。



その中での市民社会、あるいは民間の非営利活動とか、公益活動といわれるものの役割も、それを支える制度も、大きく変化してきたように思います。そのような状況の中で、このフォーラムは、それぞれの時代の動きを視野に入れた議論を重ねてまいりました。

今回は「ソーシャルワーク」がテーマでございます。その意味するところは、国によっても少しずつ違うように思いますけれども、最も広い意味で言いますと、「社会的に困窮している人の幸せな生き方を支える仕事」と言っていいいでしょう。その多くは、地方行政や、あるいは政府の行政の職員・スタッフが担っておりますけれども、市民社会として民間が担うケースもだんだんと増えてきております。

特にこのフォーラムの立場としては、後者の担い手に関する話題が多くなるのではないかと思います。日本の基調講演、あるいは事例報告をお願いする方々も、そのような民間の立場でのソーシャルワークということを重視して選ばせていただきました。

お隣の社会の内容を知り、また、社会的実践の一端を知ることは、三カ国の市民社会の発展にとっての貴重な機会になると確信しております。

今日の午前と午後の 1 日を、それぞれの場所で、刺激に満ちた、また癒しともなるようなひと時として過ごして頂ければ幸いです。よい 1 日にいたしましょう。どうもありがとうございました。

(馬) 山岡さま、ありがとうございました。続きまして、韓国ボランティアフォーラムの会長

であられ、このフォーラムの初期段階から関わってきて、発起人の1人でもあります、南英燦さま、お願いいたします。南さまは、法務法人の代表弁護士でもあります。では、お願いいたします。

■ 南英燦 (Young-Chan NAM) / 韓国ボランティアフォーラム会長

皆さま、おはようございます。韓国ボランティアフォーラムの会長南英燦です。

中国国際民間組織協力促進会(CANGO)及び、日本公益法人協会(JACO)、韓国ボランティアフォーラム(KVF)が一緒になって、第12回東アジア市民社会フォーラムを開催でき、非常に嬉しく存じます。中国の実行委員長王香奕様、日本の実行委員長山岡義典様、JACO 理事長雨宮孝子様をはじめ、CANGO 及び KVF の関係者の皆さま、フォーラムの綿密な準備に力を添えてくださった日中韓の専門家の方々に、改めて深く御礼申し上げます。また、惜しめない支援をしてくださったジョン・ヘチョル韓国行政安全部長官様、SK グループの関係者の皆様に、重ねて感謝申し上げます。



今回のフォーラムのテーマは、「日中韓市民社会のソーシャルワークへの参加政策と実行戦略」です。日中韓三カ国における市民社会のソーシャルワーク参加に関する制度的な体制及び、促進するための方法について、集中的に議論される予定です。併せて、実例での様々な経験が共有されます。このような議論や、経験の共有を通して、日中韓、三国の市民社会は、効率的な活動体制や方式について、より一層アップグレードした模索が可能になります。さらに、市民社会のソーシャルワーク参画を促進するための様々な方法も一緒に考えていけると思います。

中国側が主導的に選定したこのテーマは、12年間続いている日中韓フォーラムの役割を高め、価値をより引き立たせる素晴らしいアジェンダです。

東アジア市民社会フォーラムは、2009年に日本の東京で、初めて開催されました。その後、日中韓、三国を巡回しながら開催され、市民社会及びボランティアにおける話題を発掘し、アジェンダを示し、三国の実例と経験を共有しながら、市民社会の意味のある変化を先導してきました。

2年近く続いている新型コロナ事態は、日中韓、三国の市民社会の革新的で積極的な活動がより必要とされていることを感じさせます。今回の国際フォーラムが成功裏に開催されることと、議論の結果を通じてコロナ禍での市民社会が進むべき方向性を模索する、貴重な時間になることを確信します。

来年の2022年秋には、日本の東京で、顔を合わせて13回目のフォーラムを開催できることを祈ります。ありがとうございます。

(馬) 北京師範大学人文社会科学高等研究院副院長の李先生、中国国際民間組織協力促進会の副理事長の王先生、そして、東アジア市民社会フォーラム実行委員会会長の山岡さま、韓国ボランティアフォーラム会長の南さま、ありがとうございました。

2. 基調講演

(馬) それでは、続きまして、基調講演に移りたいと思います。テーマとしては、「中日韓三カ国におけるソーシャルワークの市民社会参画の政策とその実践」ということで話を進めていきたいと思います。

今回は、お三方にお願いをしております。

まず、最初に中国の南開大学ソーシャルワーク社会政策学部教授の関信平先生から、そしてお二方目は、慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科の堀田教授から、そしてお三方目は、京仁（キョンイン）放送会長でソウル大学校の名誉教授でいらっしゃいます趙先生からお願いいたします。

まずは、中国の関先生からお願いしたいと思います。どうぞ。

2.1 中国における専門的ソーシャルワーク制度の構築

関 信平 (Xinping GUAN) / 南開大学ソーシャルワーク・社会政策学部教授

皆さまこんにちは。本日、この機会に中国における専門的ソーシャルワーク制度について、その進展、問題、展望をテーマにお話しする機会を頂き、ありがとうございます。

目録

- 一、改革开放后中国专业社会工作重建的背景与早期过程
- 二、进入21世纪后中国社会工作专业队伍建设的加速发展
- 三、中国社会工作制度建设及相关政策发展
- 四、当前我国社会工作制度化建设的不足和问题
- 五、进一步加强中国社会工作制度化建设的行动



今回のテーマはいくつかございます。まずは、改革開放以降の専門的ソーシャルワークの再生の背景と早期段階についてです。2番目は、21世紀以降の中国のソーシャルワークの人材育成の加速、3番目は、ソーシャルワークの制度づくりと政策の整理、4つ目は、中国におけるソーシャルワークの制度づくりの問題点、5番目は、中国におけるソーシャルワークの制度づくりのさらなる強化に向けて、と題して話を進めたいと思います。

一、改革开放后中国专业社会工作重建的背景与早期过程 (20世纪80-90年代)

- (一) 改革开放后中国专业社会工作发展的背景情况
 - 1. 改革开放早期阶段中国的经济社会发展
 - 2. 单位制的变化对社会服务体制改革提出的新要求
 - 3. 民政部门人才发展与专业能力提升的要求
 - 4. 高等教育对社会新需求的回应

まず1つ目です。改革開放以降の、専門的なソーシャルワークの再生の背景、そして早期段階について、つまり、1980年代、1990年代についてのお話になります。

改革開放といいますのは、現代の中国において大きな動きでありました。1970年代の後半から始まった動きであります。改革開放の初期の頃には、大きな活力が注入されました。これによって経済発展が実現し、また、社会体制にも大きな変化がもたらされました。

これまでは計画経済でしたので、経済と社会の体制が密接に関わっていました。しかし、改革開放以降は、社会体制についても、さまざまな改革が必要になってきました。と言いますのは、ひずみが出てきたからです。

例えば、単位制度というものがありません。この単位の中で、経済活動であるとか社会サービスなど、全てを解決していたんですが、これを改革するという必要が出てきました。

当時、政府の民政部門がありまして、末端の社会サービスを担っていました。そしてこの民政につきましても、スタッフの、例えば行政サービス、あるいはサービススタッフ、行政サービスの人々、こういったスタッフたちの能力の向上が必要になってきました。人材の育成が必要になったわけです。

ということで、さまざまな研修、教育を行いました。そして、研究や考察の結果、こういったソーシャルワークに携わる方々の専門性が重要だということで認識されたわけです。そして、民政部が率先して、それに教育部、大学なども参加しながら、このソーシャルワークにおける積極的な取り組みをしてきました。

- ・ (二) 改革开放后中国专业社会工作的早期发展情况
- ・ 1. 80年代的创新发展
 - ・ “马甸会议” 的意义
 - ・ 高校社会工作教育的创立
- ・ 2. 90年代的缓慢发展
 - ・ 背景
 - ・ 概况

改革開放以降ですが、中国のソーシャルワークは、早期段階ではどのような状況だったかといいますと、まず80年代です。先ほど、背景をお話いたしました、民政部が、こういった専門家の育成を始めました。大学の中で行われました。重要な大学と、教育部、

当時は教育委員会でしたが、そういったところとの連携によりまして、北京大学などにこういった専攻が設けられました。

1987年に、民政部と教育部の関係者が参加して、また社会学関係の研究者も参加しまして、北京の馬甸というところがありますが、そこで会議を開きました。中国において、こういったソーシャルワークに関するような専門をつくらうということをお話ししました。この馬甸会議が、ソーシャルワークの人材育成についての非常に重要な意義ある会議となりました。

ということで、さまざまな大学でソーシャルワークに関する、管理に関する、専攻が設けられました。そして、それがどんどん増えていきました。ソーシャルワークの専門家育成に向けた一つの先駆けと言えると思います。

1990年代以降ですが、もちろん取組みは進んでいきましたが、しかし、その歩みはゆっくりとしておりました。やはり、経済に重きが置かれていた時代であります。ですので、社会構築については、少し後回しにされていた部分もあります。しかし、90年代の後半になりますと、経済の高度成長によって、さまざまなひずみが生まれてきました。例えばレイオフの問題、農村問題などです。政府にとっても社会にとっても、経済が社会とバランスを取っていく、調和を取っていくということが大事だという認識が生まれたわけです。ですので、大学において、90年代の後半から2000年ごろにかけて、ソーシャルワークの専攻を設けるという動きが、ブームの第2波という形で現れました。ですので、ほとんど毎年のように、このような新たなソーシャルワーク専攻が新設されていきました。これが教育の発展につながっていったわけです。

二、进入21世纪后中国社会工作专业人才培养的加速发展

では、2番目に入りましょう。21世紀に入って以降のソーシャルワーク専門人材育成の加速についてです。

- (一) 新世纪的新背景
 - 1. 90年代的经济成就及社会问题
 - 2. “科学发展观”和“构建社会主义和谐社会”的新要求
 - 3. 加强民生保障和社会管理的实践要求
 - 4. 高等教育的大发展

21世紀になりますと、中国ではさまざまな経済発展の成果が出て来ました。ただ、その一方で、ひずみとして社会問題が現れてきました。もちろん、経済のほうは高度成長を遂げておりました。しかし、その一面、例えば貧富の格差の拡大でありますとか、さまざまなグループ間の矛盾が生まれたり、あとは、一般の方々の中で、一部の方ですが、生活苦の問題が深刻になってきたりしました。ですので、中国の指導者が交代した後に、どの方向に進むべきかということ、そして世界に対してどのようなモデルを見せていけばいいのかということが検討されました。つまり、発展の果実をより多く、一般社会にどのように還元していくかということが検討されたわけです。

例えば、生活の中で安全を感じられるか、満足度があるか、そして、最終的には世界の発展にどのように貢献していくかということが課題になりました。中央のほうでは、科学的発展感、あるいは、調和の取れた社会、といった新しい用語が生まれてきました。ですので、さまざまな政府部門において、民政の保障でありますとか、社会管理といったことを進めるようになりました。

この中で大学では、定員が拡大されていた時期でした。つまり、大学に入る人が多くなったわけですね。定員が多くなりました。そうなりますと、さまざまな専攻が新設されるようになりました。ですので、大学の中でソーシャルワークの専攻科が増えていったということ、そういった動きがあったわけです。すなわち、ソーシャルワークがますます発展するという流れとなりました。

- (二) 中共十六届六中全会提出“构建一支宏大的社会工作人才队伍”的意义
 - 1. 加强社会建设需要有一支宏大的工作人员队伍
 - 2. 加强社会建设需要专业化社会工作人员
 - 3. 中央要求对全国社会工作专业人才培养的推动作用
 - 中央和国家机关相关部门的积极推动
 - 将社会工作人才纳入我国的人才队伍规划
 - 制定推动社会工作专业发展的文件（2011年十八部门文件）
 - 制定社会工作专业队伍建设的中长期规划（2012年十九部门文件）
 - 地方政府的快速响应
 - 探索社会工作的基本体制
 - 投入资源
 - 高校社会工作教育进一步发展
 - 进一步扩大专业
 - 进一步扩层、建立社会工作硕士专业学位

一つの重要な転換点がありました。これは2006年のことです。第16期六中全会が行われました。この中で大量のソーシャルワーカーを育成しようという掛け声が出て来ました。もちろん調和の取れた社会をつくるためには、さまざまな制度、資金、そして人が必要です。人材がなければこういった事業は進めていくことができません。そして、普通の人ではなく、

専門性とか、知識とか、技術とか、そういったものを持った専門的な人が必要だということになりました。専門的な素養を持った方々ですね。そういった方々にソーシャルワークに携わっていただくということが必要になりました。

ですので、中央としましては、人材を大量に育成していこうということになりました。すなわち、全国におけるソーシャルワーカーの育成に大きな後押しが生まれたわけです。また、こういった中央の呼びかけがありましたので、人材育成が進みました。

まずは、人材育成計画として、6大人材育成分野の中にソーシャルワーク部門が入りました。18部門の共同文書が出されました。これは2011年です。そして2012年には、19部門の共同による中長期計画の中で、人材育成のプランが出されました。

こういった中央の動きに対しまして、地方政府も積極的に対応しました。基本的な枠組みをつくったり、あるいは多くのリソースを投入したりしました。

まず、最初に行われた取り組みとして、深圳市の取り組みがあります。民間の機構と政府の調達を組み合わせた一つのシステムづくりが行われました。また、大学での教育もさらに進みました。そして、4年制大学における専攻科も増えましたし、さらには4年制だけではなく、

学部に加えて、修士課程にも置かれるようになりました。ですので、4年制から修士まで受けられるようになったわけです。

- (三) 中国社会工作人才队伍建设的进展情况及发挥作用情况
 - 1. 社会工作人才队伍快速发展
 - 目前全国社会工作专业人才总量达到157.3万人，其中持证社会工作者66万人
 - 2. 社会工作领域的不断完善
 - 社区社会工作、青少年社会工作、自然灾害、社会救助、……
 - 3. 社会工作教育教学体系的不断扩展
 - 教育体系的发展：专科教育、本科教育、应用性硕士教育、学术性研究生教育
 - 社会工作教学体系的不断完善：课程体系、教材体系、实习体系
 - 4. 社会工作考评系统不断完善：
 - 考评层级提升
 - 考评内容不断优化
 - 参考人数呈增大趋势

これが実践の活動においても大きな役割、そして効果をもたらしました。目標としましては、2020年までに145万人を育成するという目標があったのですが、実際、2019年の時点で157.3万人となりました。有資格者が66万人に達しています。また、同時にソーシャルワークにおけるさまざまな分野も広範になってきました。

例えば、コミュニティにおけるソーシャルワークでありますとか、若者向けの活動、または災害復旧活動、支援活動、この他にも、例えば犯罪者の更生活動などにも及んでいきました。そして、さまざまな政策が出されて、この事業が進められていったわけです。それと同時に、ソーシャルワークに関する教育体系も充実していきました。専攻を置くだけではなく、教材の充実、実習のシステムなども改善されていきました。

また、ソーシャルワークに関する評価の仕組みです。もともとこういった人材は、大学の学部、修士課程などで育成していきます。そして、資格試験、レベル試験などを受けるわけですね。2006年にソーシャルワーカーの職業レベル評価試験というものが創設されました。これで能力を担保して、こういった資格を持った方々が実務に就けるようにしていったわけです。

また、このレベル試験なんですけど、さまざまなレベルが設けられていくようになりました。例えば、上級ソーシャルワーカーの試験なども創設されていきました。また試験の内容についても充実が図られました。つまり、実際に受験される方の実務能力を問うようになっていきました。また、受験者の人数も増加していきました。特に近年、だんだんと増えてきておりますので、社会としてこの事業を重視しているということが分かってきました。

三、中国社会工作制度建设及相关政策发展

- (一) 社会工作制度建设的主要内容
 - 1. 社会工作人才制度：社会工作人才培养、使用、评价、激励等方面的制度
 - 2. 社会工作服务机构制度：社会工作服务机构建立、运行与发展的制度
 - 3. 社会工作的财政制度：政府财政支持社会工作机构的制度体系

3番目の内容になりますけれども、ソーシャルワークの制度づくり、そして関連政策についてです。

人材育成だけではなく、制度づくり、これも重要になってきます。この事業には安定的に制度化されたシステムが必要だということです。すなわち、このシステムが安定的に、長期的に社会の中で運営されていく。そのた

めには制度が必要になってきます。

いくつかあります。例えば、人材、人事に関する制度です。育成、雇用、評価、インセンティブなどの制度が必要になります。どのようにして人を育てていくか、雇用していくかといったことを取り決めたわけです。

そして、サービスを提供する組織のほうの制度ですね。例えば、そのサービスを提供する組織があります。これを効果的に、しかも、長期的、安定的に運営していくためには、そして人々がこの中で役割を發揮していくためには、組織の面でも、やはりしっかりとした制度がなければなりません。ですので、こういった制度づくりをしました。組織の設立、運営、発展のための制度です。

そして3つ目としましては、財政関係ですね。やはり事業を進めるためには、資金が必要で

すが、この資金をどのように調達し、投入し、そして使っていくかです。これはやはり規範化する必要がありますので、制度が必要になってきます。具体的には、さまざまなこのための制度がつくられました。

- (二) 建立社会工作者制度的主要行动
 - 1. 确立社会工作人才地位的制度
 - 2006年，十六届六中全会提出“建设一支宏大的社会工作人才队伍”，为推动我国社会工作人才和社会工作制度的发展规定了方向。
 - 中共中央国务院2010年6月颁发的《国家中长期人才发展规划纲要（2010—2020）》把社会工作人才作为我国六大人才队伍之一，确立了社会工作人才在国家人才队伍建设中的地位。
 - 2011年10月，中组部、民政部等中央和国家18部门联合发布了《关于加强社会工作专业人才队伍建设的意见》，其中首次明确建立社会工作人才培养、使用和评价等系列制度体系，并确立了“党委领导、政府推动、社会参与、突出重点、立足基层、中国特色”的原则。
 - 2012年4月，19部委联合发布了《社会工作专业人才队伍建设中长期规划》（2011 - 2020）明确提出到2015年，我国一线社会工作专业人才总量增加到50万人，到2020年增加到145万人的目标，并对社会工作制度建设的多个方面做出了规划要求。

そして、このソーシャルワーカーの制度についてですが、まずは、人材の位置付けです。

中国では、この人材というのは、特別な意味があります。この人材というものがかなり厳格に規定されているのです。そしてこういった人材をどこに使うかといったところでも、かなり厳格な規定があります。一定の科学的な知識を持って、専門的な技能を持っている

方々のことを人材と呼ぶわけです。

2006年に16期六中全会の中で、先ほども申し上げましたが、ソーシャルワーカーの大量育成を行うと打ち出されました。ということで、主な方向性がこのときに定められたわけです。そして、共産党の中央と国務院は、2010年6月に人材発展計画の綱要を出しました。つまり、ソーシャルワーカーというものを、中国の6大人材育成分野の一つに位置付けたわけです。

2011年11月には、中央組織部、民政部など、中央や国の18部門が共同でソーシャルワーカーの育成強化に関する意見を出しました。この中で初めて、この育成、雇用、評価などの制度づくりが打ち出されたわけです。そして、党や委員会の指導、政府の推進、社会の参画、重点目標を明らかにして、中国の特色を持たせるという原則が打ち出されました。

2012年4月には、19部門が共同で、中長期計画人材育成プランを出しました。2015年には、人材を50万人に、2020年には145万人に人材を充実させていくということで、この目標に関しまして、さまざまな指示が出されました。

- 2. 社会工作教育和培训制度
 - 社会工作的学科建设：
 - 国务院学位委员会和教育部设立社会工作专业硕士（MSW）的制度
 - 明确社会工作作为社会学一级学科下的二级学科而纳入研究生培养体系
 - 社会工作的培训制度
- 3. 社会工作师助理社会工作师职业水平评价制度
 - 2006年7月20日，人事部、民政部联合发布了《社会工作职业水平评价暂行规定》和《助理社会工作师、社会工作师职业水平考试实施办法》（国人部发〔2006〕71号）
- 4. 社会工作者的激励制度：薪酬待遇、晋升和职业发展

2つ目としましては、ソーシャルワークに関する教育・研修制度です。まずは、その学科の整理になります。学位委員会と教育部で、ソーシャルワーク修士号を設けるとしました。また、社会学の中にソーシャルワークのコースを作り、そして、学術研究のための、研究者育成のための修士課程を設けることにしました。

3つ目としましては、このソーシャルワーカー、またはソーシャルワーカー助手に関して、職業レベルの評価をすることです。2006年の7月に人事部・民政部共同で、この技能評価に関する暫定基準を出しました。またソーシャルワーカーのレベル試験の実施方法などについても制定されました。このような技能と評価の仕組みができたわけです。

また、インセンティブの制度もつくられました。例えば、待遇、昇進、キャリアアップといった制度がつくられました。

- (三) 社会工作服务机构制度建设的主要行动
 - 1. 鼓励民办社会工作机构建设与发展的制度
 - 鼓励高校教师领办社会工作机构
 - 2. 社会工作岗位开发的制度
 - 2012年“十八部委文件”中提出要“研究制定社会工作专业岗位开发设置政策措施”

また、サービスを提供する機関に関する制度については、次のような取り組みがありました。

まず1つ、民営の組織の設立を奨励しました。もともと最初は、人材不足という背景が

ありました。ソーシャルワークの体制が再生された後に、まずは大学の先生にリーダーシップを取っていただきました。大学の中でこのための教学活動をしていただきました。専門的な、例えば基本的な技能、実務などについて、過渡的な政策として大学の先生に役割を担っていただいたわけです。

そして2つ目としまして、ソーシャルワークに関する人員配置に関する制度がつけられました。2012年ですが、先ほどの18部門の部署の中で、人材配置に対する政策措置を検討すべきだと主張されました。

- (三) 政府支持社会工作发展的制度建设
 - 1. 财政政策：政府购买社会工作服务的制度建设
 - 2012年11月民政部、财政部联合发布了《关于政府购买社会工作服务的指导意见》，对政府购买社会工作服务工作提出了基本的制度规范。
 - 2013年9月30日，《国务院办公厅关于政府向社会力量购买服务的指导意见》
 - 2. 支持中西部地区社会工作发展的政策
 - 2012年9月中组部、民政部等部委联合发布了《边远贫困地区、边疆民族地区、革命老区社会工作专业人才支持专项计划实施方案》

3つ目です。政府の支援に関する制度です。例えば、政府の調達です。サービスを政府で調達するという仕組みです。2012年11月、民政部、財政部が共同でこのソーシャルワークの調達に関する意見を出しました。そして、基本的な制度の枠組みができました。

2013年9月には国务院の辦公厅のほうで、民間からの調達についての意見が出されました。これはソーシャルワークだけではなく、さまざまな分野に関しての意見ですが、ソーシャルワークもこの中に含まれているということです。政府でこういった調達をすることで、事業を支援しようという動きであります。

また、12年9月ですが、中央組織部、民政部などによって、辺境地域、貧困地域、旧革命根拠地を対象としました支援プランが出されました。ソーシャルワークの人材を育成するための特別計画ということで、このプランが出されました。三区計画といわれています。

- (四) 推动社会工作在各个领域介入发展的制度建设
 - 《关于加快推进社区社会工作服务的意见》(2013)
 - 《民政部关于加快推进灾害社会工作服务的指导意见》(2013)
 - 《关于加强青少年事务社会工作专业人才队伍建设的意见》(2014)
 - 《加快推进社会救助领域社会工作发展的意见》(2015)
 - 《关于支持社会工作专业力量参与脱贫攻坚的指导意见》(2017)
 - 《关于在健康城市健康村镇建设中充分发挥青少年事务社会工作专业人才和青年志愿者作用的通知》(2017)
 - 等重要文件。

また、このソーシャルワークに関係する分野は多岐に渡っています。さまざまな複数の管轄部門がありますので、共同文書の形でさまざまな施策が出されてきました。これによって、ソーシャルワークの事業が進められてきました。

例えば、2013年には民政部のほうで、このソーシャルワークのサービスを加速するための意見といった文章が出されました。2013年には、民政部のほうで、災害支援・ソーシャルワークに関する分野での指導意見、ガイダンスが出されました。

2014年ですが、こちらも多部門の共同文書としまして、若者の事業におけるソーシャルワーク人材の育成に関しても文書が出されました。

2015年には、民政部その他の部門の共同によりまして、社会救済の分野におけるソーシャルワークに関して、その事業加速に関する意見が出されました。

2017年には、貧困扶助に関しても似たようなソーシャルワークのガイダンスが出されました。また同じ年の2017年には、健康なまちづくり事業分野における、若者のソーシャルワーカーあるいは青年ボランティアとしての役割発揮に関して文書が出されました。これらの文書ですが、いずれも中央の部門から出されました。ですので、全国的に影響を持ったわけです。

- (五) 社会工作制度建设的特点
 - (1) 从“社会工作人才队伍建设”到“社会工作制度化建设”：政府认识的深化
 - (2) 全国性和地方性制度建设同时发展，相互促进

次の内容ですが、ソーシャルワーク制度づくりの特徴についてお話しをしたいと思います。

以前は、人材の育成に力点が置かれていま

したが、今は制度化、制度づくりのほうに力点が置かれています。これは政府として、認識が深まっていることを示していると思います。また、全国的な制度と、地方的な制度が同時に連携しながら進んだということが特徴といえます。

まずは、それぞれの地方で実績を重ねてノウハウを蓄積しまして、それを吸い上げて、国から全国へ普及させ、進めていったという形で行われました。こういった取り組みが行われたわけです。

四、当前我国社会工作制度化建设的不足和问题

- (一) 法制化水平偏低
 - 国家层面法律和行政法规缺失
- (二) 国家政策文件的力度不够
 - 1. 全国性政策主体地位偏低（尚未有中央和国务院发布的专门文件）
 - 2. 相关政策文件的指令性程度不够
- (三) 社会工作规划发展缓慢
 - 1. 全国性社会工作发展规划执行不够完善
 - 2. 地方性社会工作发展规划刚刚起步

では、4番目の内容に入ります。現在の中国のソーシャルワークの制度化における問題点についてです。

まずは、法律制度です。立法がまだ遅れているということです。現在、国としての法律はありません。例えば、ソーシャルワーク法といった法律はありません。また、行政などから出されているような行政法規というものもまだありません。この辺りが、まだ不備となっております。例えば、慈善活動やボランティアサービスについて条例はありますが、ソーシャルワークに関してはまだ設けられていないということです。また、国から文書が出されていても、強制力が少ないということがあります。

一番重要な文書としましても、18部門の共同発表の文書です。ただ、国民のレベルとか、党の中央とか、そういったレベルから発表された文書はまだないということです。ですので、まだ強化が必要であります。

また、さまざまな政策文書はありますが、強制力が少ないです。つまり、ガイダンスとか、ガイドラインとかそういったレベルの文書だということです。

また、ソーシャルワークのプランニングの面についてもまだ後れがあります。あるいは、計画はあっても、実行段階に至っていないといった状況もあります。ですので、なかなかスピーディーには進んでいない、あまり重視されていないということがあります。

また、地方のソーシャルワークについては、ばらつきがあります。地方によっては進んでいるところもありますし、後れているところもあるわけです。

- (四) 社会工作机构及岗位设置有待进一步规范
 - 1. 对政府的要求
 - 2. 对社会工作机构和岗位的要求。
- (五) 社会工作建设及服务标准化体系建设有待进一步推进
- (六) 政府购买社会工作服务尚待进一步制度化

ソーシャルワークの組織、人員配置については、さらなる規範化が必要になっていきます。まずは、ニーズを踏まえることが必要です。そして、一般の方々にどのような、どういった面で、どういった基本的なニーズがあるか、エッセンシャルなニーズがあるかということを踏まえて、社会サービスを計画する必要があります。

そして、この計画に基づいて、例えば、人員の配置とか、予算の配分などを決めていく必要があります。この中でバランスを取る必要もあります。そして、長期的な、安定的な制度をつくっていくという必要がありますが、ただ、この面についてはまだ後れがあります。

とりわけ、人員の配置なんですけど、これはニーズに基づくべきだと思っています。また、組織におきましても、ニーズに合わせて人員を配置するということが必要です。これにより、有効に、そして長期的に運営することができると思います。安定性、長期性ですね。

また標準化の面でもまだ後れがあります。もちろん進展や成果もありますが、まだ大ざっぱ

な状況です。ですので、他の分野ほどは、まだうまくいっていないというのが現状です。

また、政府の調達なんですけど、この制度についてもまだ改善が必要です。やはり民間のニーズに基づいて、プランニングをする。そして、このプランによって、人員の配置をする。あるいは、サービスの事業を立案していく。そして、調達をする。調達をした後は、バランスを取っていく。または安定性を担保していく。来年あるか、分からないような事業であったら困るわけですので、持続性がある一つの取り組みとして進めていく必要があるわけです。

五、进一步加强中国社会工作制度化建设的行动

- (一) 加强法制建设
 - 建立社会工作的基本法：《社会工作服务法》、《社会工作者法》（或《社会工作者条例》）
- (二) 加强和完善社会工作发展规划
- (三) 进一步完善社会工作机构及岗位设置的制度体系
- (四) 完善社会工作机构和岗位的服务标准体系

5番目としまして、中国のソーシャルワークをいかにして制度化していくか。私からの提案をお話ししたいと思っています。

まずは、法整備です。基本となる基本法です。例えば、ソーシャルワークサービス法とか、ソーシャルワーカー法とか、そういった法整備が必要になると思います。

また、ソーシャルワークに関するプランニングが必要だと思います。このプランニングは、経済、社会的な取り組みにおいて非常に重要になります。

政府、あるいは、政府の部門のアクション、すなわち、どのような行動を取るかということは、このプランによって決まります。そして、有効なリソース配分をこのプランに基づいてするわけですね。ですので、このプランニングがしっかりと行われていなければ、安定性を担保することはできません。つまり、余裕があるときはできるけれども、財政に余裕がなければできない、あるいは、リーダーがあまり重視していなければ、進められないとか、そういった不安定な状況であってはいけないわけです。これはよくありません。ですので、やはりプランニングにのっかって、計画的に進めていくということが必要となります。

また、組織や人員の配置に関する制度づくりも必要です。さらに改善する必要があります。現在、民政部が全国で町レベルのソーシャルワークステーションの設置を進めています。この取り組みは、やはり制度化し、規範化していく必要があります。現在は、民政部のプランニングの中に盛り込まれたようです。どのようにして、具体的に人材を配置していくかですね。こういったところで、今後規範化が進められていくと思います。

また、このソーシャルワークステーションだけでなく、先ほどは町レベルと申しましたが、この他にも、例えば民営の形、あるいは、新たな組織体系なども模索していく必要があります。システムづくりも新しく進めていく必要があります。

また、企業におけるソーシャルワーク、あるいは、ボランティア活動など、関連の分野についても制度が必要になってきます。そして、どのようなサービスを提供するかという基準も必要です。

この中には、これに従事される人々の資格や、あるいは実際の業務における行動の規範なども必要になってきます。これがうまく回るようになってきますと、より規範的に、より効果的に、事業を進めて、より大きな効果を挙げることができると思います。

(五) 继续探索适合我国国情的专业社会工作体制

- 1. 探索建立事业单位体制，并与新型社会组织体制协调
- 2. 进一步促进和优化民办社会工作机构的发展
- 3. “三社二业联动”与三种社会工作运行模式的协调
- 4. 全科式与专科式的分工、协调与合作

では、次ですが、中国の国情に見合ったソーシャルワーク体制づくりです。

私たちの考えるところ、事業単位制を採るのがいいと思います。今多いのは、民営の組織です。民営の組織、社会組織などで行われ

ています。そして、それを政府が調達するという事なんですが、これには優位性もありますが、欠点もあります。アンバランスで、安定性がないということが欠点になっています。

例えば、現在、ソーシャルワークステーションの設置を進めておりますが、できれば、国営の事業単位制度で設立するのが望ましいと思います。国営ですので、これは安定的な一つの制度になります。従って、事業は安定的に進められます。ただ、人員については、認容制を採用することができます。つまり、以前は国営の企業の中で効率が上がらないという問題があったわけです。この問題を避けなければなりません。ですので、効率を確保しながら安定性やバランスを担保していく。このためには、組織は国がつくるということです。これが必要だと思います。そして、人員に関しましては流動が可能だということですね。これについて検討が必要だと思っています。

2番目としましては、民営による特色のあるサービス、これもまた発展をさせていく必要があります。民営には民営の良さがあるわけです。とりわけ、イノベーションですね。これについては、素晴らしい取り組みがあります。特色のあるサービス、これは民営ならではのサービスです。得意分野を持った組織ですね。先ほどは、国のほうで進めていくのはバランスを取るためと言いましたが、民間のほうでは、特色のあるサービスを掘り起こしていくということが可能だと思います。

さまざまなニーズがありますので、基本的なサービスとしては、バランスを取っていく必要があります。ただ、民営には、それぞれの民営ならではの特色のある、イノベティブなサービスをつくっていただくという形ですね。例えば、理論のイノベーションでありますとか、あるいは、実務のイノベーション、特色の発揮とか、そういったところで民間の方々にも、民営の方々にも頑張ってもらって、レベルアップをしていただくということになります。そうなりますと、全体としてよりよい発展ができると思います。

次にご紹介するのは、三社二業連携ですが、三社というのはコミュニティとソーシャルワーカー、そして社会組織です。この中で、コミュニティがプラットフォームの役割を果たします。このプラットフォームの上でソーシャルワーカー団体や、社会組織などが活躍をしていただく、役割を発揮していただくということです。この組織の運営においても、ソーシャルワーカーの活動においても、やはりプラットフォームが必要になります。これをコミュニティが果たすわけです。

そして、二業というものは、企業と事業単位ということになります。そして、それぞれの中に部門を置きます。そして、民間に対して、さまざまな形でサービスを提供していきます。

また、全科式と専科式とありますけれども、総合的な人材と、専門的な人材との住み分けということになります。そして、協力していただくということです。もちろん、ソーシャルワークの実際の実務分野には、さまざまな分野があります。実際に第一線で直接、さまざまな方々と関わる方については、一つのコミュニティにあまりにも多くの分野の専門家を置くということはいけません。ですので、第一線で人々と関わっていただく方については、総合的な人材であっていただきたい。どの分野でもつなぐことのできる方であってほしい。つまり、かかり付け医さんみたいな役割を果たしていただきたいですね。一方、専門的な人材に関しては、専門医としての役割を果たしていただきたい。専門性を持って困難な課題を解決していただくというわけです。

(六) 继续优化社会工作运行机制

- 1. 福利性服务机制主导下市场机制的介入
- 2. 推进、完善和优化政府购买社会工作服务的机制
- 3. 进一步完善专业社会工作的补偿和激励机制

また、手当やインセンティブですね。現在は、ソーシャルワーカーの方々の待遇が低いです。また、昇進のチャンスも少ないです。ですので、離職が多いです。将来的には、この部分については、改革が必要です。より多くの優秀な方々に来ていただく必要があります。ですので、長期的、安定的にこの分野で働いていただくための仕組みが必要です。

専門的な仕事をするためには、やはり長期的・安定的に、役割や能力を発揮していただくような仕組みが必要です。

• (七) 继续扩大专业社会工作人才队伍

- 1. 继续加强高校社会工作培养体系建设:
 - 横向扩大、纵向扩展;
 - 数量扩充、质量提升
- 2. 进一步优化社会工作者考评制度
- 3. 进一步提高社会工作专业人才的待遇和晋升途径, 稳定社会工作人才队伍
- 4. 进一步优化社会工作人才的使用制度: 让专业人员做专业工作
- 5. 进一步加强社会工作专业培训: 对专业人员的继续教育和对非专业人员的专业知识提升

では次に、運営体制の改善です。効率化のためには、やはり市場メカニズムを適度に導入していくということが必要になります。そして2番目としましては、政府による調達に関して仕組みをつくっていく必要があります。

続きましては、さらなる人材の強化です。まずは、大学での育成です。より幅広く、専門性を高めて、そして数も、質も高めるということです。

2つ目としましては、人材の評価制度です。例えば、さまざまな試験制度があります。その試験の評価が実務に役立つということが大事になります。

また、こういった専門の人材に関しましても、昇進の機会を設けていくことがあります。そして、専門を持った方に、その専門に合った仕事をしていただくという仕組みも必要です。実は、この自分の専門と合った仕事を実際にできている方が少ないわけですね。ですので、もともと専攻した分野に関するような仕事に就けるような仕事が必要です。

また、ソーシャルワーカーの継続教育も必要ですし、直接、このソーシャルワークには従事しないコミュニティの担当者、あるいは上司の方々にも、ソーシャルワークの基本的な知識を持っていただくということも大事であります。とりわけ、上司の方ですね。実際にソーシャルワーカーがどんなことをしているかということを知っていただく必要があると思います。

本日の内容は以上です。ありがとうございました。

(馬) 関教授、ありがとうございました。

ただいま、関先生に中国のソーシャルワーク制度について、体系的、全体的なご紹介をいただきました。とりわけ、韓国、日本の先生方におかれましては、80年代以降の40年ほどの間に中国でソーシャルワークに関しまして、どのような制度、政策が整備されたか、そして、サービスの体制づくり、あるいは、その財政制度、サービスの制度などについて、全貌を見ていただいたかと思えます。

また、関先生ですが、現在、さまざまな、まだ解決されていない問題についてもまとめていただきました。今後どういったところで改善が必要か、進歩が必要かということについてご提案もいただきました。構想もいただきました。関先生、どうもありがとうございました。中国のソーシャルワークについて、全貌をご紹介いただきました。

では、続きまして、慶應義塾大学大学院教授の堀田聰子先生より、「地域共生とは何か—政策的潮流と支援のかたち」ということについて、ご講演いただきます。堀田先生お願いいたします。

2.2 地域共生とは何か—政策的潮流と支援のかたち

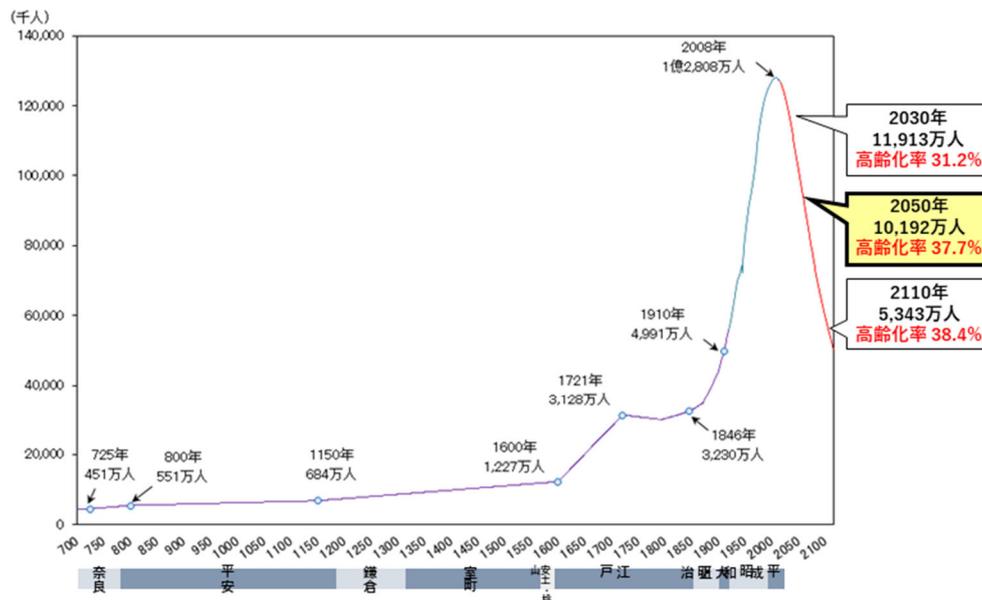
堀田 聡子 (Satoko HOTTA) / 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

こんにちは。今日本では、目指すべき世界の姿として、地域共生社会ということがうたわれています。なぜ、そんなことがいわれるようになってきたのか。そして、政策的な潮流、後半には、地域から入ってきた支援の特徴をご紹介させていただければと思っています。



総人口の長期的推移と将来推計

- 日本の総人口は、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく可能性。
- この変化は千年単位でもみても類を見ない、日本開闢以来の大人口減。

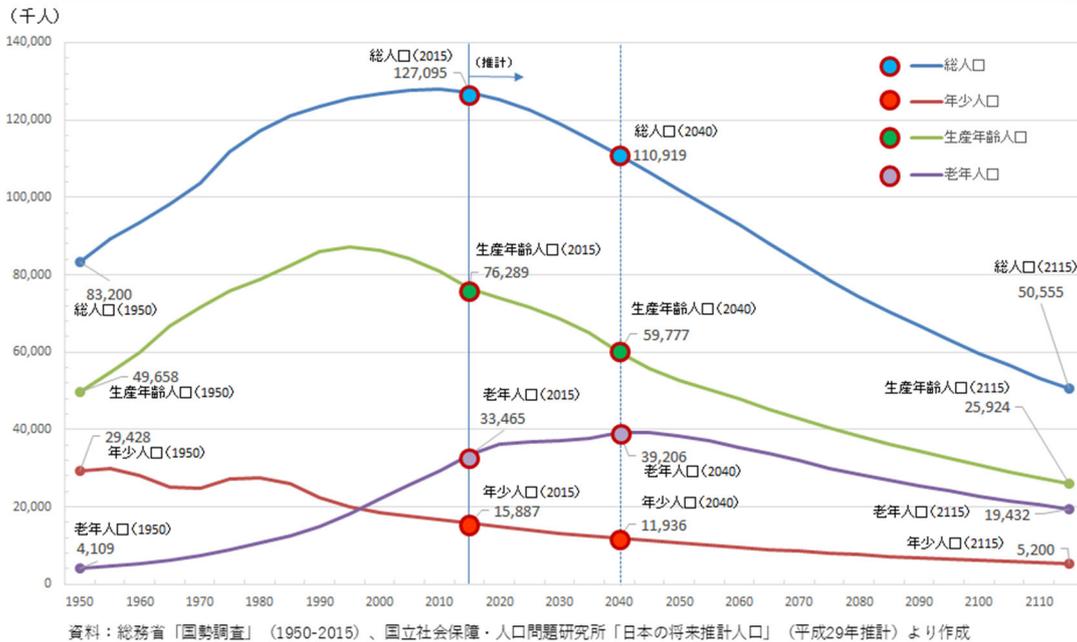


（出典）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』（講談社、2000年）、森田俊三『人口増加の分析』（日本評論社、1944年）、内閣統計局「明治五年以降我が国の人口」、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」、2016年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）。

まず、こちらは日本の総人口の長期的な推移、700年以降のものをご覧いただいています。ピークが2008年にもう過ぎているということで、今後100年間で、100年前の水準に戻っていく、人口減少の社会に突入します。

年齢区分別人口の推移

- 日本は、2008年をピークに人口減少時代に入ります。
- 生産年齢人口、年少人口は減少、**老年人口は2042年ころまで増加し**、その後、減少に転じる。

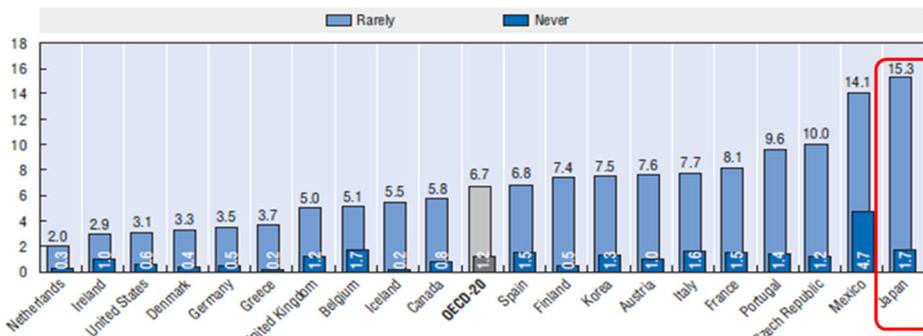


これを年齢区分別に見ますと、生産年齢人口と年少人口は既に減少に転じているわけですが、老年人口については2040年ぐらいまで増加するということが分かっています。

社会的孤立の状況

- 「友人、同僚、その他社会的グループの人と全く、あるいはめったに付き合わないと答えた者の割合について、「めったに付き合わない」と答えた者の割合が日本が最も多い。

CO2.1. Proportion of respondents who rarely or never spend time with friends, colleagues, or others in social groups
Percentages, 1999-2002

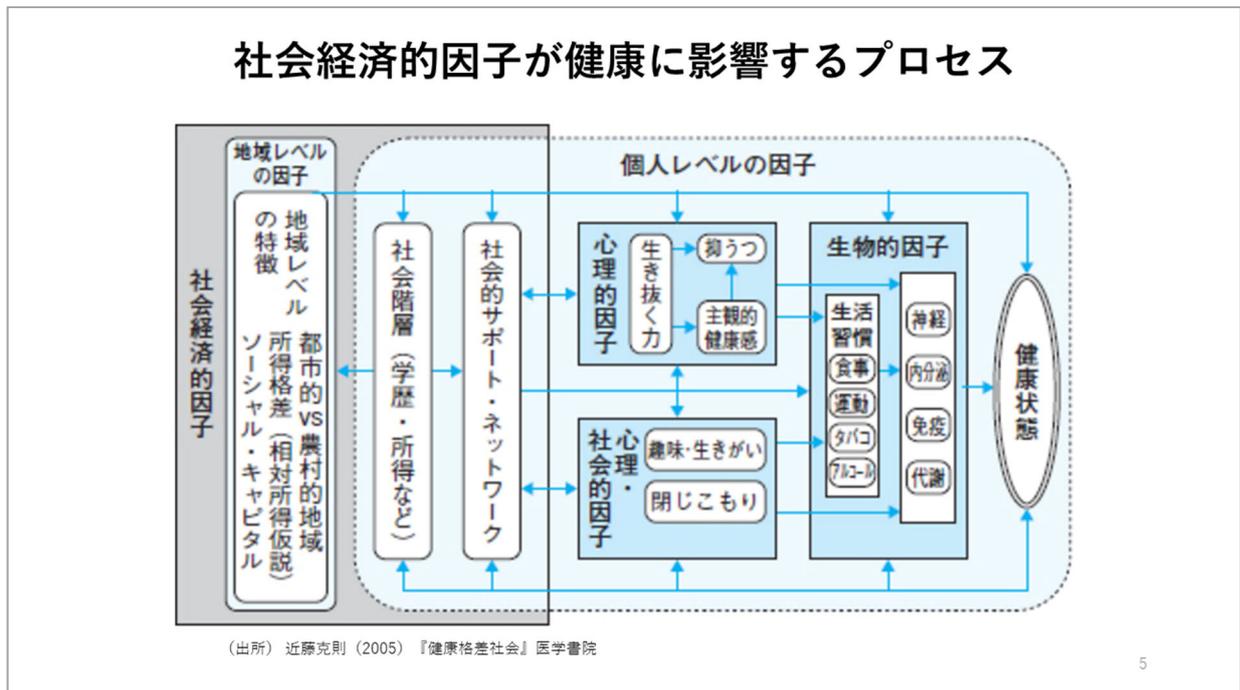


Note: The proportion "Rarely" includes those who respond either "rarely" or "never" to all of the categories of contacts (friends, colleagues or others in social groups). The proportion "Never" includes those who respond "never" to all of the categories.

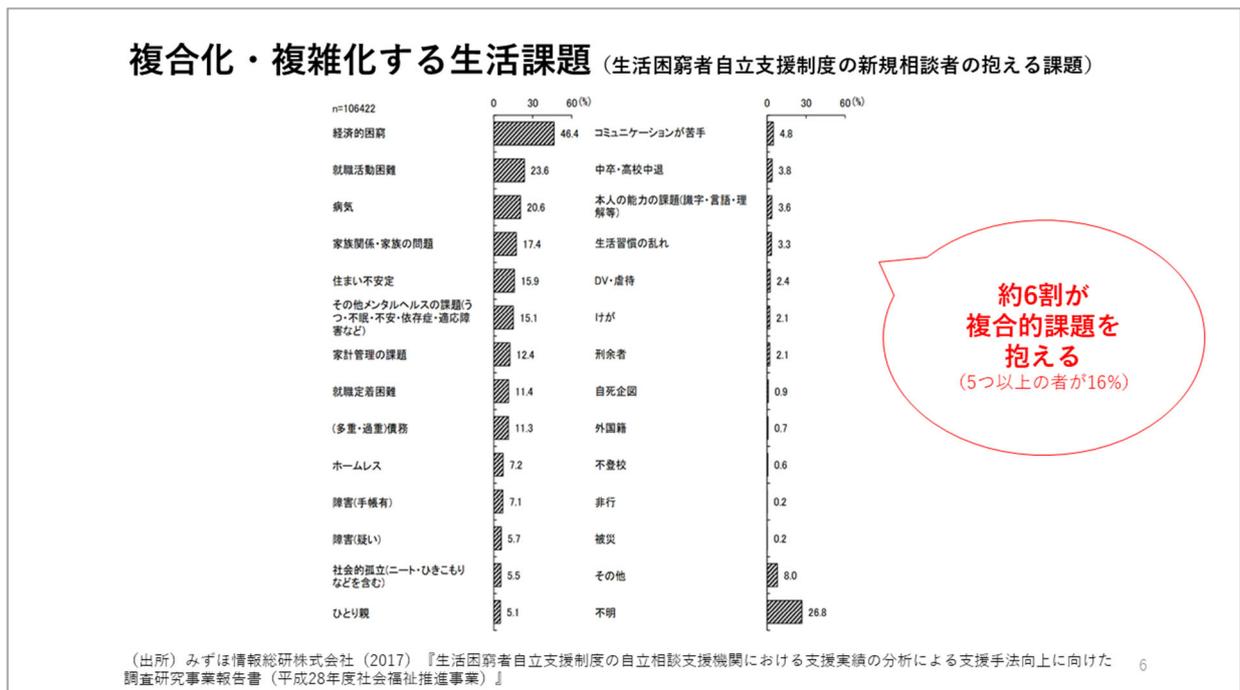
(出所：Society at a Glance OECD Social Indicators – 2005 Edition)

そして、もう一つの社会の変化、特に、ポストコロナというところでは、あらためてクローズアップされていますけれども、社会的孤立の状況です。こちらは、2005年のOECDの調査ですけれども、日本は、トップにあります。何がトップかといいますと、友人、同僚、その他社

会的グループの人と、全くあるいはめったに付き合わないと感じた人の割合が最も多いということになります。



それは何を意味するかですが、こちらは、健康の社会的決定要因を図にしたものです。ご覧いただいていますように、個人レベル、あるいは地域レベルでのつながりということが、個人、あるいは地域全体の健康にも影響するということがいわれています。



この図は、生活困窮者自立支援制度の新規相談者の抱える課題を整理したものです。心身の不調、職場のこと、学校のこと、家族のこと、住まいのこと、そしてお金のこと。約6割の方々が複数の課題を抱えておられ、5つ以上の課題を訴える方も16%に上っています。

ご覧のようにさまざまな課題、複雑化する課題を抱えていらっしゃるということで、これまでも、時に公的な機関や、医療、介護、福祉に関わる窓口を訪ねていらっしゃるけれども、な

かなかなかよく受け止めてもらえなかった。その積み重ねが諦めを生んで、そして孤立につながっていついてしまっている。そんなこともいわれているというところになります。

因果関係は、明確ではありませんが、残念ながらコロナ禍で自殺なされる方々の数も増えていきます。

(参考) 自殺の危機要因と危機経路が投げかけるもの

遺族に対する523人の亡くなられた方についての調査によると、自殺の危機要因となりうるものは69個、自殺で亡くなった方は平均3.9個の危機要因を抱えていた。

健康問題 (531)

身体疾患 (腰痛) (18)、身体疾患 (その他) (88)、うつ病 (274)、統合失調症等 (97)、アルコール問題 (34)、病苦 (17)、認知症 (2)、出産 (1)

経済・生活問題 (414)

倒産 (11)、事業不振 (60)、失業 (57)、就職失敗 (23)、生活苦 (66)、負債 (多重債務) (82)、負債 (住宅ローン) (10)、負債 (その他) (31)、借金の取り立て苦 (26)、連帯保証 (20)、経営の悩み (6)

家庭問題 (354)

家族間の不和 (親子) (71)、家族間の不和 (夫婦) (76)、家族間の不和 (その他) (17)、家族との死別 (自殺) (22)、家族との死別 (その他) (30)、家族の将来悲観 (6)、離婚の悩み (47)、被虐待 (当時) (4)、DV被害 (19)、育児の悩み (30)、介護・看病疲れ (24)、親の不仲・離婚 (6)、妊娠・不妊の悩み (1)

勤務問題 (366)

仕事の失敗 (39)、職場の人間関係 (95)、職場環境の変化 (配置転換) (43)、職場環境の変化 (異動) (17)、職場環境の変化 (降格) (6)、職場環境の変化 (転職) (19)、休職 (13)、過労 (69)、職場のいじめ (11)、仕事の悩み (51)、定年退職 (3)

学校問題 (95)

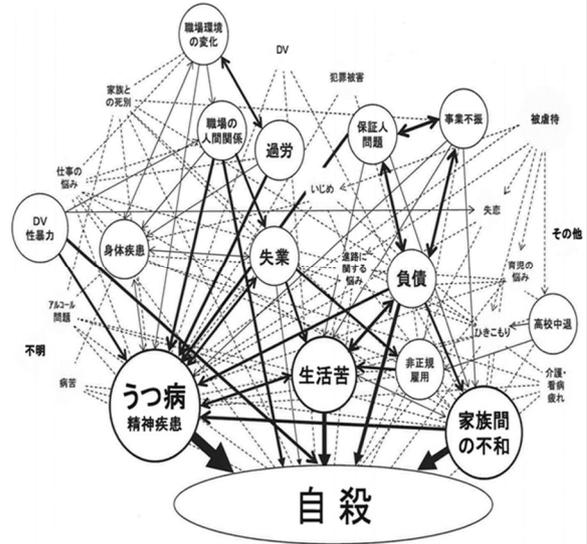
進路の悩み (入試) (7)、進路の悩み (その他) (22)、学業不振 (8)、いじめ (4)、教師との関係 (15)、他生徒との関係 (15)、ひきこもり (16)、不登校 (6)、教師からの叱責 (1)

男女問題 (37)

結婚をめぐる悩み (6)、失恋 (16)、不倫の悩み (13)、恋人の自殺 (1)、性同一性障害 (1)

その他

犯罪被害 (3)、犯罪被害 (7)、後遺 (1)、心中 (8)、近隣関係 (15)、将来生活への不安 (29)、専身赴任 (2)、災害 (その他) (3)、親への家庭内暴力 (2)、高校中退 (5)、事故 (7)、同業者・同僚の自殺 (1)、配偶者への暴力 (4)、その他 (73)



(資料) 特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク『自殺実態白書2013』 <https://www.lifelink.or.jp/hp/whitepaper.html> 7

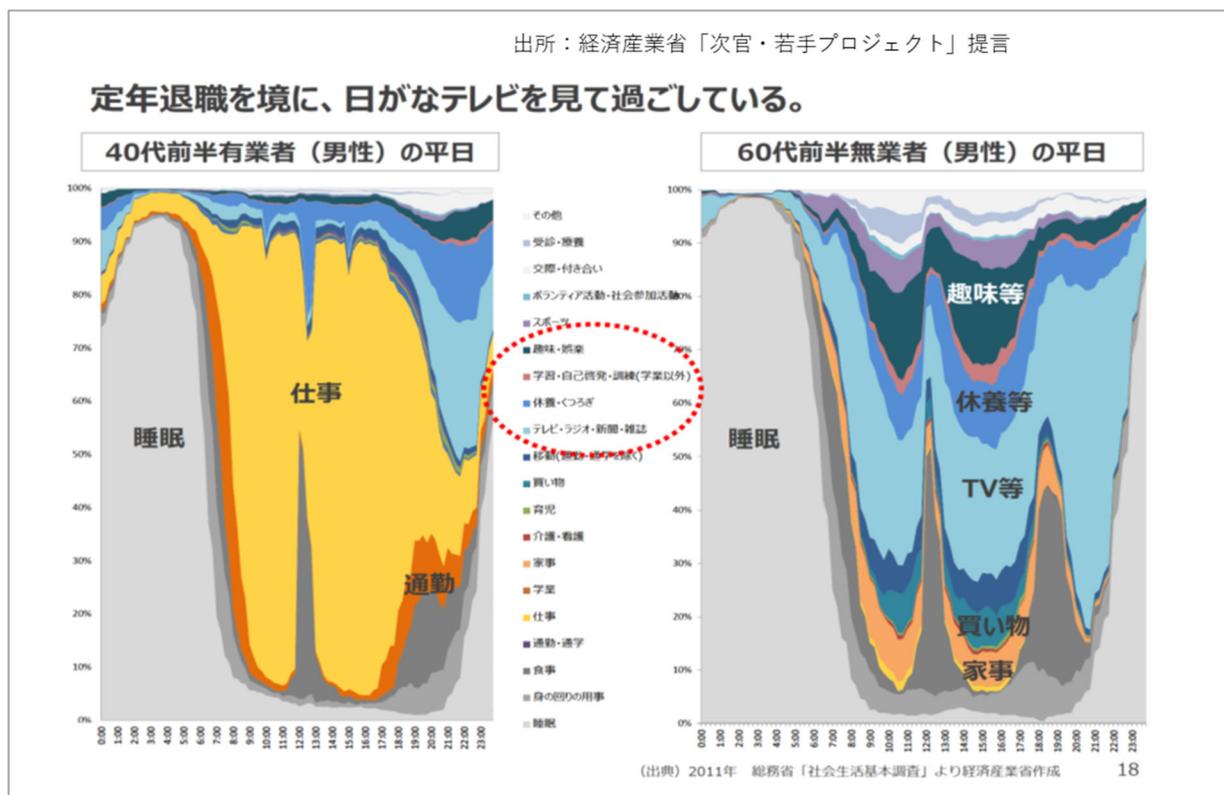
こちらは以前、ご遺族に対する調査から明らかにされたことですが、自殺で亡くなった方、その危機要因となり得るものを、平均 3.9 個抱えていたということが分かっています。個人、あるいは世帯全体で抱える課題が、複合化、複雑化、そして多様化してくる。これが本当に命の差し迫った問題になってきているということになります。

日本が築いてきた社会保障制度



命と暮らしを支える基盤は整っているのか。この図は、戦後直後に日本が築いてきた社会保障制度の枠組みを示したものです。生まれてから死ぬまで、年代ごとに想定される典型的なリスクにどのように備えるのか。ある意味、対象別、属性別に制度が設計され、事業化されてきたという特徴があります。

しかし、今や生きづらさに関わるリスク、これは普遍化しつつあります。さらにこの社会保障制度の基礎として想定されていた家族像、フルタイムで定年まで働くお父さんと、専業主婦のお母さん、そして2人の子ども、そんな家族のつながりと、その家族が暮らしている地域のつながり。そんなお父さんが勤めている会社のつながり、血縁、地縁、社縁などといわれますけれども、こういった共同体の機能が脆弱化してきています。そうした中で、もう一度、生活保障の仕組みを問い直さなければならないのではないだろうか。そんな問いが生まれてきていました。



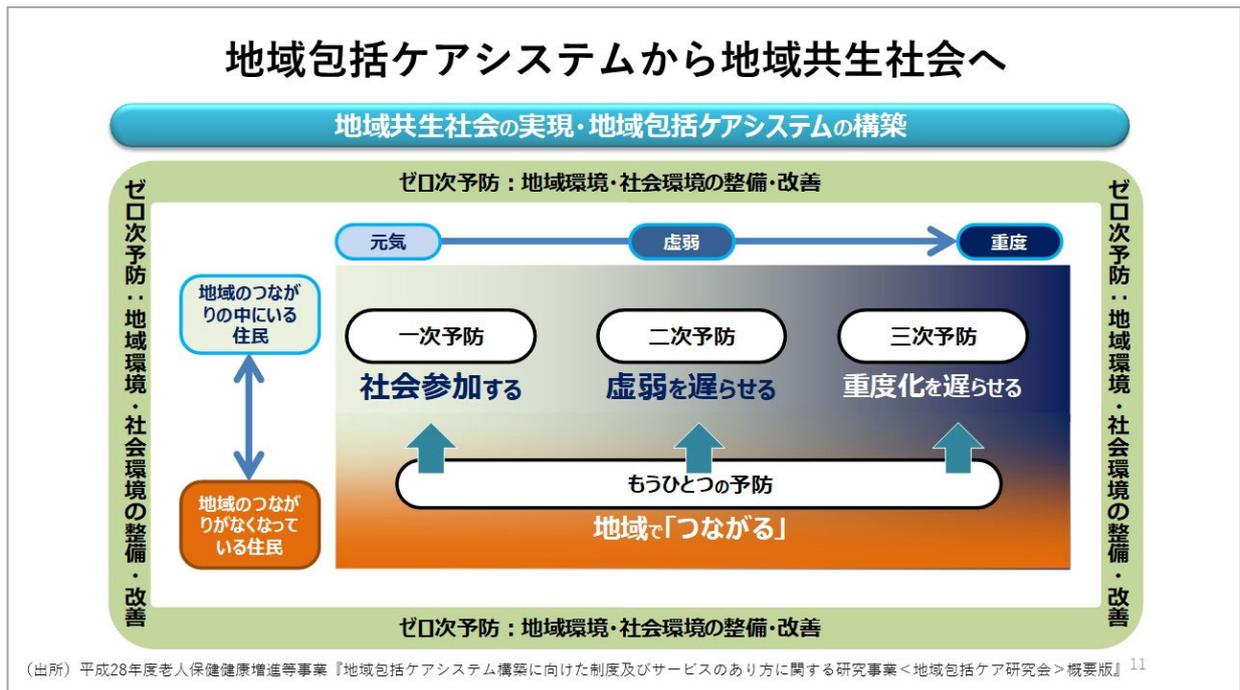
他方で、年齢を基本にした制度設計、あるいは、対象別に専門分化した事業のあり方は、さまざまな持ち腐れを生んでいます。例えば、人の力に着目したとして、60年代で定年を迎える。引退を、といっても、まだまだお元気。何らかの支援を必要として、あるいは、何らかの



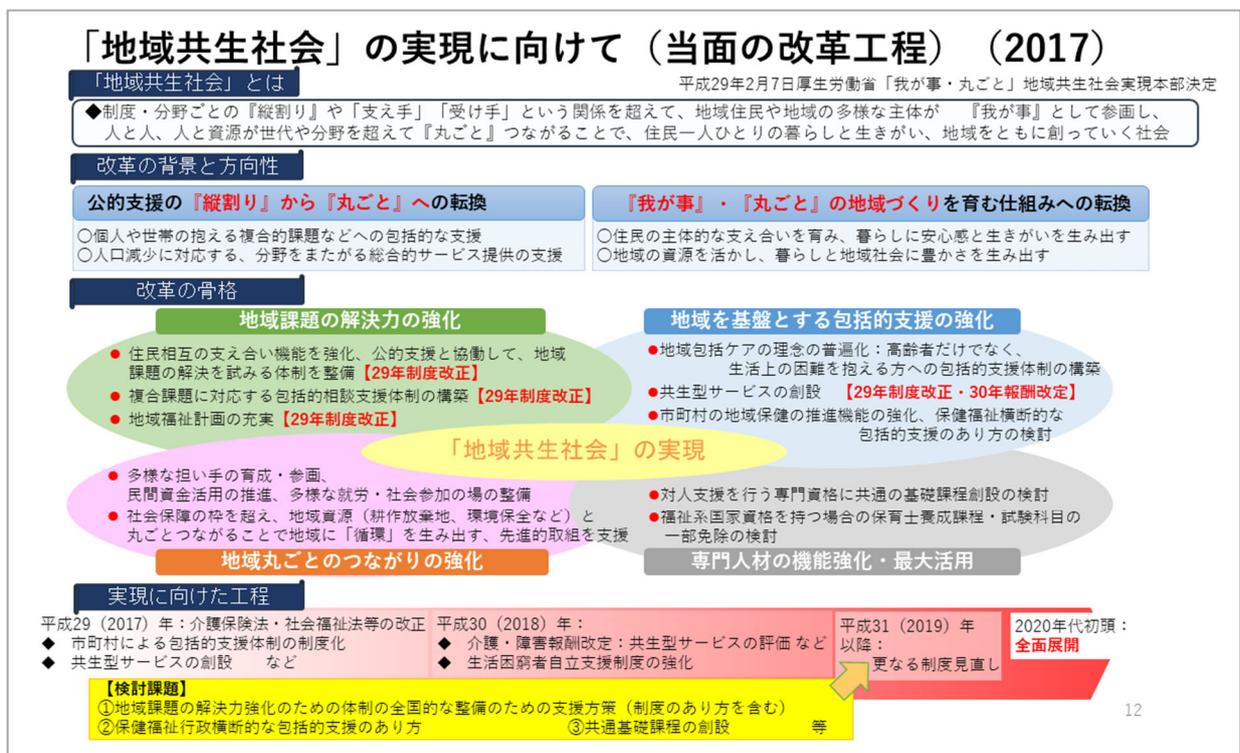
疾患、認知症の診断を受けたとなっても、支援を受けながらも働きたい、誰かの役に立ちたいというふうに思っている方々、そして、その思いを実現している方々も多くおられます。

対象別、目的別に資源を貼り付け、ラベルを貼ってきたことというのは、人だけではなく、場所、移動手段、そしてお金、さまざまなものを持つ可能性というものを閉じ込めてきたということもできます。

その持ち腐れをどうやって開いていくのか。そのことも地域共生をうたうようになってきた大事な背景の一つと考えています。



そうした中で、最初にお話しした人口減少、そして高齢化の進展の下、地域包括ケアシステム、高齢者を入り口にしながら地域を丸ごと支える仕組みをつくらうということが、国策で続けられてきたわけですが、さらにつながりということ 키워ドにしながら、その向かって行くべき社会の姿として、地域共生社会ということがいわれるようになってきました。



地域共生社会、ひとまずの定義をご紹介します。制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という環境を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと

生きがい、地域をともに創っていく社会。

こうした社会の実現に向けて、あらためて何ができるのか、改革の骨格も示されて、実現に向けてさまざまな議論が重ねられてきているところです。

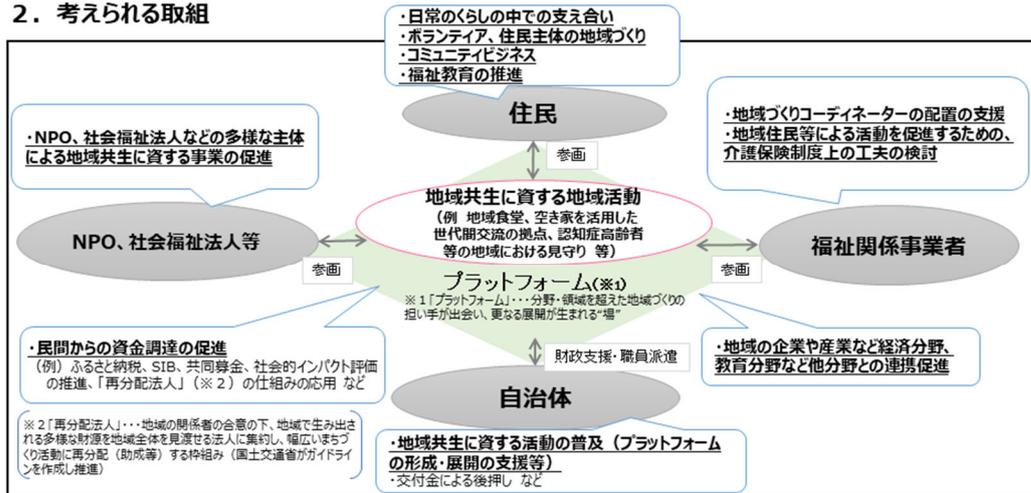
地域共生に資する取組の促進
～多様な担手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年6月29日
「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」配付資料
(一部改変)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組

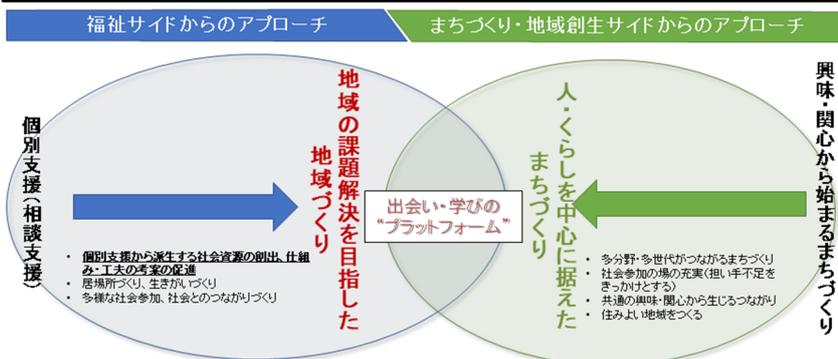


各地で学ばせていただきながら議論を重ねるうちに、言われるようになってきたことのひとつが、いかに画一的な基準を設けずに、それぞれの地域で暮らす人たちが、それぞれが会う中で、お互いの気づき、こんなことをなんとかしたい、あるいは、こんなことをやってみたいという、それぞれの創意工夫が最大限生かされるような、逆に言うと、そんな、いろんな方々が出会える場、プラットフォームにどうやって持っていくことができるか。そんなことが結構重要なのではないかというようなことが言われるようになってきました。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

出所：第4回地域共生社会推進検討会資料

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



プラットフォームというときには、一人ひとりの困り事をどうやって解決するのかという、福祉サイドからのアプローチだけではなくて、こんなことをやってみたい、地域をこんな風景にしていきたいというような自己実現とか、地域活性化に向けた願い、ある意味、願いをつながりとする、第4の縁ともいわれますけれども、そんなまちづくりのアプローチ。そんなアプローチにも、人、あるいは暮らしを中心に据えていくと、お互いに学び合って、お互いの視点を知って、そして新しい化学反応につなげていくこともあり得るんじゃないか、そんなことも語られたところでした。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨 出所：第25回社会保険審議会福祉部会（2020年7月15日）資料1

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う。新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
 社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日 15

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

こういった検討を経て、昨年2020年に法改正が行われました。その中で地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援ということが盛り込まれました。

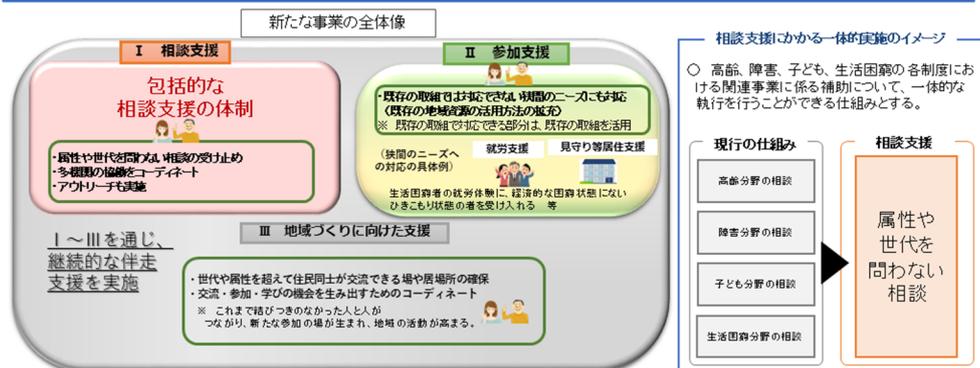
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

出所：第25回社会保険審議会福祉部会（2020年7月15日）資料1

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。（※）一つの世界において複数の課題が存在している状態（060世界や、介護と育児のダブルケアなど）、世界全体が地域から孤立している状態（こみ屋敷など）
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 - 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



この社会福祉法に基づいて、今年から重層的支援体制整備事業という呼び方で、市町村の中で、今までの取り組みを生かしながら、全ての人たちを対象として、相談の支援、参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うということができるよう、市町村の手挙げに基づく任意事業として交付金を交付するということが始まっています。

ここからは、地域共生とその支援の形、特徴を考えてみたいということで、2019年から2020年度にかけて、厚生労働省の研究の一環で進めてきたこと、その一端をご紹介します。

2019-2020年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

住民主体の共生型地域づくり及びその社会的価値の見える化と地域マネジメントに関する研究

<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会の実現について、改正社会福祉法（平成29年）公布後3年を目途に市町村における取組みの全国普及をはかる方策を検討することとされ、個人に寄り添う包括的支援と地域づくりにかかわる取組みの見える化と持続可能性の担保が急務 ・ 保健福祉領域に関わる課題を手がかりに始まる地域づくりを、各種計画の総合化や官民協働での財政支援のもとに発展させるには、取組みとそれが地域社会にもたらす価値の可視化が不可欠にもかかわらず、特に地域づくりに係る事業で、社会的価値の捉え方、いまと未来の社会をつくる主体・活動の育み方が課題 ・ 地域共生社会が求められる背景の1つは「つながり」の再構築の必要性 ・ 伴走型支援・地域づくりとその循環に係る取組みの見える化と持続可能性の担保、地域マネジメントにおける活用について、「主体形成」と「つながり」に焦点をおき、具体的な提言を行うことを目的とする 	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人と人とのつながりを再構築し、誰もが参加でき、多様な人々が支え合う伴走型支援・地域づくりとその循環」を住民主体の共生型地域づくりとみなす ・ 個別支援と地域づくりのそれぞれに焦点をおく国内13の活動・地域を分析対象として、学際的な研究者とコミュニティづくりや中間支援等に取組む研究協力者によって各フィールドでおきていることを観察→分析・記述 →評価の視点や項目を棚卸 →分析対象フィールドの関係者を含めて対話を繰り返すことで、質的データを構造化（帰納的アプローチ） ・ 並行して「主体形成」「つながり」について先行研究レビューから理論的に考察、介護保険・地域包括ケア、医療技術評価、交通経済学・都市経済学分野で評価対象となる施策、参加型評価、社会的インパクト評価において標準化された指標等から住民主体の共生型地域づくりの評価手法や指標づくりに参考になる部分を抽出
--	---

研究の目的は、先ほどご紹介した社会福祉法の下で、市町村が、この地域共生社会の推進を進めていこうということになっているわけですが、これを推進できるためということを上位に置きながら、伴走型支援、地域づくりとその循環に関わる取り組みの見える化と、持続可能性の担保、地域マネジメントにおける活用について、「主体形成」と「つながり」に焦点をおいて、具体的な提言を行うということ、これを目的としていました。

方法ですけれども、まず、「人と人とのつながりを再構築し、誰もが参加でき、多様な人々が支え合う伴走型支援・地域づくりとその循環」を住民主体の共生型地域づくりとみなしています。

そして、個別支援と地域づくりのそれぞれに焦点をおく日本国内13の活動・地域を分析対象として、学際的な研究者、コミュニティづくりや中間支援に取り組む協力者が、各フィールドで起きていることを観察して、質的に分析・記述する。そこから評価の視点や項目を棚卸しする。フィールドの現場の関係者の方々と対話を繰り返す。これによって、質的なデータを構造化する。このような帰納的なアプローチを取りました。

並行して「主体形成」「つながり」について、先行研究のレビューから理論的に考察して、介護保険・地域包括ケア、医療技術評価、交通経済学や都市経済学分野で評価対象となる施策、参加型評価、社会的インパクト評価において標準化された指標などから、住民主体の共生型地域づくりの評価指標や、指標づくりに参考になる部分の抽出を行いました。

【メンバー】

分担研究者（敬称略）：

- ・ 垣田裕介（大阪市立大学生活科学研究・准教授）
- ・ 後藤励（慶應義塾大学経営管理研究科・准教授）
- ・ 近藤尚己（京都大学大学院医学研究科・教授）
- ・ 孫大輔（鳥取大学医学部地域医療学講座・プロジェクト研究員）
- ・ 服部真治（医療経済研究機構研究部／研究総務部・主任研究員／次長）
- ・ 牧野篤（東京大学大学院教育学研究科・教授）
- ・ 室田信一（東京都立大学人文社会学部・准教授）

研究協力者（敬称略）：

- ・ 青木佑・寛裕介・佐藤理恵（NPO法人イシュープラスデザイン）
- ・ 鴨崎貴泰（認定NPO法人日本ファンドレイジング協会）
- ・ 呉哲煥・米田佐知子（NPO法人CRファクトリー）
- ・ 土島智幸・松井翔惟（医療法人稲生会）
- ・ 西村勇哉・浜田真弓（NPO法人ミラック）
- ・ 野村佳織（株式会社NTTデータ経営研究所）
- ・ 前野隆司（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科・教授）

以下の分析対象地域・活動に関わる皆さん

<個別支援から>

- ・ 北海道札幌市（JOIN／一般社団法人札幌一時生活支援協議会）
- ・ 宮城県登米市（NPO法人ワーカーズコープ登米地域福祉事業所）
- ・ 愛知県名古屋（一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト）
- ・ 福岡県中間市（市民生活相談センター／NPO法人抱樞）

<地域づくりから>

- ・ 北海道札幌市（医療法人稲生会）
- ・ 神奈川県横浜市（認定NPO法人こまちぶらす）
- ・ 愛知県豊明市（地域包括ケアシステム構築に向けたまちづくりの取組み）
- ・ 滋賀県東近江市（公益財団法人東近江三方よし基金及び地域の活動）
- ・ 奈良県奈良市（追分地区の活動）
- ・ 兵庫県豊岡市（モバイル屋台を用いた健康カフェ活動YATAI CAFÉ）
- ・ 福岡県久留米市（インクルーシブなコミュニティに向けたプラットフォームと生み出された活動）
- ・ 岐阜県岐阜市・長野県松本市（東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室と2自治体の共同研究チームによる介入研究）

研究代表者：堀田聡子

18

こちらの研究班は、私が代表を務めさせていただきまして、様々な背景の研究者や中間支援の方々など、ご協力いただきましたが、特に右側、13のフィールドというのは、入り口個別支援、そして地域づくり、両方循環していますけれども、地域も多様、そして主たる支援の対象となる方々が高齢者や障害のある方、子ども、若者、困窮者ということで、本当にさまざまな視点から地域共生に取り組んでいる方々に教えていただきました。

地域共生社会における「つながり」と「主体形成」(室田)

つながり・主体形成に関連するキーワードについて
先行研究（日本語・英語）をレビュー

【つながり】

- ・ ソーシャルキャピタル
- ・ ソーシャル・ネットワーク
／ソーシャル・サポート・ネットワーク
(Whittaker・Garbarinoら1983、Barrera1980、
Wu&Sheng2019)
- ・ 社会的つながり (Lee&Robbins1995、Brownら2012、
Lenziら2013)
- ・ コミュニティ・ビルディング (Minkler2012、
Fabricant&Fisher2002、Naparstek)

【主体形成】

- ・ エージェンシー (Sen、Lister)
- ・ 意識化 (Freire1970)
- ・ リーダーシップ (Heifetz1994、Ganz2019)
- ・ オーナーシップ (Lechappelle2008)
- ・ 住民主体 (岡村1983、原田2014、柴田1998・2007)

- 1) 孤立しがちな個人が地域の中で資源に結びつき、その恩恵を受けること
- 2) 個人を支える地域の関係者がつながることで、資源のネットワークができること
- 3) 地域の結びつきが開かれたものとなり、より多くの人にとってアクセス可能なものになることが、つながりをつくることのプラス効果であると考えられる。

つながりには資源と個人を結びつけるというソーシャル・サポート・ネットワークのような考え方が一方、社会的つながりのように青年期に地域住民とのつながりが豊富なことが、その個人の人格形成に影響を与え、市民性の獲得に寄与するという視点も。コミュニティ・ビルディングの研究においても、ソーシャル・キャピタルの醸成によって個人がその利益を享受するというだけでなく、むしろ市民参加の促進やリーダーシップの養成、責任感の醸成というように、個人が社会につながる存在へと変容することを促進する側面に注目。つながりを通じた市民性の形成という観点から「主体形成」と「つながり」という2つの概念を架橋するうえで有効。

主体形成に注目することの意義は、一つには、地域における住民同士の支え合いが主体的に（自発的に）おこなわれることと、もう一つには、課題を抱えた当事者が主体的に自身の課題に向き合うことについて考察すること。どのキーワードも弱い個人が主体性を獲得する過程に注目。

主体形成の過程とは、課題を抱えた当事者が、自身の課題に向き合い、その向き合う過程を通して当事者としての覚悟が生みだされ、自身の周りの環境にはたらきかける行動に結びつくことが重要になる。それは内発的なプロセスではあるが、一方で、「社会的つながり」における先行研究では、青年期において地域住民との交流があることによって市民性が獲得されるという結論が示していたように、地域とのつながりを通して内発的なプロセスが誘発されるものと考えることができる。

「つながり」と「主体形成」は一見独立した概念と思われるが、つながりの結果として主体性が育まれること、また主体形成はつながり作りの過程を通して促進されるという側面に注目すると、両者を一体的に捉えることが地域共生社会の構築に有効。

19

まず、地域共生社会における「つながり」と「主体形成」についてですが、こちらは室田先生が中心にレビューをしてくださいましたが、私も今回の研究では、「つながり」については、ご覧いただいているようなキーワード、そして「主体形成」については、エージェンシー、意識化、リーダーシップ、オーナーシップ、そして住民主体といったキーワードについてのレビューを行いました。

では、これに基づいて、つながりを通じた市民性の形成という観点が、「主体形成」と「つな

がり」という2つの概念を橋渡しする上で有効であるということや、主体形成の過程というのは、課題を抱えた当事者が自分の課題に向き合っ、その向き合う課程を通じて、当事者としての覚悟が生み出されて、自分の周りの環境に働きかける行動に結び付くということが重要であると分かりました。

これは、要は、内発的なプロセスなわけですが、一方で社会的なつながりにおける先行研究では、青年期における地域住民との交流があることによって、市民性が獲得されるという結論が示していたように、地域とのつながりを通して、この前半の内発的なプロセスが誘発されるというふうに考えることができるわけです。

ですので、一見、独立した概念と思われがちな「つながり」と「主体形成」ということは、つながりの結果として主体性が育まれる。また、主体形成をつながり作りの過程を通して促進されるという側面に注目すると、一体的に捉えるということが、地域共生社会の構築において有効なのではないかということが分かってきました。

帰納的アプローチによる評価モデル構築： 住民主体の共生型地域づくり普及支援ガイド（第一版）作成のプロセスと趣旨

<p>【住民主体の共生型地域づくり普及支援ガイド（第一版）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的：自治体や事業者等が事業の成果やプロセスを振り返り、そこからの学びを更なる事業改善やよりよい実践に役立てること ・ 概要：国内13の活動・地域で起きていることに基づく評価モデル（ここでは「基本的なロジックモデル」「活動のポイント（コツ）」と「評価指標と測定方法（試案・例）」で構成されるもの）を3ステップで紹介 ケーススタディと活動のポイント（コツ）の具体例とあわせてとりまとめたもの <ol style="list-style-type: none"> 1. 目指すべき事業成果とそこに至る道筋を確認しよう 2. 達成するための道筋に沿って実際に取り組んでみよう 3. データをもとに活動の実施状況や成果を振り返ってみよう 	<p>【評価モデル作成の手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 13地域・活動の観察に基づく分析、記述と評価の視点や項目の棚卸 →何が起きていたか、個が動き始めるきっかけ・要因、個から面へ/面同士のつながりのきっかけ・要因、地域のアウトカム、地域に起こったインパクトを記述 →ドナベディアンモデルを採用して評価の視点や項目を棚卸 ② ひとまず個別支援（課題解決重視型、地域資源の重層化重視型、主体形成重視型）と地域づくりの2類型で標準的な評価モデルを作成 ③ 各地域・活動における個別評価モデルの検討 ④ 個別評価モデルを統合した評価モデル案の検討 （個別支援3種の統合、個別支援・地域づくりの統合） ⑤ フィールドにおける統合評価モデルを巡る対話と検証 「つながり」と「主体形成」に関する先行研究等に立ち返り演繹的説明
--	--

図表5 基本的なロジックモデル活用のポイントと注意点

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的孤立状態で生活課題を抱える個人の課題解決や自己実現に対する支援・活動の個別ケースの振り返り、検討に活用することができます。 ・ 課題を抱えた個人に対する支援や地域づくり等、みなさんの活動全体の振り返り、検討に活用することができます。 ・ 複数の関係者と、活動の目指すべき方向性や協働のポイントや役割分担について対話や議論を促すための、コミュニケーションツールとして活用することができます。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的なロジックモデルに記載されているすべてのアウトカム項目の達成を目指す必要はありません。また、1つの活動、団体で取り組む必要もなく、他の団体や行政などと協働、役割分担をしながら設定したアウトカムの達成を目指す活用もできます。 ・ ロジックモデルで構造化されている成果達成への道筋は仮説であり、固定されているものではありません。実際には矢印通りに変化が起こらないケースや、変化の起こる順番が変わったり、変化の間を行ったり来たりするケースもあります。それらの制約をよく理解した上で、活動の振り返りや評価の結果をもとに、成果を生み出す道筋の改善をし、精度を上げていく必要があります。

この文献レビューを頭において、各地に学ばせていただきにあがったのですが、ここからはそのアウトプットとしての、「住民主体の共生型地域づくり普及支援ガイド」第一版作成のプロセスと趣旨をまずご紹介したいと思います。

このガイドの目的ですが、自治体やさまざまな活動団体、事業所の方々が、それぞれのケース、あるいは、団体、自治体におけるさまざまな事業の成果やプロセスを振り返る、そして、そこからの気づきや学びをさらなる事業の改善や、よりよい実践に役立てるということにしています。

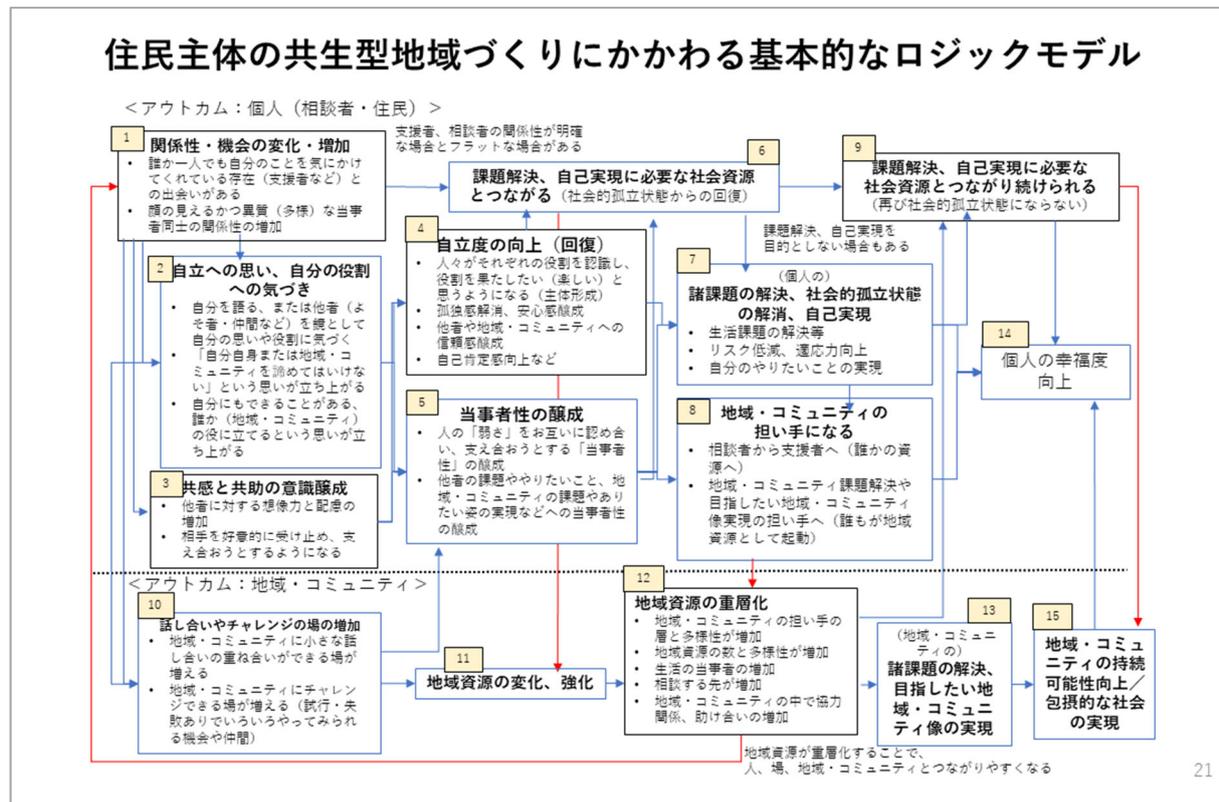
ガイドの概要ですが、国内13の活動地域で起きていることに基づく評価モデルを3つのステップで紹介するというので、ここでは、基本的なロジックモデル、次にご紹介しますが、そして活動のポイントと、これは暫定的なものですが、評価指標と測定方法から構成されています。

評価モデル作成の手順ですが、まずは、13のフィールドの観察に基づく分析、記述、何が起きていたのか、個が動き始めるきっかけや要因、個から面、面同士のつながりのきっかけや要因、地域のアウトカム、地域に起こったインパクトといったこと、さらに、ドナベディアンモデルを採用して、評価の視点や項目の棚卸しを行いました。

その上で、ひとまず個別支援の地域づくりの2類型で標準的な評価モデルを作って、各地域・活動における個別の評価モデルを検討して、個別評価モデルを統合した評価モデル案を検討していきました。

フィールドにおける統合評価モデルを巡る対話と検証を経て、この後にご紹介する形になりました。

最後に「つながり」と「主体形成」に関する先ほどの先行研究に立ち返った演繹的な説明も試みたというプロセスになっています。



こちらが少し小さいのですが、基本的なロジックモデルということになります。成果や変化が起こる対象を大きく、上の個人と地域コミュニティに分けて整理をしています。番号を付けていますが、まず、基本的なロジックモデルでは、活動の結果として起こる変化が、個人の内面から始まるということ想定して作られています。

その変化の起点は、個人の周辺や地域コミュニティに、誰か一人でも、自分のことを気にかけてくれる存在との出会いによる「存在の承認」というものがあること。顔の見える、かつ、異質、多様な当事者の関係性の増加というふうにしていきます。

1番を起点に自立度の向上や、当事者性の醸成、4や5を含む個人の内面変化が起こることになるわけです。また、4、5の変化のつながりより、繊細な、微細な内面変化として、2のように他者に自分を語ったり、他者を鏡にしたりすることで、自分の思いにつながっていくといったようなこともいわれたところでした。さらに、他者との向き合い方にも変化が起きているということも、ここで指摘されたところです。

6番は、社会資源とつながるといことになるわけなんですけど、1から5の個人の内面変化を通じて、課題解決や自己実現に必要な社会資源とのつながり、社会的な孤立状態から回復していくということになります。

4番の自立度の向上と、5番の当事者性の醸成、そして先ほどの6番、社会資源とつながることを通じて、個人の諸課題の解決と、社会的孤立状態の解消、自己実現につながるというこ

とです。

でも、活動によっては、明確な課題解決とか、自己実現を明確にしない場合もあって、この7のアウトカムというものの自体が、目指さない、派生しないということもあります。そもそも、このロジックモデル自体が、全ての活動でこれが起きている、あるいは起きるとよいという位置付けではなくて、それぞれ、あくまでも基本的な13のフィールドからの学びを集約した形で、一つひとつのフィールドでは、あったり、なかつたり、順番が違ったりすることもあったことを、途中でですが、申し添えさせていただきます。

そして8番、地域・コミュニティの担い手になるというところです。基本的なロジックモデルで想定している活動の大きな目的の一つとして、先ほどの7番の他に、個人が自分以外の他者を支援する立場に変わっていく、あるいは、地域・コミュニティ課題解決や、目指したい地域・コミュニティ像の実現の担い手に変化していったり、誰もが地域の資源として起動していく、というような変化を置いています。

そして、下のほうに少し目を向けていただきますと、10番のところ、個人の内面変化やその起点が起こる過程、またはそのような変化を誘発するための地域・コミュニティ側の変化として、地域・コミュニティの小さな話し合いの重ね合いができる場や、チャレンジができる場が増える変化ということも必要というふうにいわれています。

それぞれ、全てを追っていくことは、時間の都合上断念いたしますが、このようなことにより個人の幸福度の向上、そして地域の課題の解決や、目指したい地域コミュニケーションの実現、地域・コミュニティの持続可能性の向上と包摂的な社会の実現ということが起きているのではないかと、そんなふうにとまとめています。

活動のポイント（コツ）リスト：個別支援に特徴的なもの

個別支援に特徴的なポイント（K）：ストラクチャ（S）、プロセス（P）	
No	活動のポイント（コツ）
<ストラクチャ（S）>	
KS-1	ワンストップの相談窓口がある
KS-2	衣食住を提供するシェルターがある
KS-3	シェルター退所後に食事や居場所、食事会ボランティアの役割等を提供するスペースがある
KS-4	多機関（行政含む）もしくは地域資源と連携した支援体制がある
KS-5	支援者と相談者の関係性が明確な場合とフラットな場合がある（目的によって異なる）
KS-6	誰も排除せず、活躍できる場がある
KS-7	支援者・コーディネーターたちに対して手厚い研修と日々の情報共有を通じた理念と価値観の共有
<プロセス（P）>	
KP-1	地域資源開拓、開発を行っている（支援のため＋セーフティネット構築のため）
KP-2	アウトリーチを実施している、支援拒否ケースも地道に継続している
KP-3	相談者の変化をじっくり待つ（支援へ移行する期間や主体形成期間）。生きる意欲、働きがい、地域・コミュニティでの安心感の獲得。課題や困り感の自覚、放置や受け身から脱却
KP-4	アフターフォローを行う（支援機関and地域包括支援センターor行政）
KP-5	行政から支援困難事例等の照会を受けている（断らない）
KP-6	多面的に相談者となつながら（住居、仕事、家計、医療、子育て、居場所）
KP-7	「当事者主体」の仕事おこしを支援者・地域・コミュニティの協力者と共に取り組む
KP-8	相談者の課題解決が必ずしも目的ではなく、地域・コミュニティとつながり、新たな担い手になることを重視した支援や様々な人とつながるなかで、本人の心身の回復と主体形成を重視した支援等目的に応じた支援を行う
KP-9	AAR循環*がある
KP-10	相談者と支援者が一緒に活動する（困りごと、仕事探しなど）
KP-11	相談者の自由意志を尊重しながら見守るスタンスがある
KP-12	「趣味」「好きなこと」を重要視。そこから意欲や行動が湧いてくるので、それにつながるサポートを積極的に行う
KP-13	同じ境遇・立場の仲間とつなぐ
KP-14	相談者のまわりにネットワークを築くようにさまざまなつながりを展開する
KP-15	家族へのカウンセリングや支援も行う
KP-16	本人の力を信じる、その人がそもそも持っている人間としての力を信じている

22

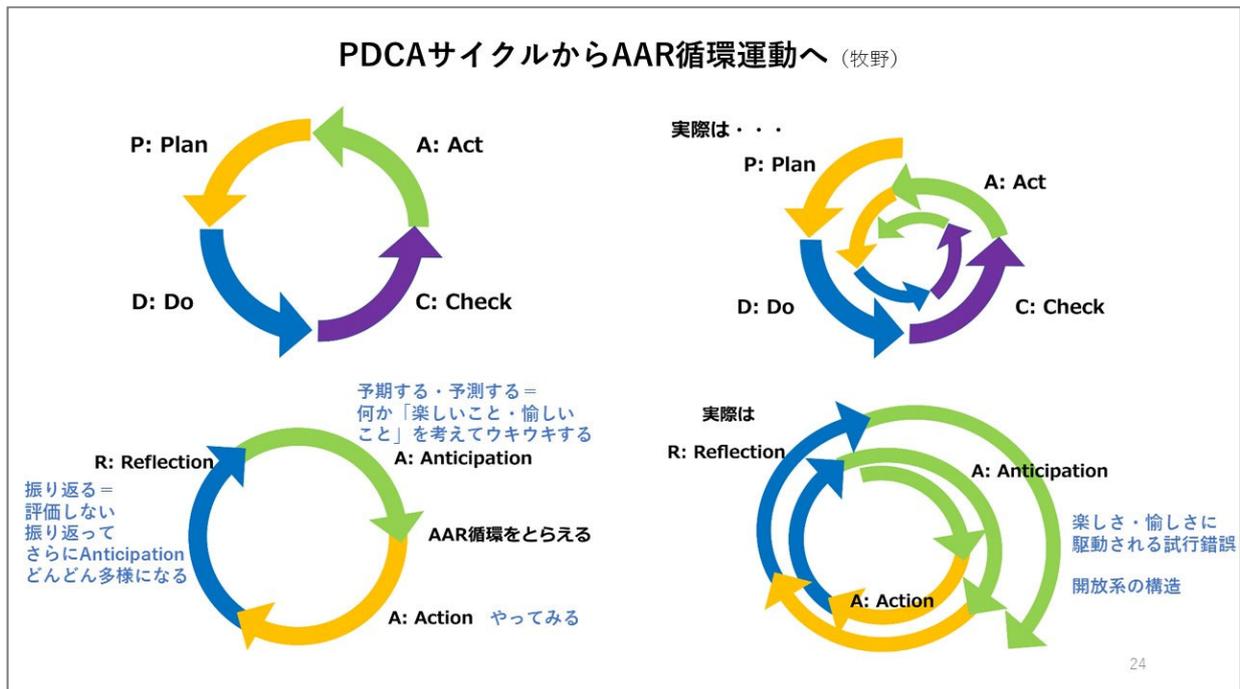
さらに、活動のポイント、コツについては、個別支援、地域づくり、それぞれに特徴的なものをストラクチャ、プロセスの視点からご覧いただいているようにリスト化して、事例に加えているということになっています。

今日は豆粒になっていて、一つひとつはご紹介いたしません、ここで一つ取り上げさせていただきたいのが、個別支援においても、そして地域づくりにおいても、指摘されたAAR循環

というところです。

活動のポイント (コツ) リスト：地域づくりに特徴的なもの	
地域づくり (C) に特徴的なポイント：ストラクチャ (S)、プロセス (P)	
No 活動のポイント (コツ)	
＜ストラクチャ (S)＞	
CS-1	顔の見えるかつ異質 (多様) な当事者同士の関係性がある (例：多様な年代 (こども、若者、お年寄り)・地域・コミュニティ (地元住民、よそ者)・属性 (障がいの有無等) などを超えた参加者の固定化されていない関係性、役所、専門職、企業、農家、学校、福祉施設など多様な主体の参加がある)
CS-2	多様なつながりの深さと場面の選択欲、聴く・語る (自分の言葉によって自分の思いに気づく) / 対話する / 認め合う機会がある くつながり方のパターン>①なんらか課題意識や目標をもって企画・仕掛けへ参加②自分のやりたいことができるかも (自分の課題意識と同じかも) と思って参加③とにかく誘われて参加④なまたままでみた (カフェ等のゆるい場)
CS-3	心理的な安全を感じ通える場がある (何でもいえる、否定されない、失敗しても大丈夫、相互承認)
CS-4	地域・コミュニティにチャレンジできる場がある (試行・失敗ありでいろいろやってみられる機会や仲間)
CS-5	支援者と相談者の関係性が明確な場合とフラットな場合 (場合によっては相談者が上) がある (例：地域・コミュニティのお年寄りと地域外から来た若者・学生等)
CS-6	人や組織をつなぎ、共通の思いを育む触媒役が存在がある (コーディネーターの存在と力量)
CS-7	構造化・言語化を支援する外部の第三者の存在がある
CS-8	全ての施策のハブとなるカフェのような場の存在がある (敷居が低い・離れても戻れる場)
CS-9	理系やビジョンの言語化、共有が団体内、コミュニティ内でなされている
CS-10	市民の力を引き出す行政のコミュニティ施策がある
CS-11	資金面での支援の仕組みがある
CS-12	風土、地域・コミュニティの持つDNA、地域・コミュニティ古来の資源がある (文化芸術含む) (例：転入者が多く新しいものを受け入れる地域・コミュニティ風土、市民・当事者が活動して課題解決してきた歴史等)
＜プロセス (S)＞	
CP-1	顔の見えるかつ異質 (多様) な当事者同士の関係性を増やす
CP-2	多様なつながりの深さと場面の選択欲、聴く・語る (自分の言葉によって自分の思いに気づく) / 対話する / 認め合う機会をつくる
CP-3	仕組・施策のパリエーションが多い (多様な主体状況に合わせた開け方、入り口がある) く主体状況のパターン>①なんらか課題意識や目標をもって企画・仕掛けする主体②自分のやりたいことができるかも (自分の課題意識と同じかも) と思って参加する主体③とにかく誘われたから参加する主体④なまたままでみた主体 (カフェ等のゆるい場)
CP-4	心理的な安全を確保する場をつくる (何でもいえる、否定されない、失敗しても大丈夫、相互承認)
CP-5	地域・コミュニティにチャレンジできる場をつくる (試行・失敗ありでいろいろやってみられる機会や仲間)
CP-6	心理的安全な場やチャレンジできる場の持続可能性を担保する工夫をしている
CP-7	生活の中で自然に地域参加できる工夫がある (生活場域にあるお店や働く場所等) で困りごとの相談等ができる工夫
CP-8	足し算の支援 (こつこつ積み上げる、時間がかかる (素人が寄り添い支援)) と掛け算の支援 (専門家が一気に進める支援) が両方ある
CP-9	課題解決や自己実現を迅速に目指さず (PDCAにすぐ入らない)、一人ひとりの自立度の向上 (回復) や当事者性の醸成をじっくり行う。その過程では、足踏み・後戻りを受け入れる (足し算の支援)
CP-10	地域づくりに外から介入する場合 (よそ者として)、地域住民との信頼関係を築くために関わる側の構え (作法) を理解して行動する。具体的には、地域のことは何も知らない前提で、地域のの人に教えてもらうスタンスで入る。地域の人の話を余計な解釈をせず、素直に聞く、受け入れる、驚く、質問することを繰り返す。
CP-11	ワークショップを活用しながらカウンセリング (自分の思いや役割への気づきを促す) の場や実践的なAARの場へ移行させる仕掛けがある
CP-12	楽しいこと・面白いことから興味関心が湧き、行動する仕掛けがある (AAR循環が発生する仕掛け)
CP-13	AARの継続的な循環運動がある＝学びのプロセス
CP-14	色々な取り組みたいことに関して周囲を巻き込みながら、地域・コミュニティの資源 (文化、資源、人) と場を生かして実現させるための仕掛けや関係性をつくる
CP-15	目指したい地域・コミュニティ像に対する思いを醸成する機会・場がある (例：地域・コミュニティの資源 (文化、資源、人) を活かし、誰もが集まる場所にしたいという思いの醸成など)
CP-16	地域づくりの方法や地域資源には常に整っていない空白があり、地域・コミュニティに進化変化がある状態を維持している

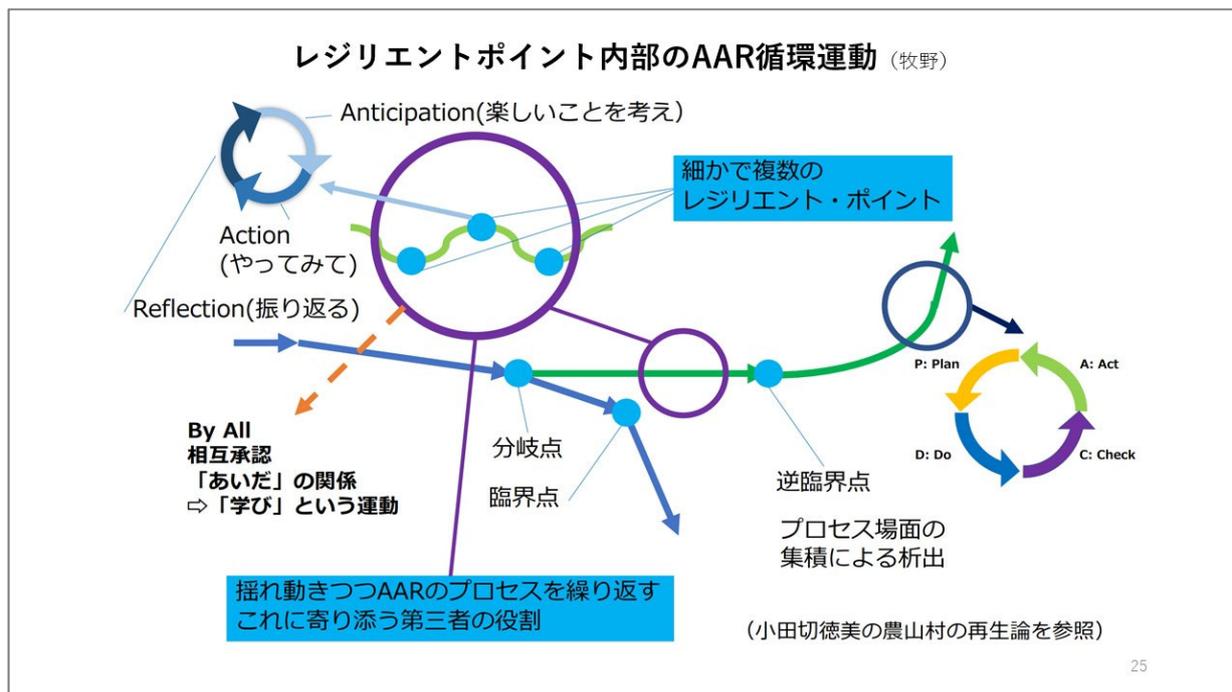
豆粒で恐縮ですが、地域づくりに特徴的なものとしても、下のほうにいくつかございますが、実践的な AAR の場へ移行させる仕掛け、AAR 循環が発生する仕掛けとか、その継続的な循環運動といったことがございます。



皆さん、AAR って聞いたことおありでしょうか。こちらは、東京大学の社会教育をご専門とされている牧野篤先生が作ってくださったスライドです。上は見慣れた PDCA (Plan Do Check Action) ですが、下の左側を見ていただきますと、AAR というのは、Anticipation、予期とか予測、Action は行動する、そして振り返るの Reflection という、この循環ということになります。

まずは何か楽しいことを考えてウキウキする。で、やってみる。そして評価しない。振り返

って、どんどんワクワクしてくる、どんどん多様になっていく。結果的に、この右側、AARのほうは、楽しさに駆動されて、どんどん開放系、広がっていく。逆に、上のPDCAを考えていくと、どんどん小さくなっていってしまっているのではないのでしょうか。



AAR 循環運動について、もう一枚見ていただこうと思います。こちらは小田切先生の農山村の再生論を参照しながらの牧野先生の編集なのですが、ご覧いただいている中に、分岐点、臨界点、逆臨界点というポイントがあると思います。この逆臨界点をグッと上がっていった後は、PDCA でいいかもしれない。でも、じわじわ、どうしても元気がなくなりがちになっているところ、あるいは、停滞しがちなところで、PDCA をやってしまっただけは、グッと下がって、もう浮かび上がらないようなところになっていくかもしれない。

そのときに、楽しいことを考えて、やってみて振り返る。上がったたり、下がったり、細かで複数のレジリエント・ポイントというものがあるわけなんですけれども、そんなことをいろいろやっているうちに、By All、相互承認というふうに書かれています。お互いにやってみて、相手を時に鏡にしながら、そして、気が付いたり、学んだり、またやってみようという意気込みを通じて、自分やお互いを承認し合っていく。また、楽しいということをやろうという元気が湧いてくるというような、揺れ動く中でプロセスを繰り返すということ、それには、これに寄り添う第三者の役割ということも重要になってくるんだということを示しています。

ここまでで、支援の形の後半の少しまとまった2年間の研究の一部のご紹介をそろそろ終わろうと思っているのですが、まとめますと、この研究について、現場で起きていることを観察、分析、記述して、これに基づく対話とか、検証を繰り返すことによって、個別支援と地域づくりの循環を包含する住民主体の共生型地域づくりの統合評価モデル、その活用の手引きの第一版というものが作成されていって、その基本的なロジックモデル、ご紹介したものの多くの項目は、「つながり」とか「主体形成」に関連する先行研究で検討された概念によっても、説明可能ということが示唆されています。

まだまだ、途中のものですが、実際には、このガイドを活用したフィードバックによって、作成したときには見いだせていなかったような成果とか、活動のポイントを加えて構造化する、それによって、より現場で使いやすいものにしていくために、今年度も小さなプロジェクトを

続けています。さらに評価モデルの実証も必要で、そのことによって、信頼性・妥当性の向上が期待されると思っています。

併せて、途中でご紹介した重層的支援体制整備事業における運用を想定すると、地域行政に関連付けることができるさまざまな施策について、ヘルス、ソーシャルケアの領域、および他の領域における政策評価の考え方とか、枠組みも概観しながら、指標の提案や妥当性の検証、個人の社会経済的属性別のアウトカム指標と合わせた、具体的な活用法の提案を行うということも求められるのではないかと考えています。

その際に、若年層におけるエビデンス、健康以外とか目の影響について、さらなるエビデンスの蓄積を図るとともに、定量的な評価と定性的な評価の組み合わせについても整理する必要があると考えています。

最後のところですが、AAR について、少し時間を取ってご紹介させていただきましたが、運用に当たっては、課題解決のための単一目的の実践というものは、なかなか有効に機能しないこと、住民の生活が豊かな関係性によって支えられるようになる変化が生まれることで、その問題が起こらなくなるという動きを見せることが多いこと、AAR の好循環に入るまでには、時に複数年に渡る期間と、その間の息の長い寄り添いが必要になるということ、に留意することが必須になるということもまとめています。

ですので、時に「3カ月とか1年とかという単位で成果を出せ」とかということが、この逆臨界点を越えさせなくさせてしまうということになるかもしれないということも認識していなければいけません。さらに、この AAR の継起的な循環運動としての学び、ここで言う学びというのは、自分を他者との間で生成して、主体として意識せざる形で、他者と共に思いを重ねながら、地域・コミュニティを担う関係をつくり出していく。その関係性がさらに自分を駆動して、地域・コミュニティを新たな活動関係へとつくり出していく。そのことの可視化によって、新しい主体形成のあり方ということ、地域社会に実装できるのではないかとということも期待したところでした。

ここで、ほぼ、本編を終わりにさせていただきたいのですが、最後に日本語によるサイトで恐縮なんですけれども、コロナ禍で仲間たちと、一人ひとりの思い、そして介護福祉現場と地域における取り組み、互いに学び合ったものを WEB サイトで公表させていただいております。よろしければ、アクセスしてみてくださいと思います。今日はありがとうございました。



(馬) ありがとうございました。慶應義塾大学健康マネジメント研究科の堀田先生のお話でした。

堀田先生は、新しい研究に取り組んでいるというふうに私は思っております。共生社会という概念の下で、どのような考え方、そしてどのように活動を広げていくのか。日本の高齢化社

会という特徴と、高齢者の問題に対しての事例研究、フィールドワークなどから始めて、どのように地域の回復、レジリエンスと、向上につなげるのかということについて研究しました。

共生社会という言葉は、恐らく皆さんもお聞きになった言葉かと思います。これには、ドイツ、そしてシカゴの社会学、そして、日本の学者では井上先生という方を、私は比較的よく知っているんですが、そして中国には、オウシュクンという方も共生社会について研究しており、もちろん韓国もそうです。皆さん、共生、そして共生社会について、さまざまな研究に取り組んで来ました。

本日、堀田先生のお話の中で、私は、どのように人と人とのつながりを強めるのかということだと思いました。そして、つながりを強めることで、住民の主体性を向上させる。住民が自ら動けるようにする。そうすることで、彼らが自分のことを課題にして、この課題を解決し、そして、引いては、この課題を解決するための組織づくり、それが共生社会であると、そういったことについての研究であり、その分野で、堀田先生のお考えを披露してくださいました。非常に、この共生社会に対する認識を深め、そして共生社会ということの広がりを持たせたものかと思います。

では、続きまして、韓国ソウル大学産業政策研究院名誉教授、また京仁放送の趙東成会長から、「ESG は CSC へ変化・発展すべきである」というテーマでのご講演です。お願いいたします。

2.3 ESGはCSCへ変化・発展すべきである

趙 東成 (Don-Sung CHO) / 京仁放送会長

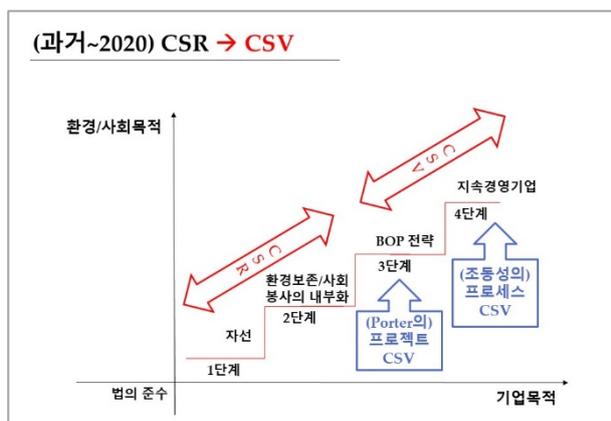
(動画) 世界のコロナ感染者数、世界のコロナの死亡者数、世界のコロナによる推定被害額が大きくても、生きている限り、私たちには希望があります。分かち合いとケアで、温かいネットワークをつくっていけます。私たちにとって希望という名のワクチンは、あなたであり、ボランティアなのです。ポストコロナ時代における市民社会とボランティアの道を探ります。

皆さんこんにちは。第12回東アジア市民社会フォーラムにご参加いただきました皆さま、歓迎いたします。「ESGはCSCへ変化・発展すべきである」をテーマにお話しいたします。趙東成と申します。

このCSCというのは、今回のフォーラムのために私が造りました言葉です。Civil Society Choice、市民社会の選択という意味です。今、広く認知されているESGは、今後3年から5年後にはCSCに取って代わられると思います。なぜ代わり、どのように変わるのかについてお話しいたします。



私はソウル大学で、36年間、経営大学院の教授をしていました。14年から16年には、北京にある大学で教授を、16年から20年には、仁川国立大学の学長、また、昨年からは産業政策研究院の理事長、そして今年から京仁(キョンイン)放送の会長を務めさせていただいております趙と申します。それでは、始めさせていただきます。



ご覧いただいている画面では、X軸とY軸に企業が追求する目的を設定しておきました。

X軸は、企業の固有の目的です。つまりお金を稼ぎ、事業を拡大して、構成員の幸せを追求する企業の具体的な目的というものがあると思います。

一方Y軸は、企業は、社会の構成員の一つでありますので、属している社会、環境が良い方向に向かうように努力をしなければなりません。

企業は、発展する過程において、この左下から右上へと変化・成長していきます。

この段階を4段階に分けて、最も初期段階においては、慈善活動、つまり企業が事業を行って売り上げをあげ、利益を出して、その一部を非営利団体に寄附をします。これは第1段階ですね。

第2段階になりますと、その企業がより多くの寄附をして、社会的目的、環境的な目的を達成する過程において、内部にチームをつくり、そのチームが環境保全活動や社会奉仕をしながら、内部で具体的な社会奉仕、環境保全活動をするようになります。これが第2段階ですね。

その次の第3段階になりますと、BOP戦略という言葉を使いますが、BOPは、Bottom Of the Pyramid、ピラミッドの底辺です。ピラミッドの一番下の、社会的・経済的に厳しい人々のために、ただ単に利益をもって保険するだけではなくて、社会的・経済的に厳しい彼らが負

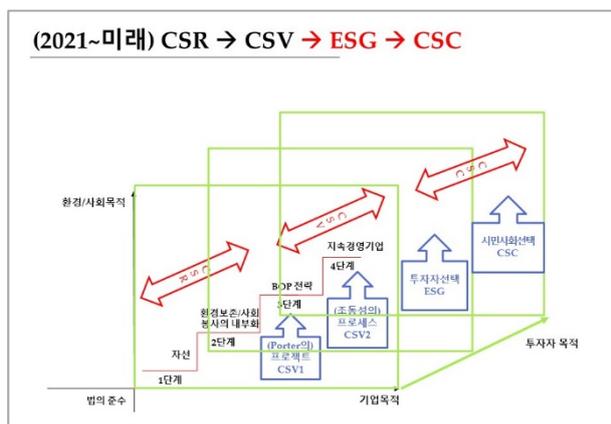
担できる最小限の経済的リソースをもって、よりコスパの高い製品やサービスを提供するようにすることで、さまざまなレベルを高められるということになります。これが BOP という段階です。

最後に第4段階になりますと、持続経営企業、企業が金を稼ぐだけではなくて、社会から尊敬を受け、愛され、長寿ができる、そのような企業にならなければいけないという話をこの表が示しています。

最初の2つの段階を CSR といいます、CSR は Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任ですね。3、4段階を CSV といいます。これは Creative Shared Value、共有価値の創出です。CS が共通していますが、単語は違います。左側の CS は、Corporate Social、企業の社会的責任で、右側の CS は Creative Shared、共有価値の創出です。CSV はマイケル・ポーターというハーバード大学の教授が提唱しましたが、これは後ほど説明いたします。

この第3段階をクォーターのプロジェクト CSV、第4段階は私がつくりましたので、趙東成のプロセス CSV という言い方をしたいと思います。ここまでが過去 50 年代から進められたものです。2021 年の今年からは新たな方向に向かっているというのが大方の人々の意見ですし、また、本日のこのフォーラムで取り扱うテーマでもあります。

それでは、未来はどのように展開をされるのでしょうか。



こちらは、ここ 70 年間の企業での社会的役割を果たしたものであるとすれば、今後未来に向かって新たな姿が現れると思います。

これからは、企業だけではなくて、環境、そして3つ目の軸として投資家、企業に投資を行う株主ですとか、または企業がお金だけを投資するのではなくて、努力でしたり、情熱といったもの、さまざまなものを投資をする人も投資家だとすれば、企業を取り巻く市民社会までを含める考え方です。その企業を

取り巻く人々が、どのような目的を、企業を通じて得られるのかというのが3つ目の軸になります。

ここで ESG という考え方が出てきます。これは投資家の選択とも言いますが、企業の株主をはじめとする利害関係者が、特に、投資家がお金を出す人々が、企業の内部の目的や環境、社会という目的だけではなくて、投資家のためにも、より頑張ってもらいたいという意味で ESG という言葉が登場しています。

しかし、究極的には、3年、5年後には、投資家だけではなくて、全ての利害関係者を含めた市民社会、Civil Society ですね、この市民社会が期待する目的を、企業が、企業の内部の目的と環境社会への目的とともに、3つ目の軸を通じて、企業がそれなりの役割を果たさなければならないという、そういった姿を、この絵が示しています。

私は、企業は CSR から CSV まで来ており、今は ESG に向かっていますが、今後は CSC、Civil Society Choice ですね。そういった方向に進むだろうと考えています。

それでは、最初の2つが CSR、次の2つが CSV だとすれば、現在から未来に向かっては、CSC、Civil Society Choice ですね、市民社会の選択という考え方を提案したいと思います。

このような変化は、どのような状況において起きているのでしょうか。その背景を見てみると、今、21世紀も21年が過ぎています。これまでの20世紀と比べて、すさまじい変化が

起きています。この課程において、Good Company 良い企業という言葉がはやっています。その具体的な内容として、CSV、私は第1段階、第2段階と分けていますが、プロジェクト CSV、プロセス CSV、その次が ESG、最後が CSC です。市民社会と企業が調和をなす、その過程を通じて、結果的に企業が長寿をする。そんな姿を究極的な姿として位置付けてみました。

목 차	
1. 21세기 경영환경의 변화	
2. Good Company (좋은 기업)	
3. GC1: CSV1 (프로젝트 CSV), 또는 피라미드하부(BOP)	
4. GC2: CSV2 (프로세스 CSV)	
5. GC3: ESG	
6. GC4: CSC (시민사회와 조화를 이루는 장수기업)	

21世紀のいう環境では、20世紀には快進撃を続けていた企業が、21世紀に入って消えてしまったり、破綻してしまったりする現象が起きています。2001年にアメリカで、売上げで6位であったエンロンというエネルギー会社が、突然跡形もなく消えてしまいました。2008年、2009年には、アメリカの金融危機の中で、リーマンブラザーズやメリルリンチのような屈指の金融会社も破綻をしてし

まいました。20世紀には見られなかった現象です。なぜだったのでしょうか。

私は、その理由が、その企業の目的、企業が追求する方向性が大きく変化したことにあると

경영환경의 변화

1910년대 이후 형성된 현대 경영 이론(A):
미국 Fortune's 500 Largest Industrial Corporations 중심으로 연구

그러나, 이들 기업을 위한 경영 이론이 미국 기업 전체, 더 나아가 세계 각국의 다양한 기업에게 적용될 수 있는가?

매출액과 이익이 많은 "큰 기업"을 위한 경영 이론(A) 못지 않게 존경과 사랑을 받는 "좋은 기업"을 위한 경영 이론(B)이 필요

궁극적으로 정에 해당하는 A이론과 반에 해당하는 B이론은 함께 해당하는 일반 이론(C)으로 변증법적인 발전을 하게 될 것임

이를 위해서는 앞으로 「좋은 기업」에 대한 연구 필요

思います。私も 1973年から博士課程に進みまして、20世紀の大手企業について研究しました。

『FORTUNE』という雑誌の500の企業が、どのような経営をしているのか。それが望ましい経営だと考えて、その知識を他の企業に提供するといった経営学理論を作りだしました。

しかし、「FORTUNE 500」というのは売上高が多い企業、大きな企業が良いという前提の下で経営理論を作っていたわけです。しかしながら、これまで、大きな企業の利益が、必ずしも望ましい経営によって出されたものではなく、手段と方法を選ばず達成した企業が多かったのです。

21世紀に入って、本当に良い企業とそうでない企業がはっきりしてきました。目的だけではなくて、その方法、手段も評価する時代になりました。その過程において社会的に尊敬を受ける、愛される。そういった良い企業が定着をする時代になりました。

20世紀の経営理論がA理論だとすれば、大きな企業がA理論、良い企業をつくるための理論はB理論。こういった良い企業をつくるためのB理論が出ていますので、その次は、弁証法的に「正」「反」「合」によって、これからは大きい企業でありながら、Good Company というC理論というものが出てくると思います。今はまだC理論ではなくて、B理論として、Good企業をつくるための研究が始まっている段階と言えます。

2. Good Company (좋은 기업)

좋은 기업이란 어떤 기업인가?

사회로부터 존경과 사랑을 받는 기업

사회로부터 부여 받은 역할, 즉 사회적 책임을 잘 수행하는 기업

기업의 사회적 책임이란 무엇인가?

- 1) 이윤 창출
- 2) 사회 봉사

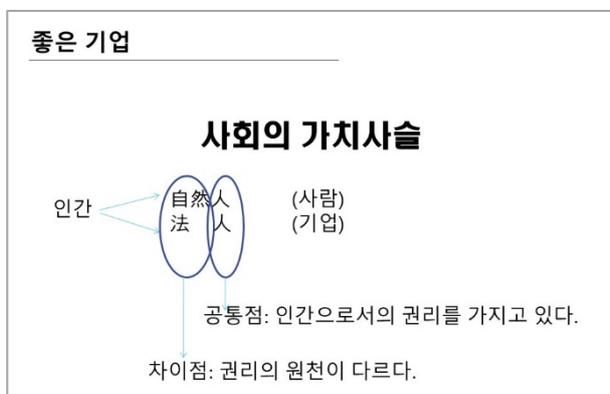
こういった意味から良い企業という言葉がテーマになっていますが、良い企業というのは、社会から尊敬されたり、愛されたりする企業ですね。

ある企業は、尊敬されるものの愛されない、反対に愛されている企業でありながら、尊敬を受けないという企業もあります。尊敬は大

規模だったり、経済に大きな役割を果たした企業、愛というのは、こういった過程において規模というよりも、その活動が人々の心や消費者に対して温かいまなざしを持って大切にする、そのような企業が、愛される企業になると思います。

この2つの役割は、社会的な責任と言えます。これは、利益も創出しなければなりません、その株主だけに回るものではなく、これによって社会により大きな貢献をする、そういった目的を同時に追求するという事です。社会的な責任は、利益創出だけではなく、社会奉仕を同時に行う企業であると考えています。

ここで人々は、これに対して、利益創出だけでいいんじゃないか、社会奉仕は税金を多く払って、雇用創出をすれば、その税金をもって政府、もしくはお金を稼いだ人々がやればいいんじゃないか。企業が直接しなくてもいいという反対意見を提起する人もいます。企業は、利益を創出すれば、社会的な責任を果たすことになる。これは、ノーベル経済学賞受賞者のミルトン・フリードマンの言葉です。これを信じる人もいます。社会の Value Chain という言葉をつくりましたけれども・・・。



この人間という言葉ですが、人間には2種類あります。

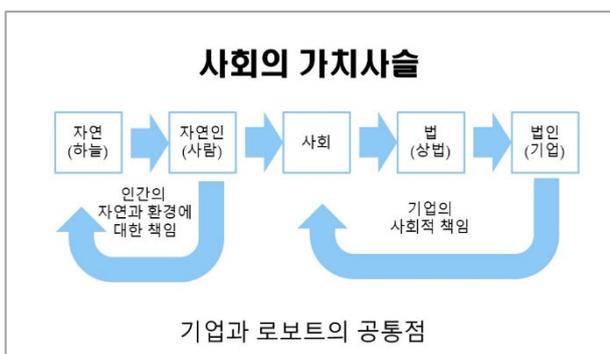
まずは、人、自然人です。命を持った人です。もう1つは、人ではない人間、つまり法人といわれる企業です。企業も人間です。法人、法によってつくられた人間という意味ですね。人間は自然人である人と法人とで構成されます。

人と企業には共通点があります。人間としての権利を持っているということ。憲法によ

って、居住移転の自由でしたり、表現の自由というものを持っています。企業も、気付いていないかもしれませんが、法人も憲法によって人間としての権利を持っています。人々が持っている居住移転の自由でしたり、表現の自由を持っています。

韓国では、憲法裁判所において、これに関する判決は出されていませんが、アメリカにおいては、法人も人と同じように人に準じる憲法上の基本権を持っているといった判例が出されています。

しかし、相違点があります。それは、その権利の源、ルーツが違うということです。人間としての権利が、人は自然から生じるもの、企業は法から生じるもの、この違いです。



自然人が権利を持っているものは、天からの授かりのものであると。これが自然人と言えますね。民主主義社会においての、人の権利を天賦人權、天から与えられた権利とっています。

人が生きてると、自然というものは険しく、厳しいものですので、社会という保護する安全装置をつかって、この中で平穏に生きようとします。しかし、社会という狭い地域

に集まって生きてると、すれ違いざまに肩がぶつかったり、相手に被害を与えたりすることもあります。

ですので、共に生きていくために、社会の中でそれなりにルールを作りました。そのルールが法律です。法律には、憲法をはじめ、民法、刑法、さまざまな商法もあります。商行為に関連する法律が商法ですね。その中には企業法があります。企業というのは、商法に基づいてつくられたものです。商法という法律によって、法人がつけられたので法人といいます。

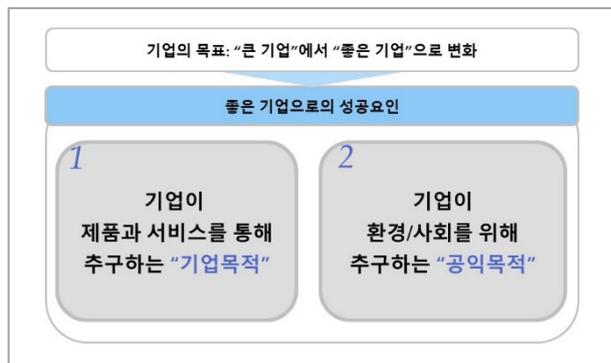
では、ここで人間が持つ権利を天に対して責任を持たなければなりません。天から授けられたので、自然と環境に責任があるわけです。ところが、社会に対する責任はあるでしょうか。もしあるとしたら、社会に対して何か役割ができない人はどうなるでしょう。淘汰されるのでしょうか。

例えば、適切な表現かどうかは分かりませんが、何か障害があって、社会で役割が果たせない、そうすると、その人はどうなるのでしょうか。われわれがその人を隔離することははいけないことですよ。つまり、何かいろいろな問題があって、肯定的な役割が果たせないとしても、天賦人権、生まれながらにして授かった権限を持っているのですから、その権限を、その社会が役割を果たしていないということを理由に、天賦人権を否定することはできないわけです。人の社会的責任はありません。社会は、人に責任はありますが。

では、一方で、企業はどうでしょうか。企業は、社会的責任はあるでしょうか。もし、ないとすれば、その企業が持った人権はどこから来たのでしょうか。社会が法を通じて権限を与えたのに、その権限に対する責任を取らないとなると、権限と責任が一致しません。社会的責任を守らない企業は、存続する資格がないとなります。

ですので、われわれは企業の社会的責任と呼んでいるわけです。人間が天、自然に対して責任を取るように、企業は社会に責任を取る。社会がうまく回るように肯定的な役割を果たさなければならぬ。これが人との違いです。

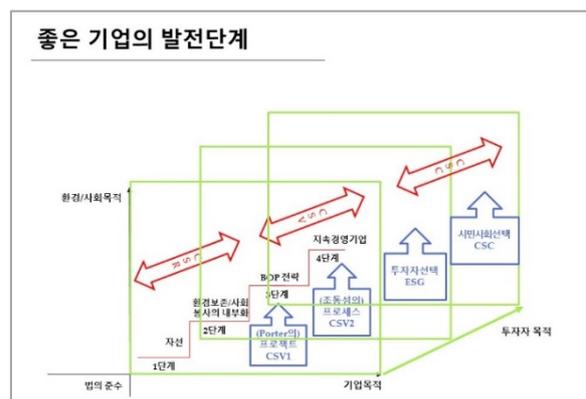
ロボットに関して、今も、過去も、これからもさまざまな話がありますが、ロボットが社会的な役割を果たさない状況で、例えば、ロボットに突然知覚が生まれて、これから人間社会から独立する。もう放っておいてくれ、そうじゃないと、社会に対して攻撃をするぞ。もし、こういったロボットが出てきたらどうなるのでしょうか。そういったロボットは、私たちには必要ありませんので、最初から造ってはいけませんし、もし造ってしまったとすれば、無くすのが正解です。私は、企業とロボットは同じだと思います。



CSR、CSV、そして利害関係者、公的な市民社会のためという役割を企業が果たさねばなりません。企業が何をすべきかについての究極的な選択は、Civil Society、CSがチョイス、選択をしなければいけないということで、CSCを私は、ESGとCSVを合わせて、一つカテゴリーを作ってみました。

そういった意味で、社会的責任というものが究極的な目標になります。そして、いい企業というものは、企業目的と環境社会のために、公益目的を同時に追求しなければいけません。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、



3. GC1: CSV1(프로젝트CSV), 또는 피라미드하부(BOP)

CSV는 한국에 낯선 개념이 아닙니다

유일한(1895.1.15~1971.3.11)



- ‘가장 좋은 상품을 만들어, 국가와 동포에게 도움을 주자는 창립이념을 가지고 1926년 유한양행 창립
- 유일한 박사는 이후 국민 건강에 도움이 되는 각종 의약품들을 도입하고, 1933년에는 진통 소염제 ‘안티푸라민’을 개발
- “기업에서 얻은 이익은 그 기업을 키워준 사회에 환원해야 한다.”

先驅者を生んだ国でもあります。アンティプラミンという軟膏薬が有名な会社です。

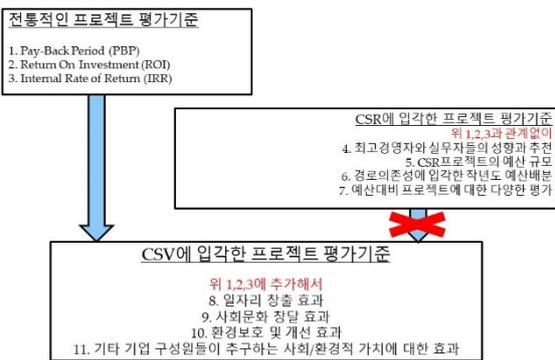
공유가치창조(Creating Shared Value: CSV)

기업의 사회적 책임(CSR)과 자선활동, 지속 가능성에 대한 기존관념에서 벗어나 경제적 성공도 함께 달성하기 위한 새로운 방식으로, 기업이 사회의 요구를 들어주고 문제를 해결해서 경제적 가치와 사회적 가치를 동시에 창출하는 방식 공유 가치(shared value)는 창조의 핵심



4. GC2: CSV2(프로세스CSV)

CSV에 입각한 프로젝트 평가기준



内部価値と、社会的・環境的価値の両方を追い求めることになるはずですが。

私は、仁川大学で総長をしてりましたが、仁川大学の予算を学校が追求する教育・研究のみならず、仁川大学が所属する仁川市、韓国、また世界のために、仁川大学の予算がどう使われるべきかについて、CSVプロセスで試みてみたことがあります。

さまざまな活動を研究業績、教育業績だけではなくて、社会的な価値も同時に追求してみました。

では、具体的に CSV の1と2を見ていきます。1は、マイケル・ポーター氏が提示したものです。そして、CSV2に入ります。ユ・イルハン博士という方が、CSVを最も早く企業レベルとして追求した人です。

この方は、いい製品を作って、株主の利益を最大化するのではなく、国家と同胞に助けの手を差し伸べようという、創立理念の方です。企業で得られた利益は、企業を育てた社会に還元するべき、これがまさに CSVの正しい表現だと思いますし、韓国は、このユ・イルハンという製薬会社の創立者、CSVの最も

次は、このような CSV 価値を創造する、それを共有しようという話です。企業と社会で共有をする、2カ所で一緒に共有する、これが共有価値の創造です。画面に出ていますように、企業の活動の中には、別々にあることもありますけれども、社会的価値と企業価値が同時に起こる、Shared Valueの領域、ここでビジネスを行えば共有価値の創造が起こるといことです。

では、少し踏み込みまして、CSVが起こるのはどういうときかを見てみます。

特定のプロジェクトだけに適用するのではなく、企業のあらゆる意思決定のプロセス、特に投資を行うプロセスで、2つを同時に追求する方法を選ぶのがよいのではないかと思います。

雇用を生み出し、社会文化をどれだけ育て、どれだけ環境を保護し、それ以外にも社会、環境的な価値評価が何かを、プロジェクト一つひとつについて、審査・評価を行い、総合得点が高いプロジェクトに予算を与えれば、その企業の全ての予算というものは、企業の

인천대의 목적함수

- 1. 연구업적(Research Reputation): 저명 학술지 게재논문, 특허 등 **대학교육 목적**
- 2. 교육효과(Educational Reputation): 학부, 석박사, 사회교육 등
- 3. 내부고객만족(Internal Customer Satisfaction): 각 대학/학과에서 개발한 프로젝트
- 4. 구성원 서비스(Service): 교수, 직원선생님(조교 및 기타 구성원 포함), 학생
- 5. 이익(Profit): 사업에서 창출되는 이익
- 6. 인천시에 대한 공헌(City Contribution): 인천시에 대한 공헌(일자리 창출, 문화 고양, 환경보호 등) **이해관계자/공익 목적**
- 7. 한국에 대한 공헌(National Contribution): 대한민국에 대한 공헌(10년후 먹거리 창출 등)
- 8. 세계에 대한 공헌(Global Contribution): 세계에 대한 공헌
- 9. 기타: 기업 구성원들이 추구하는 사회/환경적 가치에 대한 효과

프로세스 CSV 입각 국립인천대의 예산항목 선정기준

- 기존의 예산항목 선정 기준**
1. 연구업적(저명 학술지 게재논문, 특허 등): 명성1 (Research Reputation Center)
 2. 교육효과(학부, 석박사, 사회교육 등): 명성2 (Educational Reputation Center)
 3. 전년도 예산
 4. 학자/원들의 요청에 따른 예산부서의 평가
- ↓
- 프로세스 CSV에 입각한 프로젝트 평가기준**
- 위 1-2에 추가해서
3. 각 대학/학과에서 개발한 프로젝트: 내부고객 (Internal Customer Center)
 - => 단과대학 자율예산 및 공모제를 통해 성과평가 및 위원의 평가에 의한 예산 배분
 4. 구성원에 대한 서비스 (Service Center)
 5. 수익성 (Profit Center)
 6. 대학발전계획에 기반한 전략시너지(총장 중점사업 포함): 전략 (Strategy Center)
 7. 인천시에 대한 공헌 (일자리 창출, 문화 고양, 환경보호 등): (City Contribution Center)
 8. 대한민국에 대한 공헌 (10년후 먹거리 창출 등): (National Contribution Center)
 9. 세계에 대한 공헌 (Global Contribution Center)
 10. 기타 대학 구성원들이 추구하는 사회/환경적 가치에 대한 효과

프로세스 CSV 사례: 국립인천대학교

평가기준

1. Research Reputation
2. Educational Reputation
3. Internal Customer
4. Service
5. Profit
6. Strategy
7. City Contribution
8. National Contribution
9. Global Contribution
10. 총장직수
11. 예산배정여부

인천대의 주요 핵심사업 예시

1. 재정 및 인프라 확충
2. 글로벌 INU1: 세계대학 평가순위 제고
3. 글로벌 INU2: 외국인 유학생 유치
4. 글로벌 INU3: 글로벌 교육협력
5. 연구1: 집중적연구중심대학 구축
6. 연구2: 바이오 융·복합 연구중심
7. 연구3: 통일·통합 연구중심
8. 매트릭스형 교육혁신: 기업-대학 매트릭스
9. 매트릭스형 교육혁신: 미래융합대학
10. 매트릭스형 교육혁신: 국내대학 복수학위

프로세스 CSV 사례: 국립인천대학교(추진실적)

2018년도 법인회계 제2회 세입-세출 추경예산 편성(안)

2019년도 법인회계 제1회 - 세입 - 세출 추가경정예산 편성계획(안)

I. 편성방향

- 2017년도 결산에 따른 순계정액으로 편성
- 당초예산 편성 시점 중 예산확보 및 부서 변경, 사안비 등 급이 필요한 사업 조영
- 예산의 집행률 향상을 위한 예산조정, 예산확보 및 부서 변경, 사안비 등 급이 필요한 사업 조영
- 예산의 집행률 향상을 위한 예산조정, 예산확보 및 부서 변경, 사안비 등 급이 필요한 사업 조영

II. 추경예산(안) 규모

예산구분	2018.09.30(당안)	기정예산액	결정액	증감률(%)	비고
총계	216,468	211,598	4,870	2.3	

III. 추경예산 활용 재원

12,329백만원

結果として、仁川市が主管しているさまざまなプロジェクトを総合得点で評価することによって、一つひとつのプロジェクトが何か成果を出す際に、教育・研究のみならず、社会的な活動、環境保護、そういったことも同時に追求する成果を出せるプロセスですね、それを導入しました。

具体的には、仁川大学でそれぞれのプロジェクトごとに、どのような目標を追求して達成していったかを、ご覧のとおりレポートでまとめました。

話は変わりますが、私は、マイケル・ポーター教授に連絡を取りまして、この CSV の賞を与えようではないかと、8年前に Michael Porter Prize for Excellence in CSV という賞をつ

The 8th Porter Prize For Excellence in CSV

전세계 최초로 한국에서 기업의 CSV 활동을 평가하여 CSV 포터상을 드립니다!

-Michael E. Porter Prize for Excellence in CSV-

- **대 상:** 민간부문, 공공부문, 비영리부문 기관
(초기에는 한국소재 기관, 추후에 세계 기관으로 확장)
- **심사 내용:** 기관의 장기목표, 자원배분 기준 및 기준의 실제 적용 여부
- **시상 일정:** 2021년 12월 초 예정
- **응모 일정:** 2021년 6월 공모예정
- **심사:** 포터교수가 직접 심사/직접수여 예정(포터교수 직접 서명 상장 등)

くりました。

主に韓国企業を対象にしまして、今後は中国やその他の企業も含まれますが、年末に授賞式を行っています。

第1回は CJ キョゴ生命保険プルムウオンに与え、その後、2回、3回、4回、5回、6回、7回、昨年ですね、そして、今年は第8回となります。

年末に 10 ほどの企業を選定しまして、審査、評価の後に授賞式を行う予定です。

제1회 CSV포터상 수상기업

구분		수상 기업명
Process	민간부문	CJ주식회사
		교보생명보험(주)
		풀무원
	공공부문	김정문 알로에
		강동구청
비영리부문	한국전력공사	
Project	해외기업의 국내현지법인	서울대학교병원 강남센터
	효과성	비브라운코리아
	창조·혁신성	LG유플러스
	장조·혁신성	KT
	전파성	현대자동차(주)
	상생성	롯데마트

제8회 Porter Prize for Excellence in CSV

- 공 고: 2021년 6월 중
- 시상식 행사: 2021년 12월 초
- 자세한 내용은 홈페이지 www.porterprize.kr 참조



레벌류 및 시상식>

Copyright © IP&DS Co., All Rights Reserved. 45

5. GC3: ESG

퀴즈

1. 세계에서 돈이 가장 많은 나라 → 미국
2. 미국에서 돈이 가장 많은 산업 → 금융산업
3. 금융산업에서 돈이 가장 많은 기업 → Black Rock (자산 7조 달러)

では次に ESG です。ESG は昨今、かなり多く語られておりますので、皆さまご存じだと思いますが、簡単に説明をしてみたいと思います。

世界で一番お金持ちの国はどこでしょうか。アメリカです。アメリカは今 21 兆ドル、そして中国が 16 兆ドルで第 2 位となっています。

その次、アメリカで最もお金持ちの産業はどこでしょうか。それは金融です。お金を扱うからです。では、金融産業の中で、最もお金をたくさん、利益を挙げている企業はといたしますと、ブラックロックという資産運用会社です。7 兆ドルです。ここは投資家からお金を集めて、企業の株主に投資をし、そして収益を上げて、それをまた再び株主に分配する。この運営資産が 7 兆ドルです。

GDP 기준 세계 10대 국가 (2021년 예상)

Country/Economy	GDP 2021 (billions of \$/Int. \$)				GDP per capita 2021 (\$/Int. \$)			
	Nominal	Rank	PPP	Rank	Nominal	Rank	PPP	Rank
United States	21,921.585	1	21,921.585	2	66,144	5	66,144	8
China	16,834.591	Black Rock: \$7 trillion			63	18,983	76	
Japan	5,103.175	3	5,476.057	4	40,733	25	43,709	30
Germany	4,318.485	4	4,743.422	5	51,967	15	57,081	16
France	2,917.668	5	3,201.416	10	44,770	20	49,124	25
United Kingdom	2,855.671	6	3,224.614	9	42,236	23	47,693	27
India	2,833.874	7	9,654.247	3	2,031	147	6,918	130
Italy	2,111.649	8	2,598.138	11	35,062	26	43,139	33
Canada	1,763.046	9	1,944.661	15	45,871	19	50,596	23
Korea	1,674.112	10	2,411.451	14	32,305	28	46,534	28

先ほど申し上げました通り、アメリカが 21 兆ドル、中国が 16 兆ドル、日本が 5 兆ドル、韓国が 1.7 兆ドルです。つまり、日本よりは大きく、韓国の GDP の 4 倍、そういったお金をブラックロックという一つの企業が運営しているわけです。世界で最も強い企業であり、シークレットパワー、秘密の力を持っている企業ということです。



この企業の CEO は、ラリー・フィンクという方です。この方です。この人が何か一言言いますと、投資家たちは皆、戦々恐々となります。なぜなら、彼が投資先からお金を引いたら、その企業がつぶれるからです。Apple でも、Amazon でも、テスラーでも、この企業が 5% から 10% の株を保有しています。

BlackRock

Larry Fink's letter to CEOs

세계 최대 자산운용사인 블랙록의 래리핑크 회장은 투자기업 CEO 연례 서한을 통해 ESG 투자를 위한 정보공개를 강조

- ✓ 2020년
 - 기후위기는 곧 투자 위기, 주주를 위한 공시 개선
 - 지속가능성회계기준위원회(SASB)와 기후관련재무정보공개협의체(TCFD) 공개 지지
- ✓ 2021년
 - 비즈니스모델의 탄소중립(Net-Zero) 연계 계획 공개
 - 2050년 탄소중립 달성목표 및 장기전략 통합 계획 공개
 - 규제당국의 ESG 정보 공개 글로벌 표준정립 촉구

→ 기업의 ESG경영 가속화 요구

このラリー・フィンクという方が、昨年から今年にかけて ESG を強調しました。「情報公開をしないと、資金をもう回収するぞ」と。

ということで、去年から突然、ESG がキーワードになりました。突然、環境、社会、支配構造、ガバナンス、こういったものが単なる

関心事ではなく、全ての企業にとっての課題になったのです。

では、なぜ今、ラリー・フィンクがこういったことを強調したのでしょうか。

ESG의 한계

3학년 담당 교수인 투자자들에 대해서는 그들의 진정성에 신뢰를 하기 어려운 면이 있다.

본래 투자자들은 뱀속까지 수익성을 추구하는 DNA를 가진 종족이다.

이들이 평소 관심을 가지고 있지 않던 환경보호와 사회공헌을 갑자기 내세우는 이유가 무엇일까?

혹시 그들은 지배구조(G)에 관심이 있고, 환경보호(E)와 사회공헌(S)은 단지 가림막으로만 쓰는 것이 아닐까? 그래서 진심을 숨기기 위해 GES대신 ESG라고 부르는 것은 아닐까?

彼の語録を見ますと、これまでそれほど環境に関心を持っているように見えませんでした。これが突然、去年になって話をしましたのです。なぜでしょうか。

私は、投資家に対して何か信頼が置けない部分があるというふうに感じています。つまり、どういうことかということ、彼らはガバナ

ンスに関心があるんです。それが普段関心を持っていなかった環境保護などに、なぜ突然関心を持ったのか。

これは、ガバナンスに関心があるんですね、内部に。経営者がどういったところにお金を使っているのか、どこに投資をするのか、利益はどうなっているのか、報酬がどうなっているのか、株主についてどこまで考えているのか。これがガバナンスですけれども、ここに関心がある人たちであって、環境保護や社会貢献には、それほど関心がある人ではありませんでした。

つまり、環境保護や社会貢献を目隠しにして、実際はG、ガバナンス、Gから情報を得ようとしているのではないか。むしろ真実を隠すためにガバナンスを打ち出して、GES とは呼ばずに、順番を変えて、後ろに持って行って ESG としているのではないか。つまり、ES を目隠しにして、G を追求しているのではないかと疑いの目を持っています。

そして、投資家にはそれが重要なことでもありますが・・・そして、投資家は、一般の個人の投資家よりも、いち早く情報を得て、株主市場で有利な取引ができます。ですので、そういった投資家は、一般人よりもはるかに平均で高い利益率を挙げています。

ESG의 특징과 한계

투자자들의 속셈이 있다 할지라도, ESG는 기업경영자, 사회구성원, 투자자 모두가 이득을 얻는 윈윈 게임이다.

기업들은 환경보호와 사회공헌을 통해 드러커가 언급한 더 많은 사업기회를 갖게 되고, 환경과 사회는 ESG가 이루어지는 만큼 더 나아진다.

투자자들 역시 개선된 지배구조를 통해 기업에 대한 영향력을 강화할 수 있다.

다만 기업이 1을 얻는다면, 환경과 사회는 2, 투자자들은 7 정도를 얻을 듯하다

제공하는際には、個人の投資家へよりも公開はしていますよね。解釈力は弱くなりますが、そのプロセスの中で、企業が 10%ほど利益を得て、環境・社会が 20%利益を得て、投資家が 70%利益を得る、そんなゲームではないかと思ひます。ESGは今後 4~5年の間、社会に大きな影響を及ぼすと見ています。

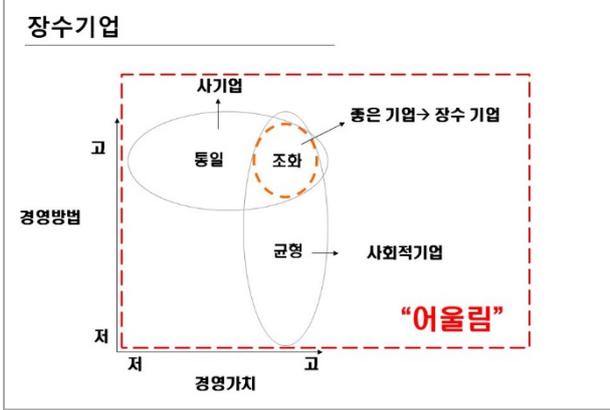
ESG 다음 단계는?

ESG가 향후 5년 정도 기업 사회에 큰 영향을 줄 회오리바람이라면 그 다음에 불어올 바람은 무엇이고 교수는 누가 될 것인가?

이 이슈는 기업경영자들이 4학년으로 진급하면서 풀어야 할 가장 큰 과제이다.

감히 예측한다면 그 것은 환경, 그리고 모든 이해관계를 대변하는 **시민사회**이다.

6. GC4: CSC (시민사회와 조화를 이루는 장수기업)



機械、従業員、消費者、社会、環境を見るシステムへと、今やなりつつあります。

では、投資家にそういった下心があったとしても、ESG というのは最高経営者、構成員、投資家の全てが利益になる Win-Win のゲームだと考えます。目隠しにはしたけれども、でも、企業はそれを守らなければならないので、環境と社会は ESG を追求すればするほどよくなると思ひます。

そして、投資者の立場から見ても、情報を提供する際には、個人の投資家へよりも公開はしていますよね。解釈力は弱くなりますが、そのプロセスの中で、企業が 10%ほど利益を得て、環境・社会が 20%利益を得て、投資家が 70%利益を得る、そんなゲームではないかと思ひます。ESGは今後 4~5年の間、社会に大きな影響を及ぼすと見ています。

では、次に何が来るか。ちょっと予測を試みました。今後、環境について。

全世界で環境変化が非常に著しく起こり、環境をはじめとした全てを代弁する市民社会こそが究極的に企業を評価するものになるのではないかと考えています。

ですので、最後に CSV について申し上げますし、SC について申し上げます。

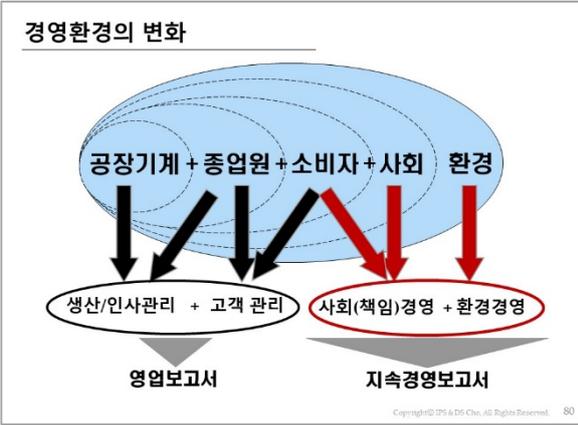
企業は共有価値を求め、経営手法も手腕が問われますが、経営方法の効率性を通じて利益を出すのがプライベート企業です。そして、バランスよく 2つを取っていくのが社会的企業です。プライベート企業と社会的企業を同時に求める調和の取れた企業が、いい企業であり、長寿企業になります。今後は、この 2つを同時に追求しなければなりません。

企業社会はさまざまな企業が調和しておりますけれども、長期的に見ていくと、工場の

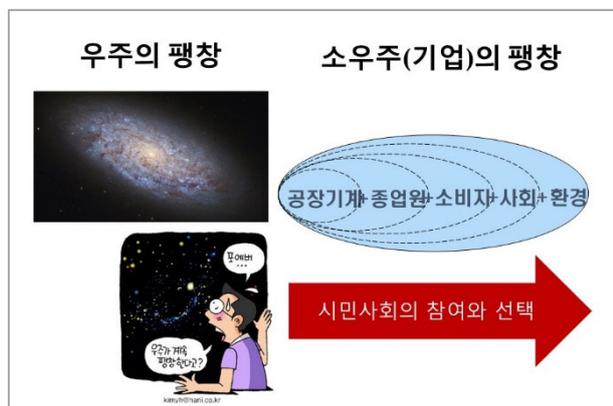
타임머신을 타고 간 미래

미래의 기업 모습

Copyright © IPS & DS Co., All Rights Reserved. 79



つまり、生産や人事管理といった内部管理を扱う営業報告書と、社会責任や環境を扱う持続経営報告書の2つがあります。ESGはその延長線上にあると思います。



100年前は工場が企業の全てでしたが、従業員が登場し、消費者が登場し、社会・環境が登場することによって、経営者が責任を取るべき領域は広がってきました。そのプロセスの中で究極的に企業の全体を扱う、その主体は誰なのか。これがまさに市民社会の参画と選択ではないかと思います。

ですので、私は、今現在は、ESGが強調されていますが、今後5年以内には、市民社会が積極的に参加して、主導権を握るようになる、

そういった社会になると考えますし、それに向けた備えというものを行うべきだと考えます。以上で、終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

(馬) ありがとうございました。趙先生は、企業の社会的責任に関するお話をされたかと思えます。

企業の社会的責任ですが、いくつか言わせていただきたいことがございます。今回のテーマは素晴らしいテーマだと思います。また、優秀な良い企業に関する基準が示されました。その中で、利益、利潤の追求もちろん大事ですが、それと同時に社会的責任を担わなければならないということ。

そして、この Good Company、良い企業、社会的責任を担う企業の定義に関しては、なかなか定まった定義がないというところがあります。そして、この社会的責任については、例えば、汚染を減らせるとか、あとは積極的に納税をするとか、質の高いサービスや製品を提供する、あるいは、コストの高い製品を提供する、などなど、さまざまな公平な物差しが必要になってきます。

一つの企業が、社会的な責任を担っていく必要があるわけですが、公益活動、慈善活動、こういった事業は今後さらに議論を進める必要があります。このテーマの中にも多くの、さらに明らかにしなければならない曖昧な問題がまだ潜んでいます。

ただ、本日は時間の関係もありますし、この面について、一つひとつ討論するのは難しいのですが、今回の、自由討論などの機会などもありますので、もしできれば、そのときにでもより掘り下げてお話をしたいと思えます。

まずは、南開大学の関信平先生、そして日本の慶應義塾大学の堀田教授、そしてソウル大学名誉教授・趙先生のお三方から基調講演をいただきました。ありがとうございました。

3. 事例報告

(馬)では、続きましては、国別報告のセッションに入っていきたいと思います。今回のテーマは、ソーシャルワークのさまざまな分野における介入、そしてその効果などについてお話をいただきたいと思います。

実は、12時に終わる予定だったのですが、少し時間が10分ほど押しておりますので、皆さま、発表に当たりましては、できるだけコンパクトに、ただし、あまり概要に差し障りのあるようにはなさらずに、できるだけというところで、お三方にご発表をいただきたいと思います。

まず、お一方、北京師範大学人文社会科学高等研究所、そして私たちの当学院の先生でもいらっしゃる喬東平先生のほうから、お話をお願いしたいと思います。

3.1 中国の児童福祉サービス：ソーシャルワーカーの介入手法と業務体制

喬 東平 (Dongping QIAO) / 北京師範大学教授

それでは、画面を共有しますので、皆さまご覧ください。

私はご紹介にあずかりました北京師範大学から参りました喬と申します。今回のテーマは、児童福祉サービスということで、ソーシャルワーカーの介入方法と業務体制についてお話をしたいと思います。



目録	博學力行 Turning Knowledge into Action
背景	
一、中国儿童福利服务主体和内容	
二、中国社工介入方式和模式	
三、中国社工提供儿童福利服务的机制	

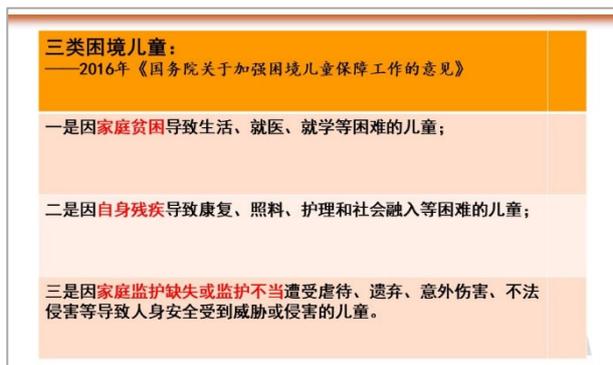
背景	博學力行 Turning Knowledge into Action
<ul style="list-style-type: none"> “儿童”在中国指不满18周岁的“未成年人”。 广义的儿童福利服务是“政府和社会为满足儿童的需要,促进儿童身心发展而提供的制度化的、非现金形式的社会福利资源”(陆士楨、李月圆, 2014)。 狭义的儿童福利服务是民政部门负责提供的孤残儿童服务和困境儿童服务。 2016年,民政部成立未成年人(留守儿童)保护处。 2019年初,民政部成立儿童福利司。 	

3つのテーマがあります。まず1つ目、中国の児童福祉サービスの担い手と内容。2つ目、ソーシャルワークの介入手法とモデルについて。3つ目、児童福祉サービスの供給体制についてお話をしたいと思います。

この3つについて、よりよくお分かりいただくために、少し背景をお話ししたいと思います。

日本、中国、韓国、それぞれ異なるかもしれませんが、中国では18歳未満が未成年となります。現在は、子どものニーズに応じて、その心身の発展のために供される制度化された現金以外の社会福祉リソース、これが児童福祉となります。

狭義の児童福祉サービスというものは、民政部门が提供する、例えば、孤児や障害児向けのサービスです。そして、広義のものにつきましては、先ほど申し上げました制度化された現金以外のリソースということです。



2016年、民政部では、未成年留守児童保護所という部門ができました。つまり、政府としましても、この児童福祉の問題について重視が深まってきているということです。

この狭義の児童福祉サービス、例えば、孤児や障害児向けのサービスですが、これは政府の政策の中で、3種類に分けています。

まず1つは、家庭の貧困によって、生活、医療、就学に困難を来している。2つ目は、

自身の障害によって、リハビリ、ケア、社会参加などで困難を抱えている。3つ目のケースですが、ネグレクト、虐待といった家庭の問題によって子どもの安全が脅かされている。例えば、遺棄や傷害、ハラスメント、そういった問題を抱える子どもです。ですので、このような困難を抱える子どもとか、孤児とか、そういったさまざまな子どもたちが対象となっております。

ここ数年でかなり進展がありますが、先ほど、関先生のほうからもいくつか政策についてご紹介がありました。今回は、この政策面については、簡単にお話ししたいと思います。

ここ数十年で大きな政策がいくつか出ました。まずは、児童発展綱要です。2011年から2020年を対象とした綱要であります。そして2つ目、民政部から出されました3つの児童福祉に関するものがあります。まずは、未成年の社会保護、そしてインクルーシブ型の児童福祉制度、3つ目、一部地域での末端の児童福祉サービス体制の構築に関する通知、これら3つの通知が出されています。

- 2011年頒布の《中国児童発展綱要（2011-2020）》首次增加“児童と福利”部分，要求“扩大児童福利范围，推动児童福利由补缺型向适度普惠型的转变”。
- 2013年，民政部相继开始“未成年社会保护试点工作”和“适度普惠型児童福利制度建设试点工作”，明确要将传统的对孤儿的保障扩展到得不到家庭良好监护的其他困境児童。
- 2015年，民政部发布《关于在全国部分地区开展基层児童福利服务体系建设试点工作的通知》，试点社区设立“児童福利主任”和“児童之家”。
- 2016年，国务院发布《关于加强农村留守児童关爱保护工作的意见》和《关于加强困境児童保障工作的意见》。
- 2019年，国务院发布《关于促进3岁以下婴幼儿照护服务发展的指导意见》。
- 2019年，民政部等10部门联合发布《关于进一步健全农村留守児童和困境児童关爱服务体系的意见》，要求全国城乡社区设立“児童主任”，在乡镇街道设立“児童督导员”，并明确工作职责。

これはいずれも今回のテーマと非常に関わりのあるテストケースの政策であります。社会政策の一つの特色となっております。

まずは、テストケースとして施行事業を進めて、そして全国展開するというのが、中国のやり方であります。

あとは民政部のほうで、両親と離れて暮らす子ども向けの政策でありますとか・・・。

ただ、児童福祉法はまだ法律としては出されていませんが、児童福祉法のサービスや事業、さまざまにいわれるところは、政策文書として、例えば、政府や国民などから出されています。近年は、学术界、社会、あるいは政府部門と共に、この児童福祉法の制定を進めておりまして、近いうちに発表されると思われます。

そして、指導意見が出されています。19年には、民政部などの10部門で、農村の両親と離れて暮らす子ども向けの支援システムに関して、これを構築するための意見が出されました。つまり、農村には、出稼ぎの両親と離れて暮らす子どもたちがいるわけですね。そういった方たちを対象としています。

- 在2018年7月-2019年8月，通过半结构化访谈对中国7个县市的儿童福利服务供给现状、社工介入情况等实地调研。
- 抽样东部、中部、西部地区7个县市：广东省广州市、江苏省南京市和张家港市（县级）、湖北省武汉市和阳新县、云南省昆明市和武定县。
- 访谈对象：
 - (1) 社会组织、社工机构的负责人或主管；
 - (2) 官办儿童福利院、未成年保护中心；
 - (3) 社区儿童福利主任、儿童之家工作人员；
 - (4) 有未成年子女家庭的父母或主要照顾者；
 - (5) 儿童福利主管部门领导。

での実地調査です。主にインタビュー形式で、広東省、江蘇省、湖北省、雲南省の7つの場所で行いました。

インタビューの対象ですが、まずは、ソーシャルワーク機関の責任者、担当者です。もう一つ、これは公立の児童福祉施設、あるいは、未成年保護センター、そして第三類としまして、コミュニティ児童福祉主任、子どもにやさしい空間、中国語では、児童の家と言っていますが、児童の家の担当者、そして、家庭の両親です。

ということで、7つの地域を対象としまして、実地調査をして、5類型の方々にインタビューをして、状況を把握したわけです。この一部について、お話をしたいと思います。

一、中国儿童福利服务主体和内容

博學力行
Turning Knowledge into Action

1、官办儿童福利机构提供的兜底性服务

- 官办儿童福利机构：民政部门下属的儿童福利院、未成年人保护中心、儿童福利指导中心，有的设立了社工科或有专职社工。
- 官办机构兼具引领、管理和服务的多重职能，是孤残儿童、困境儿童关爱保护、照顾服务、残疾康复等兜底性服务的承担主体。

くという形です。

中国では民生部門の所属の児童福祉、あるいは未成年保護センター、児童福祉指導センター、そういったところで行われています。こういった機関の一部が、併設のソーシャルワーク部門であり、専属のソーシャルワーカーがいます。ただ、全ての公立にこのようなリソースがあるかといえば、そうではありません。ただ、かなりのところに併設されています。

そして、この中でさまざまな役割を担っていただいています。管理でありますとか、例えば、困難を抱えている子ども向けの、留守児童などに対するサービス、支援を行っています。この中で支援、保護、サービス、あるいは、紹介、リハビリなど、本当に最低限の保障サービスを行っています。これが、担い手と内容についての1つ目の内容です。

2、社会组织为主体的发展性服务

- 社会组织：基金会、社会团体、民办非企业三类，是当前政府儿童福利服务的补充和儿童社会服务的主体。
- 社工机构注册为民办非企业，社工服务较好地弥补了政府机构在服务对象、服务内容方面存在的全面、不深入、专业性不足等问题。
- 社工机构主要提供儿童早期干预服务、儿童照顾服务（课后托管）、儿童保护服务、儿童能力提升服务、心理健康服务、家庭支持服务等。

ということで、今年の6月からその未成年向けが出ました。そして概要ですね、先ほど言った10年間の概要がありました。この辺りが今回のテーマに関わってくる政策文書になってきます。

私たちは2018年の7月から、中国の7つの県と市を対象として調査をしました。福祉の提供や、ソーシャルワーカーの介入について

まず、1つ目ですが、児童福祉の担い手、そして介入の方法、モデルといったところで、4つあります。

まず、第一種ですが、公立の機関から提供される最低保障型のサービスです。これには、最低保障型という言葉がよく使われるんですが、本当に最低限の必要なサービスですね。あるいは、現金給付という形で支援をしてい

2つ目ですが、こちらは社会組織を担い手とする発展型のサービスです。

この社会組織ですが、基金会、社会团体、民営非企業という3種類があります。これは、政府が行っている福祉サービスに対する補完的な役割を担っています。これは、民営の非企業として登記されている機関が提供しているサービスです。公的機関では、なかなかできないようなサービス、あるいは専門性が足

りないというところを、うまくそこで補うような役割をしています。また、基金会、社会团体、あるいは企業などでもこういったことをしています。

いくつかのコンテンツがありますが、まずは、早期の介入です。例えば、学齢前の児童に対する支援、あるいは、子ども向けの支援サービス、例えば、学童保育のようなサービスなどがあります。3つ目なんですけど、児童保護サービス。4つ目、児童の能力開発サービス、そして次に、心理的健康ケアサービス、そして家庭支援サービス。このようなサービスが今行われています。

3、社区儿童之家为抓手的基础性关爱服务

- 社区和“儿童之家”被认为是提供儿童福利服务的重要场所，解决儿童福利服务“最后一公里”问题，提高服务的可及性。
- 儿童之家：为儿童提供安全稳定的课外学习、游戏娱乐、社会心理支持等的活动场所。
- 儿童主任主要为困境儿童和留守儿童提供服务。
- 社工机构可能对儿童之家和儿童主任的服务提供指导。

続きまして、3つ目の部分ですが、コミュニティの子どもにやさしい空間、いわゆる児童の家、ここで行っている基本的な支援です。この児童の家は非常に重要な拠点となっています。さまざまな政策がありますけれども、ただ、なかなか、現地には伝わらない、ラストワンマイル問題が存在します。実際に末端ではなかなか届かないサービスがあります。農村では、なかなかサービスが満足に行き渡

っていません。ですので、このラストワンマイル問題を解決するというのが、この児童の家、子どもにやさしい空間が担っている部分です。

2019年には、全国全てのコミュニティに、これは都市、農村部にかかわらず、全てこの児童の家をつくりなさいという指示が出ています。ここで、学童保育のようなサービスを行います。例えば、課外学習、遊び、娯楽、そういった部分ですね。ですので、農村にもこういったところをつくります。ただ、重点が置かれているのは、やはり、特別な困難を抱えている、例えば、留守児童や、そういった子どもになります。

児童主任という方がいるんですが、この児童主任が児童の家にいます。ここで、例えば、子どもの面倒を見る人がいないような子ども、あるいは、留守児童を対象としまして、支援を行っています。それ以外にも支援を必要とする子どもがいますので、そういった子どもたちにも支援を行っています。

全てのコミュニティに1カ所つくるようにと、今指示が出ています。2020年、昨年になりますが、先ほど10年間の概要についてお話ししましたが、90%以上のコミュニティ、あるいは農村にこれを設立するという状況です。

このソーシャルワーク機関が、この児童の家に対して指導を提供しています。十分に行き渡っているわけではないのですが、取り組みは行われています。

こちらが児童の家の写真ですね。子どもたちがいます。授業が終わった後にこちらに来ます。あるいは、幼稚園が終わった後にここへ来て、ここで本を読んだり、あるいは、絵を描いたり、音楽を聴いたり、ゲームをしたり、そういったことをしています。

社区“儿童之家”

博学力行 >>>

截止2019年8月，江苏省建成儿童之家408个，全省聘请儿童主任21056人，专职363人。



4、学校为主体的儿童教育为主的综合性服务

- 学校提供的服务在不同地区和城乡之间的功能定位不同，在农村地区和经济欠发达城市，缺少社工机构，学校几乎成为普通儿童获取福利服务的唯一平台。
- 学校以教育服务为主，兼顾儿童健康、生活照护、儿童保护等基础性服务和休闲娱乐、能力提升等发展性服务。
- 社工机构与部分学校合作提供服务，有的“儿童之家”设在学校。

そして、4番目ですが、学校が担い手となっている総合型のサービスです。学校の提供するサービスですが、地域によってかなり違いがあります。例えば、農村や経済の後れている地域というのは、ソーシャルワーク機関が非常に少ないということがあります。例えば、県のレベルになりますと、なかなかないわけですね。そういった場合には、学校が一

つの拠点になります。ここを拠点として福祉サービスが行われています。

その内容ですが、教育サービスが主体となっています。例えば、生命に関する、あるいは、心理的なケアに関する指導であったり、支援であったり、健康サービス、あるいは生活の支援、また、基本的なサービスの他にも、娯楽とか能力開発、例えば勉強の面でのサポートなどもあります。あとは、子ども意識の向上ですね。そういったところでも支援をしています。

あと、ソーシャルワーク機関ですが、一部学校での提供を行っております。そして、児童の家、これを学校に置いている、そういったケースもあります。非常によくできた取り組みであると思います。

では、2番目に入ります。中国におけるソーシャルワークの介入の手法、そしてモデルについてです。4つに分かれています。

二、中国社工介入的方式和模式

博學力行
BOSHI XUE LI XING

1、社区为本的“机构嵌入式”服务递送

- “机构嵌入式”服务：社工机构以辖区内儿童为主要服务对象，以社区/学校为面，机构为点，点面结合，有助于实现资源整合、服务普及、基层减负和服务专业化的目标。
- 社工机构嵌入社区为儿童及家庭提供服务的两种介入方式：
 - (1) 社工机构承接儿童之家
 - (2) 社工机构与儿童之家合作
- 社工机构嵌入学校为儿童提供服务的两种介入方式：
 - (1) “驻校服务”（机构派社工长期驻扎学校开展服务）
 - (2) “联校服务”（机构和学校达成合作协议，定期到校开展服务）。
- 社工机构嵌入儿童福利院提供服务。

まず、1つは、コミュニティ単位の、コミュニティを主体とする機関組み込み式のサービスです。この組み込み式という言葉ですが、中国のソーシャルワーク分野におきましては、よく使われている言葉です。

この組み込み式のサービスは、例えば、コミュニティや学校を一つの面としまして、これを対象としてサービスをします。点と点がソーシャルワーク機関ですね。点と面の連携であります。

例えば、末端の負担軽減でありますとか、サービスの普及、サービスの専門化、そういったことを進めていきます。

今回の調査では、この組み込み式に関しましては、まず2つあります。

1つ目としましては、コミュニティ型で、これには、ソーシャルワーク機関が子どもの家の運用を受託するものと、ソーシャルワーク機関とコミュニティによる児童の家の共同運営というものがあります。

もう1つですが、ソーシャルワーク機関が学校に組み込んで提供する場合で、例えば、ソーシャルワーカーを学校に常駐させる形ですね。あとは、協定書を交わして、連携サービスを提供する、この2つがあります。

または、福祉サービス機関です。こちらに組み込み型のサービスとして、ソーシャルワーク機関から介入する形でサービスを提供するという、こういった手法もあります。ソーシャルワーク機関が児童福利院のような福祉施設に介入をするという形ですね。

これらが1つ目のくくりです。コミュニティ主催の組み込み式のサービスです。

- 2、机构为本的非嵌入式服务递送
- 社工机构未嵌入特定的社区或学校，服务对象不限于特定社区或学校。
- 多以项目制运作，为儿童和家庭提供项目方要求的服务。
- 项目结束，服务结束，受项目和资金限制，可持续性差。

その取り組みだけに特化して行うということです。例えば、娯楽サービスを提供するとか。この事業が終わると、そのサービスも終わってしまいます。といいますのは、予算もそこまでしか割かれていないということで、持続性は低いと言えます。

- 3、培育社区内生力量自我服务
- 社工机构培育社区内生力量，如社区自组织、社区志愿者等，提升社区自我服务能力。三种方式：
 - (1) 培育、孵化社区自组织、社工机构开展在地服务；
 - (2) “机构+家庭志愿者”服务递送模式：家长作为协助者参与机构服务，其中母亲照顾者是主力军。
 - (3) 社工机构培训家长志愿者，将家长志愿者转化为机构工作人员，如广州的“妈妈公益人”。

サービスを展開します。例えば、行政機関に登録をしないといけないわけです。そして、組織を立ち上げて、現地のサービスを提供します。

二つ目ですが、機関プラス家庭ボランティア型というサービスです。例えば、保護者が担い手となるわけです。あるいは、協力者としてさまざまなサービス活動に参加します。このボランティアは、よくお母さんが参加されます。

そして、三つ目ですが、ボランティアです。ボランティアに対する研修です。例えば、親御さんがボランティアになります。そして、そういった方々に研修をすることで、将来的にはその機関のスタッフになっていただくということです。長期的に、このような機関の活動に参加していただきます。最終的には、スタッフとして雇用するというような形になります。こういった3つの形で行われています。

- 4、线上+线下组合式服务递送模式
- 疫情前，线上服务主要是热线服务，通过热线电话提供服务或服务管理。
- 疫情后，社工机构拓展了线上服务，如建立公众号，提供预防性和支持性课程、线上个案服务、小组服务等。设立“虚拟社工”。
- 有的枢纽型社工机构建立了线上个案管理+个案工作服务平台，覆盖困境儿童及家庭服务，如江苏省张家港市困境儿童关爱中心。

ただ、実際のところは、真の意味でのオンラインで、実際のサービスを提供しているケースは、まだ多くはありません。ただ、他にも例えば、SNSの「WeChat」というものがありますが、

2つ目の種類ですが、機関を主体とする非組み込み式、つまり組み込み式ではないサービスです。サービスの対象は、特定のコミュニティや学校ではありません。

そして、プロジェクト型の授業として進めていきます。ですので、そのプロジェクトに関する協定書を交わして行うわけです。

例えば、一つの具体的な取り組みがあると、

そして3つ目ですが、コミュニティの自力運営サービスです。つまり、ソーシャルワーク機関がコミュニティ内の組織を育成する、例えば、ボランティアとか、内部の担い手を、です。こういった方々を育成するわけです。つまり、自力でサービスを提供するという能力、これを育成していきます。

まず、その中の一つとして、コミュニティ内組織やソーシャルワーク機関の育成や、インキュベーションを行います。地元密着型の

そして、4番目ですが、通信と対面統合型サービス、オンライン、オフライン両方でということです。

実際のところ、このオンラインのものは、例えば電話ですね。一部の地域では、ホットライン電話などの通信を使ったサービスになります。例えば、未成年保護ホットラインといったものがあります。こういった電話でのサービスが主体となっています。

そこで公式のアカウントを作ったり、あとは、オンラインでのちょっとしたサービスなどは提供されたりしています。現在は、コロナの影響がありますので、こういったオンラインの活用も始まっているということですね。

例えば、オンラインで動画をアップロードしまして、さまざまな知識を伝えるための番組を作ったり、配信したりといったこともあります。このコロナによって、さまざまな困難が起きています。ですので、オンラインで管理をするということも、さまざまな取り組みとして始まっています。

そして、3番目ですが、まずは個別の案件があります。それをまとめまして、それを分類します。そして、分類別に支援をしていきます。そして、オフラインの形での支援も行うというわけです。

だいたい、困難を抱える児童や家庭に対するサービスが中心となっています。例えば、江蘇省でも、このような取り組みが行われています。つまり、オンライン上でその案件を管理して、プラットフォームを通じて、現地支援を展開しているということです。

では、最後になりますが、供給体制です。

三、中国儿童福利服务供给机制 博學力行 >>>

- 1、多部门平行合作的服务协调机制
- 政府建立了民政部门牵头的留守儿童、困境儿童工作联席会议制度，通过跨部门协作推动儿童福利服务落实。
- 部分社工机构是联席会议成员单位，如果服务中遇到需要协助解决的问题，可以申请召开联席会议。

- 2、分类、分级、分层的服务递送机制
- 困境儿童：未成年人保护中心或儿童福利指导中心依托儿童服务信息管理平台（儿童主任逐级上报），对困境儿童进行分类、分级评定，并提供相应的服务，推动服务朝向精准化发展。
- 普通儿童：初步建立儿童保护分级预防-干预模式。昆明地区针对广义的儿童保护服务形成了预防、介入、治疗三级干预机制。
- 政府购买社工机构的服务，社工是服务的直接递送者。
- 张家港市建立四位一体的困境儿童监护生态系统。

て、分類をします。どれだけ困難かということ把握した上で、サービスを提供します。ですので、精度が高くなります。一般の子どもに対しましては、例えば予防対策とか、介入モデル

3、“督导+评估”相结合的服务评价监督机制

- 政府或机构购买督导服务，提供：
 - (1) 面向儿童督导员、儿童主任等的集中督导；
 - (2) 面向儿童服务组织或机构的定向督导；
 - (3) 面向儿童服务工作者（包括社工）的个别督导。
- 专业评估：包括机构自评和委托第三方评估两种方式。

3つあります。1つは、多部門間の協力のためのサービス調整体制です。18年には、民政部門をトップとする、留守児童、困難児童に対する共同会議の制度をつくりました。そして、今年になりますと、その指導チームをつくりました。一部のソーシャルワーク組織とのこういった連携会議に参加しています。そして、何か必要な問題が生じましたら、この問題に関してこういった会を招集して解決を図るということです。

2つ目ですが、こちらは、類型、等級、階層別のサービス供給体制です。これは、とりわけ困難な状況を抱える子どもですね。これを分類して、深刻度を判定した上でさまざまなサービスを提供するわけです。そのために、児童サービスの情報管理プラットフォームをつくっています。そして、このプラットフォームを通じまして、状況を把握します。そして、方針が固まっています。現在は、予防、介入、治療という3つの体制ができています。

3つ目ですが、監督、指導、プラス評価です。監督評価体制です。

この中で監督員というものがあります。子ども監督員です。2つ目が、サービス機関に関する定点的監督、そして3つ目ですが、サー

ビス従事者に関する個別指導、これを導入していこうとしています。専門的な評価は、自己評価と外部委託を受けた第三者による評価となります。

結論:

博學力行 >>>

- 从调研结果看，近十几年，中国社工机构发展较快，服务领域广泛，介入方式多样，工作机制逐渐完善，在服务儿童青少年和家庭方面取得一些成绩。但也存在一些问题，如对政府的依赖性很大，造血能力欠缺；资金和专业社工不足；社工机构之间缺少合作；现有服务的地区差异极大；服务供需匹配性不够，无法满足儿童和家庭的多方面需要；服务的专业性和服务效果参差不齐；服务质量管理不规范。未来提升的空间很大，特别是推动后疫情时代的社工服务。

今回の調査で、ここ十数年、非常に急速にサービスが普及しているということが分かりました。必要なところに必要なサービスがあります。ただ、地方の格差はあります。また、その体制については成熟しつつありますし、成果も出つつあります。しかしながら、問題もあります。

例えば、政府に対する依存が大きいということがあります。また、資金でありますとか、専門的なスタッフが少ないということもあり

ます。これも問題です。ですので、さらに改善が必要です。政府、基金会、社会団体、企業というところが多いのですが、しかし、ソーシャルワーク間の間では、競合などもありまして、なかなかうまく連携が進んでいないということがあります。

現在、ばらつきがあるということも問題になっています。地方の格差も大きい。ですので、なかなか子どもや家庭のニーズに応えられていないところもあります。今後まだ向上の余地がありますので、コロナ後には、多くの期待がかかっています。

以上です。今日は、少しゆっくりめにしゃべろうと思いましたが、時間が足りず、失礼いたしました。ありがとうございました。

(馬) ありがとうございました。北京師範大学学院のほうで、さまざまな介入方法や業務体制について調査をされたということですね。実地調査が行われました。そして、全般的、体系的にまとめられました、中国のこれまでの取り組みについてご紹介がありました。児童福祉サービスの介入について、そして、具体的な取り組みの方法、また、児童福祉サービスの業務体制など、非常に系統的に、体系的にご紹介いただきました。ありがとうございました。

喬先生が 25 分となりました。既にもう 10 分以上も時間がオーバーしていますが、続きましての先生については、5 分ずつ、公平を期すために、用意することといたします。各人とも 25 分ですね。

次は、日本側からの発表となります。続きまして、社会活動家、東京大学特任教授・湯浅誠先生より、「市民によるソーシャルワーク こども食堂の事例から」と題して発表をお願いいたします。

3.2 市民によるソーシャルワーク こども食堂の事例から

湯浅 誠 (Makoto YUASA) / 社会活動家・東京大学特任教授
認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長

皆さんこんにちは。東アジア市民フォーラムで発表させていただきます湯浅と申します。東京大学の特任教授をやりながら、認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえという団体の理事長もしています。画面共有します。

今日は、「市民によるソーシャルワーク こども食堂の事例から」ということで、20分ほどお話しさせていただきます。

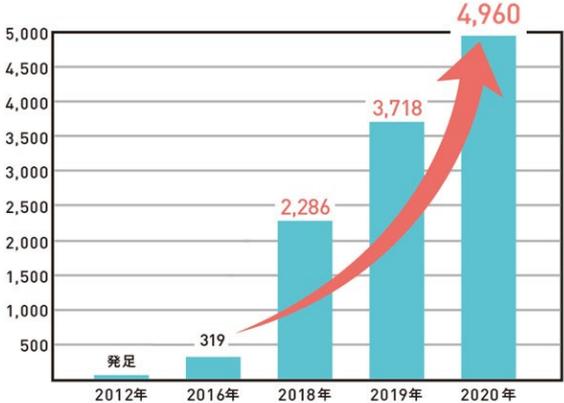


こども食堂とは

○子どもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所



○2020年時点で全国に4,960箇所（前年比1,200箇所増）



年	箇所数
2012年	発足
2016年	319
2018年	2,286
2019年	3,718
2020年	4,960

まず、日本では2010年代に入ってから、こども食堂なる場所が全国に広がっています。年々1,000以上増え続けて、今5,000カ所まできました。こども食堂は、どういう場所かというところ、こども専用食堂ではありません。「こどももオッケー」食堂というふうに理解していただくといいと思いますが、子どもを真ん中においた多世代交流の地域の居場所です。子ども、そしてその保護者、そしてその地域の高齢者、こういう方たちが集う場として全国に広がってきました。

現場の様子を少しだけ見ていただきますと。

<動画開始>

Q：ここは来られて何回目ですか。

A：え？

Q：初めて来られましたの？

A：初めて来ました。

Q：ああ、初めて。



<動画終わり>

この方たちは鳥取県という、日本の地方ですけれども、そこで、暮らす80代と、90代のおひとり暮らしの高齢者です。車でピックアップしてもらって、ここに連れて来てもらって、皆さんとお食事をして、終わった後に街中で買い物をして、それぞれのお宅に送り届けられるとい

うふうにされていました。

そして、その同じ会場の別のテーブルはこんな感じです。

<動画開始>

B：はい、プレゼントがあります。

C：ああ、やったー。

Q：どうです？ 皆さんおいしいですか。おいしい？

D：ちょっと熱いな。

Q：おうちのごはんとどっちがおいしい？

E：どっちも。

Q：どっちもおいしい。上手だな、うまい。



<動画終了>

子どもさんとか、乳幼児を抱えたお母さんがおられますけれども、こういう人たちが同じ会場で食事をします。

このように、子ども、そしてその保護者、そして地域の高齢者の方たちが集う。そういう場所がこども食堂の最も一般的な姿で、5,000カ所あるうちの78.5%は、参加条件も付けていない、つまり、0歳から100歳まで、日本国籍の方も外国籍の方も、健常者も障害者も行ける場ということになっています。

こども食堂の3要素

1、オープンでユニバーサルな場

人をタテにもヨコにも割らない
×学校、保育園 ○公園

2、さびしくなった地域の「にぎわいづくり」として広がる

人口減少、少子高齢化、過疎、シャッター通り、無縁社会

3、運営者は子どもの貧困問題に関心を持っている

専門職・行政ではなく一市民としてできること

です。こども食堂は3つの要素からできています。

1つは、オープンでユニバーサルな場というところが大きな特徴ということです。大多数のこども食堂の特徴ということで、「どなたでもどうぞ」ですから、公園みたいな場所だということです。公園に行くときに、入り口で、あ

なた何歳ですか？ 所得は幾らですか？ と聞かれない。それと同じように、こども食堂も聞かれません。すなわち、学校や保育園は、年齢制限があり、所得によって負担が決まっております。というふうに、いわば、人を年齢で割り、所得で割り、属性で割っていきますけれども、そのような場所ではないということです。

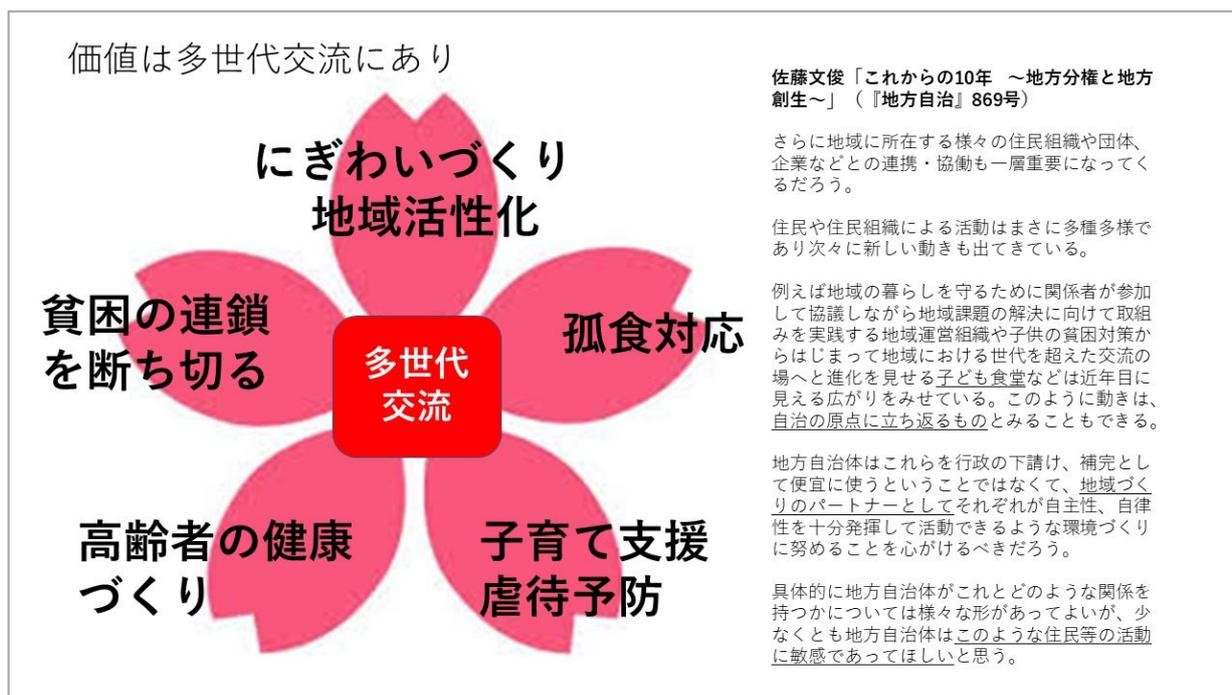
そして2点目に、さびしくなった地域の「にぎわいづくり」として広がってきたんだということです。日本はご承知のように少子高齢化が世界最先端で進んでいる国です。人口も減り始めました。地方は、今や、約5割の自治体が過疎指定を国から受けている、そういう地区を抱えています。商店街はシャッター通りといって、30軒ある小規模商店のうち、やっているのは5軒だけだというような商店街がもう全国で普通になっています。

そして、人と人の距離が疎遠になっている、人間関係が薄れている。そういうことを無縁社会と日本ではいっていますが、こうした現象も10年ほど前から起こるようになってきました。そのような地域で、人が集まる場所が減った、子どものにぎわう声を聞かなくなった、そういう中で、さびしくなった地域の「にぎわいづくり」として広がってきました。

そして3点目ですが、運営者は、子どもの貧困問題に関心を寄せている、そういう一人が多いのです。このこども食堂というのは、民間のボランティアベースの非営利活動ですので、

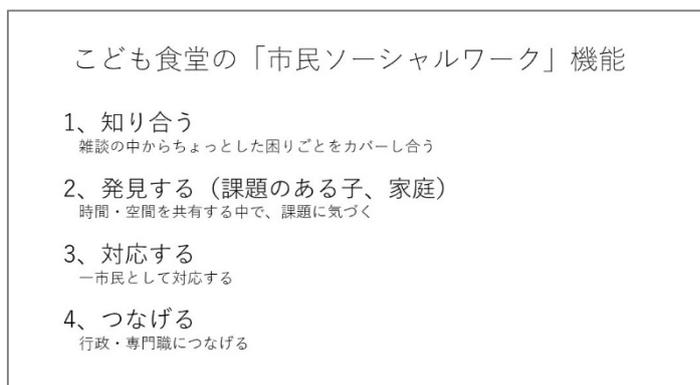
やっているのは全て地域の一市民の皆さんです。専門職がやっているこども食堂もあります。お寺がやっているこども食堂もありますし、企業がやっているこども食堂もありますが、多いのは、本当に地域の、とりわけ女性たちが担うこども食堂が多いです。

そして、この3つの要素ですが、こども食堂によって、この割合・配合の仕方が違うんですね。ミックスの度合いが違います。なので、結果的に、多様なこども食堂が生まれるのですが、基本的にこの3要素を何らかの形でミックスしてつくっている。それがこども食堂の公約数的な姿であろうと思いますね。



こういう場所、その価値の核心は、多世代交流にありというふうに私たちは考えています。それであるがゆえに、子どもが高齢者と交わることで、高齢者について学ぶ。他方で、高齢者は子どもと関わることで元気になる。もちろん、中には孤食の子もいるし、貧困な子もいます。そういう子の対応もするし、親がほっとできる場所でもある。そうした全体を通じて、地域のにぎわいをつくる場でもある。そのような意味で、こども食堂の中核的な価値は、多世代交流にあるというふうに思っています。

このような取り組みは、一言で言うと、住民が住民自身の手によって、地域をよくしていこうという取り組みですから、日本政府の総務省の事務次官だった佐藤文俊さんという方が、こども食堂は自治の原点に立ち返る動きだというふうにおっしゃっていますが、私もそのように考えています。



そうした場所におけるソーシャルワーク機能とは何なのかということですが、ここでは4つほど挙げました。「知り合う」「発見する」「対応する」「つなげる」、これです。

知り合うは、住民交流の場ですから、0歳から100歳までいろんな人たちが関わり出会います。そういう中で、うちちょっと電球が切れて困っちゃって

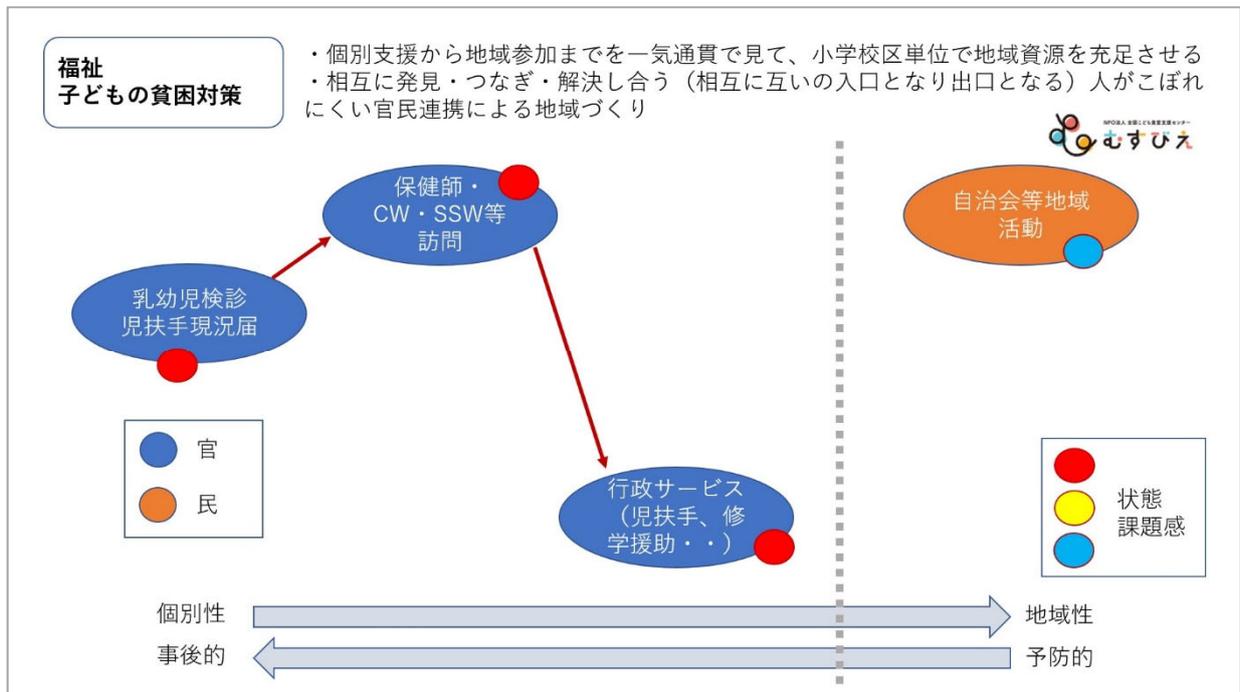
るんだよね、というおばあちゃんに対して、じゃあ、それだったら自分が付け替えてやろうか、みたいな、そういうちょっとした困り事をお互い助け合う、カバーし合うというような交流が、知り合う中から生まれています。

こども食堂は食事をするところですが、来られている方たちが一番多くおっしゃるのは、「ここではたくさんの人と知り合える」です。ですので、何よりも人と知り合う、多くの人と知り合い、関わり合う、そこに皆さんが価値を見いだして参加されています。

そして、運営者の方は、子どもの貧困問題に関心を寄せている方たちなので、時間や空間を共有する中で、自分に気付けることがあったらやってあげたいというふうに思っています。例えば、こども食堂でコロッケを出したことがありました。そしたら、小学校5年生の男の子が、「これ何？」と聞いてきた。コロッケは、日本においては極めて一般的な食べ物ですが、この子は小学校5年生、つまり10歳になるまでコロッケを見たことも、食べたこともない、そういう家庭で育ってきたんだということを、その発言を通じて知る。

そうすると、自分たちで出来ることを対応する。それは、そのこども食堂について言うと、次はメンチカツという、これまた一般的な食べ物ですけれども、それを出してみようか、と話していました。ご家庭で誕生日を祝ってもらったことがない。それならみんなで盛大に誕生日会をやろうか。家族で旅行に行ったことがない。それなら、今度みんなで海水浴に行こうか。こういうふうなことをやっているのが、こども食堂の人たちの対応です。

一方、それだけでは手に負えない案件というのがあります。例えば、子どもの虐待に気付いてしまうことがあります。そうしたときには、つなげるということになります。それは、行政や、専門職につなげていく、そうした機能を持っている場だということです。



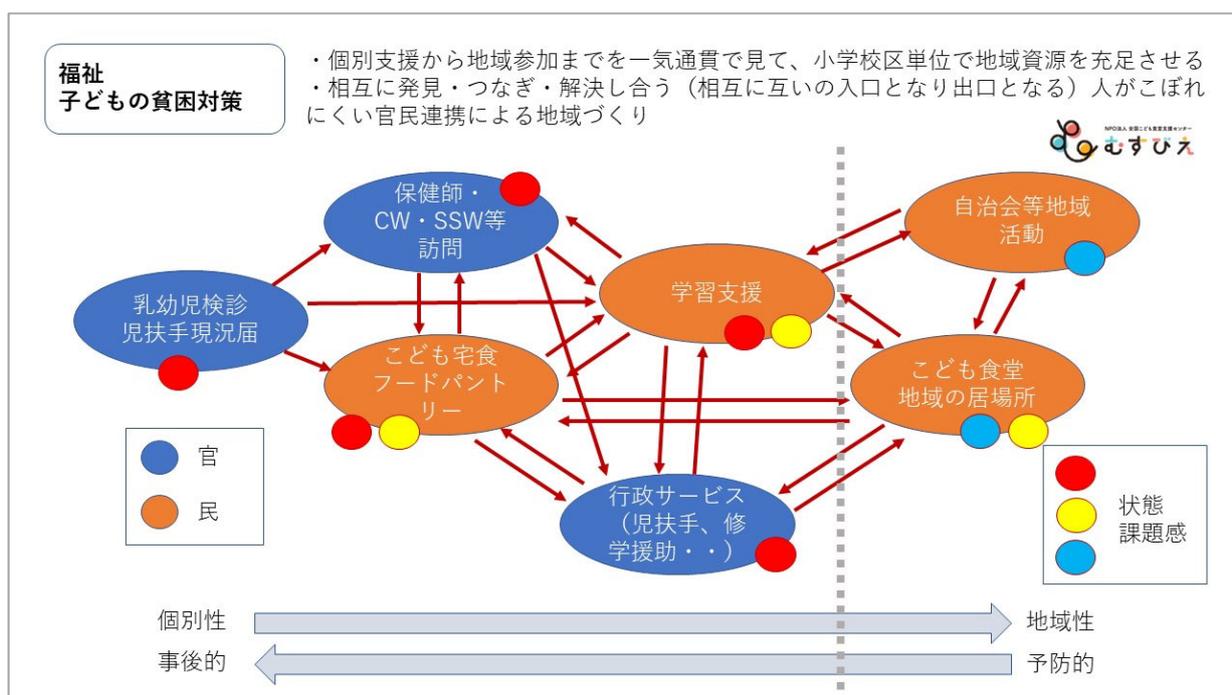
もう少し俯瞰的に見ると、例えば、日本の地方自治体においては、子どもに関してこのようなフローが行われています。最初は、乳幼児検診などで子どもの検診をします。この受診率は97とか、98%です。ですが、逆に言うと、2%とか、3%の家庭は来ない。これがハイリスク家庭ということになります。そして、そのハイリスク家庭には、保健師さんが訪問するなどして、その家庭のケアをします。

ですが、保健師は非常に数が少なくなっています。日本の公務員は相当減らされていま

すので、そういう中で、仮に 10 軒訪問しなきゃいけないうち、3 軒しか訪問し続けられないとなると、あとの 7 軒は、そこまで今のところ大変じゃない家庭。つまり、赤信号ではなく、黄信号の家庭なんだということで、保健師は訪問し続けなくなります。

赤信号家庭は、さまざまな行政サービスに結び付いていったりしますが、ここで 2 つの問題が起こっています。1 つは、まず支援のクローズが見えない。この 3 軒の赤信号家庭に保健師が訪問し続ける。これはいったいあと何年やり続ければいいのか。地域に受け渡したいけれども、地域のつながりの中に受け渡したいけれども、そうした地域の自治会とかの活動は、そうした機能を持っていないので、支援のクローズが見えないという課題です。

そして、もう 1 つは、この 3 軒に行って、7 軒は行かなくなる。この 7 軒の黄信号家庭から事件、事故が起こっていきたりします。そうすると、行政は何をやっているのかというふうに市民、社会からお叱りを受けるわけですが、「カバーしきれない」というような課題が起こります。



そうしたときに、民間の活動を見ると、例えば、こども食堂のような場所は、青信号、黄信号対応をしています。青信号というのは何の課題もありませんよということ。黄信号というのは、子どもや家庭というのは、そこまで大変ではない。自分で行政の窓口を訪問したり、相談に行ったりする、その様なことはしない。だけれども、課題は持っている、こういう人たちですね。そうした人たちの対応に、こども食堂というのは向いています。

また、さまざまな地域、民間ベースのさまざまな活動があります。そうしたものが、相互に参照し合い、人を紹介し合い、つなぎ合いということになると、例えば、保健師さんが 3 軒しか行き続けられない中で、残り 7 軒の食材をお届けする市民活動につなげることで、パイプを維持しておくとか。あるいは、ちょっと元気になってきた赤信号家庭を、こども食堂につなげることで、そこで、いわば地域との接点が生まれて、自治会活動に参加するようになるとか。そういうふうにして、さまざまな活動が官民含めて連携していくと、人がこぼれにくい地域ということになりますので、そうしたことが、私たちは望ましいあるべき形だろうというふうに思っています。

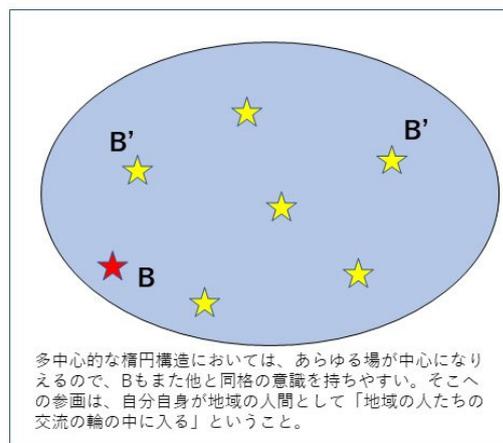
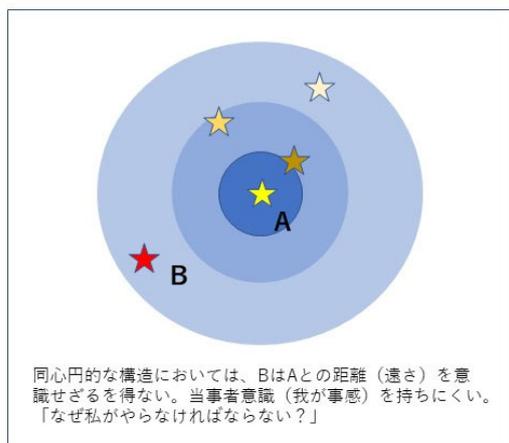
赤信号と黄信号 1 「貧困の子」とは誰か？



黄信号家庭は、自らは行政窓口相談には行きません。そういう中で、問題が非常にこじれて赤信号になってしまったときに行政というのは介入していくことになる。その意味で、行政の介入は、事後的、個別的、専門的なわけですけども、

その手前の黄信号の人たちは、青信号の顔をして行ける場所なら行けるんですね。

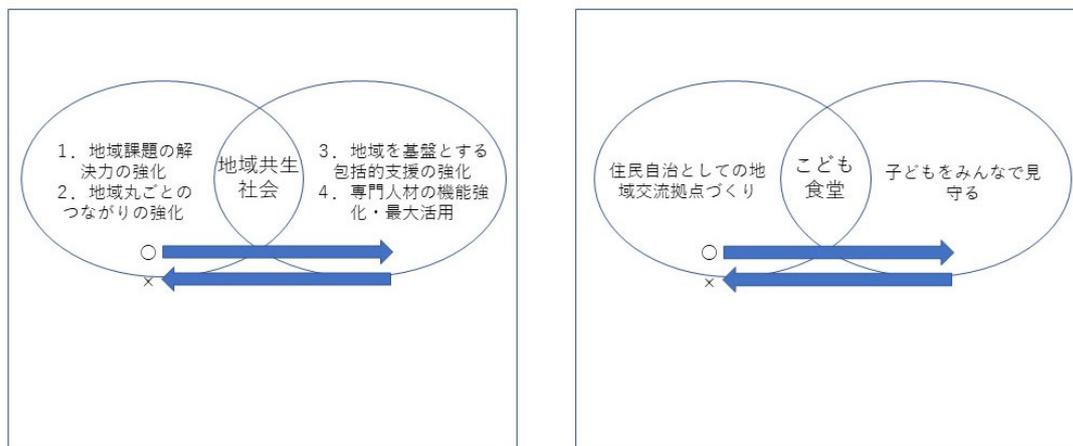
なので、こども食堂のような、公園のような場所には行けます。なぜならば、そこに行っても、あの人行ってたねとうわさにならないからです。スティグマが付いていないからです。なので、そうした場所で対応できる。これは行政にはできない対応です。その意味で、予防的で、面的で、住民が対応できる、そういうものがこども食堂の強みであるというふうに言えると思います。



そして、もう一つは、居場所による交流ということが、入り口になっている活動だということですね。こうした分野、ソーシャルワークの分野においては、居場所による交流と、相談支援という、相談による支援という2軸があります。こども食堂は居場所による交流から入る活動です。こうした活動というのは、相談支援の活動に比べて、広い裾野を持てるというところに特徴があります。

先ほど、こども食堂の重要な要素の一つは、さびしくなった地域の「にぎわいづくり」だというふうに言いました。地域のにぎわいをつくる輪の中に入るということであれば、例えば、その地域にある一事業者も、交流の輪の中に入る参加者です。ところが、相談支援的なベクトルというのは、どうしても同心円的になります。困ったAさんという人がいて、その人を支える一人にあなたもなってくれませんか、というふうにBさんに話が行く。つまり、この人を雇ってくれませんかとか、そういうふうに行きます。そうすると、Bさんとしては、どうしても、なぜ自分がそこまでしなければならないのかというふうに発想してしまいます。

なので、相談支援的な、同心円的なベクトルよりも、居場所による交流という、地域の「にぎわいづくり」という、そこがBさんにとっては入りやすい。こういう多中心的、無中心的、中心がない、そういう取り組みになりますので、こども食堂は、実際に地域の事業者、農家、商業者、さまざまな生産者、そうした人たちの非常に多くのご支援をいただいているというのが現状です。それが、地域全体の、いわばインクルーシブな地域をつくるためのドライブエンジンになっているというのが現状だと思っています。



ですので、市民によるソーシャルワーク、こども食堂を通して見ると、大事なことは、住民自治としての地域交流拠点づくりから、子どもをみんなで見守る地域にというふうに展開していく、この展開であろうと思います。

そして、日本の厚生労働省は今、地域共生社会ということをやっている、地域力の強化、そして、それをもって地域の包括的な支援、子どもに対する、あるいは高齢者に対する包括的な支援の強化をというふうに言っていますけれども、ともすると、このベクトルが逆になりやすいんですね。そこは、こうした住民の地域交流拠点づくりから、子どもをみんなで見守る地域づくりへというふうに発展していくこと、地域力の強化から支援の強化へに行くこと、そうした進み行きがいいのではないかと、望ましいのではないかと、こども食堂の人たちは示しているというふうに考えています。



最後、これは 89 歳でこども食堂を始めた方が、91 歳でお亡くなりになるときまでの 3 枚の写真ですけれども、この方は、子どもたちのためにということで、こども食堂を始め、結果的には、親類の方、こども食堂のボランティアの方たちに笑顔で見送られるようなつながりをつくって、亡くなりました。つながりというのは、双方向的なものですから、このおばあちゃんは、子どもたちのためにと言って、自分がみんなに笑顔で見送られるつながりをつくったんですね。つながりをつくる側が与えるものもあれば、つながった人たちから与えられたものもある。こうしたものが、私は市民によるソーシャルワークの大切なポイント、支え合いという意味での大切なポイントだろうと思っていて、このこども食堂が日本で広がっていることは、日本型の SDGs の解決モデルになり得るのではないかと期待しているところです。

20 分たちましたので、私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(馬) ありがとうございました。湯浅先生のお話、日本のこども食堂の事例についての共有ありがとうございます。

共生社会の建設についての事例であり、非常にはっきりとしたご説明であり、例えばオープンである、インクルーシブである、そして世代間の交流である、そういった特徴を非常に分かりやすくご紹介いただきました。

また、過疎地域のにぎわいを取り戻す、さらに、他にもいろいろな価値ある経験があるというふうに感じました。時間に限りがあるのでこれ以上申し上げません。

今の時間は北京時間で 11 時 57 分です。午前の部は残り 1 名、SK グループのユン・ Chol さま、「ポストコロナ時代企業の社会貢献」ということについて、お話させていただきます。

3.3 ポストコロナ時代企業の社会貢献

弔 鐵 (Chul YOON) /SK SUPEX 追求協議会 SV 推進チーム

<動画> 世界のコロナ感染者数、世界のコロナの死亡者数、世界のコロナによる推定被害額が大きくても、生きている限り、私たちには希望があります。分かち合いとケアで、温かいネットワークをつくっていきます。私たちにとって希望という名のワクチンは、あなたであり、ボランティアなのです。ポストコロナ時代における市民社会とボランティアの道を探ります。

皆さんこんにちは。SKグループで社会貢献業務をしておりますユン・ Cholと申します。今日は、今年から、SKグループで進めている社会貢献活動である食事の分かち合い「温 (On) タクトプロジェクト」について申し上げます。



まず、SKグループの社会貢献活動を簡単に紹介します。SKグループの社会貢献



活動は、ステークホルダーの幸福追求という経営哲学を根幹に据えています。SKグループは、社会が求める環境保護、雇用創出、暮らしの質の向上、地域社会への貢献など、さまざまな役割

を担い、社会とともに成長していこうと願っています。

SK社会貢献活動は、大きく4つから構成されます。まず、第1点、1970年代から現在まで続く人材養成事業です。韓国高等教育財団の設立と運営、そして、韓国国内で最も歴史の長いテレビ番組である『奨学クイズ』の後援など、社会が必要とする人材を養成するためにさまざまな事業を進めています。

第2点目に、地域社会への支援です。寄附、国内外へのボランティア、協力会社とともに成長を図ることなど、グループレベルで、また個別の関連会社レベルでも進めています。

第3点目、災害救援です。国内外の災害発生時に救援基金や救援物資、ボランティアなどを通じて、被災者の方が困難に立ち向かい、日常に早く復帰できるようにサポートをしています。

第4点目は、社会的企業、生態系への支援です。SKは、伝統的な社会貢献活動に比べて、社会問題をより効率的に解決できる方法として、社会的企業に注目し、社会的企業が、持続可能な成長ができる生態系づくりを支援しています。

SKはこのように、従来の社会貢献活動から、SKならではのやり方で、持続可能な社会づくりに貢献しています。ここまでは、SKグループの社会貢献活動について申し上げました。

ここからは、食事の分かち合い、温 (On) タクトプロジェクトについて詳細を申し上げます。

コロナによって、私たちの日常は大きな変化を受けました。急激な変化によって、私たちは日常で感じる不便も増えましたが、生計へのダメージによって大きく苦勞している方が増えました。コロナは社会的弱者により過酷でした。冬、コロナの感染再拡大によって、全国的にソーシャルディスタンスが強化されました。そして、聞こえてきたニュースのうちの 하나가、無料炊き出しをしていた施設の閉鎖でした。

SKでは、このような状況を鑑みまして、社会的弱者に最も必要なものは温かい食事である

と考えました。また、コロナに最も脆弱な高齢者層の食事の問題から解決したいと考えました。

昨年 12 月、食事を満足に召し上がれていない高齢者の方々に食事を提供するプロジェクト企画をスタートさせました。当時最も重視しましたのが、同じ予算で一人でも多くの方々に支援を届けられるようにすることでした。このようにして生まれたプロジェクトが、食事の分かち合い、温 (On) タクトプロジェクトです。

SK は、満足に食事が取れない方々への支援、また売り上げ急減によって生活の危機に直面している小規模な商店を同時に支援する共生プロジェクトを企画しました。

やり方は簡単です。ソーシャルディスタンスが続いて、廃業の危機に直面している飲食店にお弁当の注文をし、売り上げアップを助け、またこの弁当を福祉サービスの一時中止によって、食事に困っている方々に提供するものです。

1 月から 4 月を緊急支援期間に据えまして、毎年行っている新年会の費用も全額返納しまして、40 万食の提供を計画しました。SK 関係会社と共にスタートをしました。3 月末基準で、全国 19 の地域で、20 の SK 関係会社が参加しまして、当初の計画を上回る 54 万食の支援を行いました。

プロジェクトが進行中である 1 月末、SK の食事の分かち合い、温 (On) タクトプロジェクトの趣旨に賛同した POSCO グループが共に参加してくださって、POSCO の事業所があるポハン、ハンヤン地域で、3 カ月間で 10 万食を提供しました。

食事の分かち合い、温 (On) タクトプロジェクトはさまざまな成果を挙げることができました。最も大きな成果は、生活困窮者の食事の危機の解消と、小規模飲食店の売り上げのアップです。また、予想外の成果もありました。弁当を作る飲食店に納品する業者さん、また、地元の市場の商店街にまで、温かい支援の輪が広がったということです。また、仕事が減っている社会的な企業にも、この配達を委託することで仕事を提供しました。内外の利害関係者だけではなくて、言論からも、マスコミからも、よい評価を頂きました。これは、脆弱階層の食事の問題への大きな関心につながり、大きな支援の動きが広がりました。

今回のプロジェクトの影響力が広がり続けていることが、非常に印象に残りました。SK は今回のプロジェクトを皮切りに、社会と共感しながら、社会問題を見つけ出し、さまざまなパートナーと共にこのような問題に直接参加するプロジェクトを今後も準備していきたいと考えています。

われわれの社会をさらに幸せにするための努力を続けてまいります。ありがとうございました。

<動画> コロナは私たちの生活を根こそぎ変えました。大きな変化によって、日常で被る不便も増えましたが、生計へのダメージで苦勞する人も増えました。そして、コロナで止まったところがありました。独り暮らしの高齢者、ホームレス、障害者など、社会的弱者に食事を無料で炊き出ししていた施設です。このようにコロナは、個人の最低限の生計に責任を取る社会のセーフティーネットまで脅威を与えました。

この問題を解決するために立ち上がった企業があります。SK グループです。SK グループは、今年 1 月初め、食事の分かち合いプロジェクトを始めると明らかにしました。まず、ソーシャルディスタンスの方針によって、客足が減り苦勞していた個人の飲食店からお弁当を買って、無料炊き出しが閉鎖されて、食事に困っていた弱者を支援する共生プロジェクトをつくることにしました。

毎年、恒例だった新年会を全額還元して、3 カ月間、緊急支援期間と定めて 40 万食を提供

するという計画を立てました。3月末までに全国19の地域で20の関連会社と共に、当初の計画を上回る54万食のお弁当を支援しました。お弁当のパッケージについても、エコ素材の、使い回せる容器ですとか、リサイクルがしやすいプラの使い捨てを使い、シールは思い切って省略しました。

ところが、SKが食事に関心を寄せたのは今年が初めてではありません。スタートは15年前にさかのぼります。2006年、SKグループは、食事を食べられなくて困っている人たちのために、幸せ弁当キャンペーンを始めました。食事を心配している子どもや高齢者に温かいお弁当を届けて、同時に低所得者、キャリアが途絶えた女性、高齢者などに安全な雇用を提供するという趣旨でした。

SKでは、幸せお弁当センターや、購買サービス会社も設立しました。2020年には、幸せお弁当は、全国28のセンターで、毎日1万2,000個のお弁当を届ける規模に成長しました。

このお弁当が成長できた背景には、2013年、幸福とお弁当社会的協同組合ができたことがありました。このプロジェクトが始まったことで、より体系的に食事の問題を解決できるのではないかと考えるようになりました。そうして、28の組合が集まって、食材の共同購買、給食メニューの開発、衛生管理を共同で行い、さまざまな協力事業まで行う協同組合が誕生しました。

そして、その過程において、SKグループは、より多くの企業が参加すればするほど、その解決スピードが早くなると気付きました。この気づきに基づいて、幸せアライアンスというものを設立しました。

これは、「せめてごはんが食べられない子がいないように」を目標に、専門性と理想像を持った主体が集まって、社会貢献のプラットフォームを作ったのです。当時は、メンバー会社14社しかありませんでしたが、2021年現在、100以上の企業と8つの自治体、そして一般市民7,000人が参加するプラットフォームとなりました。

この分かち合いプロジェクトは、単発の活動ではなく、幸せ弁当から始まって、15年という時間が蓄積された結果です。社会問題は非常に複雑で、利害関係が絡まっているので、一つの企業が単独で取り組んでは解決するのが難しいものです。幸せ弁当が単発のプロジェクトにとどまらず、長い間続けられたのは、幸せ弁当社会的協同組合を通じて、多くの人々が集まって、幸せアライアンスを通じて、より多くの主体が力を合わせて、問題解決ができる力を育ててきたからです。

では、なぜSKグループは、食事の問題に注目するようになったのでしょうか。その背景には、社会的価値組織による持続可能な成長という、経営哲学というものがあります。

SKグループは、経済的価値、社会的価値、構成員の幸せ、この3つを追求する幸せ経営を掲げています。多くの企業が、社会的責任を超え、社会的価値創出に関心を持つようになったのは、社会活動がコストとして認識していた過去ではなく、さまざまな構成員が存続してこそ、企業も成長できるという考え方が定着したからです。チェ・テウオン会長も、新年の言葉で、SKが今のような成長をできたのは、SKが頑張ったからだけではなく、社会が与えてくれた機会や応援のおかげであるとして、社会と共感しながら、問題解決のために共に取り組んでいく、新たな企業家精神が必要だと述べました。

参加者もいろんなことを考えさせられました。田舎にいるおばあちゃんのことを思い浮かべたり、単なる貢献にとどまらず、元気をもらったり、次の貢献を誓う原動力にもなりました。

食事は大切なものです。韓国には、食事に関する言葉がたくさんあります。幸せ弁当から1食分かち合い、温(On)タクトプロジェクトなど、SKのこのプロセスが、この歩みがずっと

続くことを期待します。

(馬) ユン・チョルさま、ありがとうございます。

ユン・チョルさんの話は、SK グループを中心に、企業の社会責任についてのお話でした。SK グループの企業社会責任、この弁当お届けの事業、そして感染症、コロナの影響を受けた子どもや世帯向けの支援、非常に素晴らしいご紹介だったと思います。

本日、午前のプログラムは、これにて全て終了しました。私も司会者として、皆さまのご協力に感謝いたします。この第 12 回フォーラムの主催団体である中国の国際民間組織協力促進会、日本の公益法人協会、韓国ボランティアフォーラム、そして、各組織の皆さま、また、本日午前の部で発表した中国の関信平、日本の堀田聡子先生、韓国の趙東成先生、そして、次に各国の事例を共有してくれた、喬東平先生、湯浅誠先生、弔鐵先生、また、通訳の皆さまのハイレベルなご対応、正確な通訳をしていただき、ありがとうございました。また、運営に携わっていただいたチームの皆さま、コーディネートサービスをしてくださった皆さまにも感謝をいたします。

午後の部ですが、1 時半、北京時間の 1 時半、日本時間の 2 時半から再開をいたします。午後の部もこの 3 カ国にとって、実りあるものとなることを期待しております。では、これより休憩に入ります。

4. パネルディスカッション

(通訳) 通訳回線です。皆さま聞こえておりますでしょうか。中国語、日本語、韓国語、通訳チャンネルは全て聞こえておりますでしょうか。マイクをオープンにさせていただきたいと思えます。

<パネリスト>

徐月賓 (Yuebin XU) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院教授 (司会)

李曉鳳 (Xiaofeng LI) / 深訓大学法 学院教授

関冬生 (Dongsheng GUAN) / 広州北大博雅賓ソーシャルワークリソースセンター
センター長

堀田聰子 (Satoko HOTTA) / 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

湯浅 誠 (Makoto YUASA) / 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長

邦鍾和 (Jeong-Hwa JEONG) / 三育大学社会福祉学部 教授

昧喜 善 (Hyi-Seon JIN) / 慶熙大学公共大学院 客員教授

午後の部については、北京師範大学・健康社会政策研究センター教授の徐月賓先生に司会をいただきます。お願いいたします。

(徐月賓) それでは、始めてよろしいでしょうか。

皆さんこんにちは。私は、北京師範大学・人文社会科学高等研究院・健康社会政策研究センターで教授をしております。

午後は2つのトピックがございます。まず、1つ目の部分ですが、パネルディスカッションです。2つのテーマを巡って、皆さまに自由に発言をいただきます。また、その後には総合討論がございます。

では、1つ目の部分で、パネルディスカッションに入らせていただきたいと思います。



圆桌论坛 Round Table Forum

问题1: 各国在社会工作领域促进职业化、规范化和标准化做了哪些实践? 之中遇到了哪些问题?

Q1. What practices have you done to promote standardization and institutionalization in the field of social work in your country? And what challenges did you face during this process?

问题2: 请各位专家分享关于社工机构有效运行的案例经验

Q2. Could you please share some cases/experiences to effectively operate social work organizations?

4.1 テーマ1：

ソーシャルワークの専門化に向けての発展及びチャレンジ

(徐) まず、ソーシャルワーク分野における各国の異なる状況、そして、異なる状況の中で出てくるさまざまな状況に関して、恐らく、直面している問題については、共通点もありますし、異なる点もあると思いますが、それについて情報交換をしたいと思います。例えば、職業化、規範化、標準化、この辺りについて、どのような問題があるか、課題があるか。これが1番目です。

圆桌论坛
Round Table Forum

圆桌嘉宾 Panelist:

李晓凤 Xiaofeng LI	关冬生 Dongsheng GUAN
堀田聡子 Satoko HOTTA	汤浅 诚 Makoto YUASA
郑钟和 Jeong-Hwa JEONG	陈喜善 Hyi-Seon JIN

中国側は李晓鳳先生、関冬生先生、日本側は堀田先生、湯浅先生、そして、韓国側からは郑鍾和先生、陳先生、それぞれの分野に応じてお話を頂くこととなります。

それでは、まずは、李先生のほうからお話しいただきたいと思います。

(李晓鳳) 皆さんこんにちは。中国のソーシャルワークの職業化、専門化についてですが、中国のノウハウを簡単にお話ししたいと思います。

ソーシャルワークの専門化については、97年に上海の浦東地域というところがありますが、そこで政府の調達で始まりました。そして、2003年には、上海で模索的な取り組みが始まりました。つまり、職業として、例えば資格試験を行うとか、そういうことが上海で始まりました。

そして、上海でのこのような取り組みの後、2004年から労働社会部で、一つの国家試験が行われるようになりました。ということで、そこから整備が始まっております。

つまり、職業試験として、その制度が普及していくようになったのです。上海が最初の取り組みだったのですが、こういったソーシャルワークの職業化の取り組みが行われたわけです。

そして、2つ目は人材育成ですが、16期六中全会という会議がありまして、そこで取り上げられたのが端緒となりました。そして、大量のソーシャルワーカーを育成しようという取り組みが始まりました。2007年にある政策文書が出されました。その中で、指導者として、民間でソーシャルワークに参加していただくという制度ができました。

そして、この制度化の取り組みを行っていくということになりまして、民政部が、深圳において交流会を開きました。そして、多くの大学生がソーシャルワークに参加するようになりました。それが深圳での取り組みです。そして、その深圳が先駆けとなりまして、職業化がさらに進んでいきました。

この中で多くの資金も投入されております。そして、民政部のこういった取り組みを経て、さまざまなレベル試験が行われるようになりました。2008年には、初めてとなるソーシャルワーカーのレベル試験が行われました。まずは上海から始まって、このような取り組みが行わ



れてきたわけです。

そして、2012年から2013年に、とりわけ珠江デルタのほうで、深圳のほうで、こういった取り組みがさらに進みました。深圳にセンターがありまして、そこでソーシャルワーカーの人が4,000人ほど育成されたわけです。

ただ、この中で問題も出ています。例えば、このソーシャルワーカーはボランティアの性質があります。そして、民営の機関が多く増えました。ただ、規範化、制度化が一つの課題となりました。そこで今度は、制度化を進めていく必要がでてきました。

2002年からですが、地域でさまざまなソーシャルワークの専門化、職業化に関する文書が出され、政策が出されました。そして、人材の育成でありますとか、あとは規制に関する文書も出ました。この時期にソーシャルワークの専門化がより高いレベルで進むようになりました。

このソーシャルワークが、例えば最低保障型のサービスにおいて、非常に重要な役割を果たしています。深圳では、こういった世帯保障サービス、福祉サービスの中で、こういったソーシャルワーカーが大きな役割を果たしました。そして、特色のある職業化された仕組みが整っていったわけです。

先ほどもお話ししましたが、ノウハウの面では、方向性もありますが、まずは質を高めていく。そして高いレベルにしていくということです。

そして、現地化、すなわち、現地の取り組みですね。現地ならではの取り組みを進めていくということも必要になります。そして、まずは、教育から着手したということが、一つの特色であります。この中で人材が育成されていきました。

ただし、教育が先行してしまって、実際の職場がないということでは困ります。ですので、政府調達の形で与えていくということも行っております。

ただ、このソーシャルワークの専門化もばらつきがありまして、大都市、例えば、深圳や上海、北京といったところで進んでいます。一方で、それ以外の地域では、まだ進んでいないという状況があります。こういった大都市と地方の格差問題が顕在化してきたのです。また、行政サービスの取り組みも必要になってきます。

そして、3つ目の問題ですけれども、ソーシャルワークの性質が少し曖昧になっています。深圳では昨年、ある規制措置がとられました。全てのソーシャルワークの仕事は必ず、有資格者が就くようにという、つまり、資格がない人はこういった仕事ができないというふうなことになります。ただし、実際、全体的には、まだ曖昧なところがたくさんあるというわけです。さまざまな課題がまだあります。

深圳では昨年、年収が16.3万元となりました。これは非常に高いレベルになってきましたけれども、この中で、やはりサービスの調達です。資金の問題もあります。そして、また、職業として従事される方については、自信を持っていただくということが必要になります。

また、5番目ですけれども、法制化です。とりわけ、例えば仕事の場に関してです。深圳では進んでいます。しかし、他の地域では異なる場合があります。ただ、一般的にソーシャルワーカーの報酬は低いということです。深圳などでは高いところもありますが、こういった格差の問題もあります。

ソーシャルワーカーは現在、整備が進んでいます。そして、さまざまな施策が出ています。また、さまざまな方向性が出されています。そして、専門化や現地化のサービスを進めていますけれども、いろいろな課題もそこには潜んでいます。

まずは、深圳を例にして、こういったいくつかの地域について、こういった問題があったということでした。ありがとうございました。

(徐) これまでの経緯、そして特色などをコンパクトにまとめてお話しいただきました。ありがとうございました。

それは、関冬生先生のほうからもお話をお願いしたいと思います。

(関冬生) 私が今日お話ししたいのは、一つの事例です。ソーシャルワークの組織ですね。どのような運営をしていくかということでの取り組みについてお話をしたいと思います。

皆さんと情報を共有したいのですが、まず1つ、簡単に背景をお話ししたいと思います。この発展の基盤となる背景はどのようであったかということです。



目録		
一、机构发展的背景：国家政策与行业发展		
政策推动力		
行业生态		
二、机构运营的维度：健康有序发展		
1. 发展愿景与作用定位	案例分享	
2. 党支部建设与法人治理	1. 党建作用 (疫情防控的核心作用)	
3. 规范管理	2. 法人治理 (人员构成、工作机制)	
4. 人才培养与专业发展	3. 规范管理 (运营条件、工作机制)	
	4. 人才培养 (产学研、内部讲师)	
	专业发展 (行业参与、书籍出版)	

そして、2つ目としましては、4つの面から組織の運営における健全な発展で、どのような取り組みをしたかということについて、お話をしたいと思います。

まず、1つ目ですが、背景の部分です。北達博雅社会工作資源センターという、2009年に設立されたソーシャルワークの組織がございます。

まずは、政策についてですが、その政策の下でこの組織が発展したわけですから、政策のサポートがあったということです。

2004年に国がソーシャルワークについて、職業の基準を設けました。そして2007年には、人材を育成するという事で大きな政策が動きだしました。そして2008年には、試験制度が導入されました。ということで、職業としてのソーシャルワーカー

时间顺序	关键词	部分主要文件及相关内容
2004年	国家职业标准	《关于印发第九批国家职业标准的通知》《社会工作者职业水平评价暂行规定》《助理社会工作师、社会工作师职业水平考试实施办法》
2006年	社会工作人才队伍建设	《关于进一步加强社会工作人才队伍建设推进社会工作发展的意见》《第一次将“政府购买社工服务”写入政策文件》
2010年	公益类社会组织发展	《广东省民政厅《关于进一步促进公益服务类社会组织发展的若干规定》
2011年	政府购买服务	《广东省民政厅《政府向社会组织购买服务的暂行办法》》《中国首个省级政府向社会组织购买服务的政策》
2012年	政府购买服务	民政部财政部《关于政府购买社会工作服务的指导意见》
社会组织登记	广州市民政局《关于进一步深化社会组织登记改革助推社会组织发展的通知》	
社会组织培育发展与规范管理	广东省民政厅《关于广东省进一步培育发展与规范社会组织管理的方案》	
2014年	民办社会工作服务机构发展	民政部《关于进一步加快推进民办社会工作服务机构发展的意见》
支持社会组织培育发展	民政部《关于通过政府购买服务支持社会组织培育发展的指导意见》	
社会组织管理制度	国务院办公厅《关于改革社会组织管理制度促进社会组织健康有序发展的意见》完善扶持社会组织发展政策清单《支持社会组织参与社会救助、灾后恢复重建救助政策》完善人才政策、完善社会组织扶持政策《依法做好社会组织登记审查(备案)直接登记、完善业务主管单位前置审查、严格民政部门登记审查、强化社会组织发起人责任)严格管理和监督(加强对社会组织负责人的管理、加强对社会组织资金的监管、加强对社会组织活动的管理、规范直接登记的社会组织、加强社会监督、健全社会组织退出机制)规范社会组织涉外活动、加强社会组织自身建设(健全社会组织法人治理结构、充分发挥党组织的骨干堡垒作用和党员的先锋模范作用、加强社会组织诚信自律建设、推进社会组织政社分开)加强党对社会组织工作的领导	

の基盤が整いました。

また、ソーシャルワーカーの人材育成、これについて具体的な措置が出ました。例えば、2010年ですが、広東省の民政局から、公益サービスに関する社会組織を發展させるための規定というものが出されました。また、政府によるソーシャルサービスの調達では、中国本土でさまざまな政策がありますが、例えば、広東省では、2011年にやはり同じような規定が出されました。政府調達です。中国の中でも、このような規定を省政府から出されたのは初めてのことで

そしてまた、財政部のほうからも、この政府によるソーシャルサービスの調達に関して文書が出されています。そして職業として、このソーシャルワーカーの仕組み、基盤が出来てきました。

そして、2014年になりますけれども、民政部で、民営のソーシャルワークサービス機関の發展に対して、方向性が打ち出されました。そして、2016年になりますと、さらに政府調達を充實させるための意見が出ました。また辦公庁のほうからも、ソーシャルワーク組織の管理でありますとか、健全な發展に向けての意見が出されました。ですので、こういった政策的な背景は、私たちのために素晴らしい基盤ができたということです。

社会工作纳入国家法律：
2014年《社会救助暂行办法》，2015年《中华人民共和国反家庭暴力法》

地方立法：
2015年《广州市社会工作条例》

社会工作纳入政府工作报告：
2015（支持群团组织依法参与社会治理，发展专业社会工作、志愿服务和慈善事业）

て、現在どのようにあり、そしてどのように秩序ある発展をしていくかということですが、まずは位置付け、そしてビジョンについてです。

1. 发展愿景与作用定位 > 共创 专业 卓越

北达博雅

自1989年起，北达博雅发起人、首任理事长马洪路教授开始进行社会工作的探索，为北达博雅的社会工作实践打下坚实基础。

服务母校、服务校友、服务社会
服务行业、服务专业

广东省北京大学校友会

ソーシャルワークが国の法律に盛り込まれた、こういった経緯がありました。ただ、今後まだ充実の余地があります。

広州市では、先駆けた地方立法がありました。2015年です。広州市ソーシャルワーク条例というものができました。こういった政策的な背景がありました。

そして、2番目です。組織の運営について、

設立当初ですが、このプラットフォームをサービス組織として設立しました。そして、専門性を高めていこうということで、こういった目的があったわけです。ということで、1989年からこのような目的に沿って進めてまいりました。

1. 发展愿景与作用定位 >

北达博雅 BEIDABOYA

发挥社会组织和专业社工作用

一、把握在治理体系中的地位

二、明确发挥作用的主要领域

三、建立发挥作用的机制路径

国のシステムの中で、どのような道に沿って進むかということで、まずはプランニングをするわけですね。

2. 党建与法人治理 >

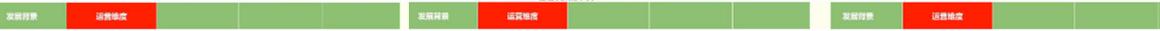
中共广州市北达博雅社会工作资源中心党支部
中共佛山市北达博雅社会工作服务中心党支部
北达博雅社会工作资源中心工委委员会
章程（民办非企业单位·非营利性的社会服务组织·社会服务机构）
登记备案
职工（代表）大会
理事会
监事会（监事）
法定代表人
民主决策

そして、内部のマクロでなくて、ミクロの部分での管理ということも必要になってきます。ですので、その中で党の支部を設けております。

また、さまざまな試験があります。一連の仕事について、全て規範化をしてきました。そして、いち早く情報を公開できるようにしていました。これによって、方向性をしっかりと、ばらつきがない、しっかりと

とした、ブレない方向性を打ち出すことができました。

こちらが理事会、監事会のメンバーです。また、民間の専門的な分野において、専門家であらっしゃる教授の方もお招きして参加、ご支援をいただいております。また、党の組織のほうでも、このようなメンバーをやっていただいております。すなわち、幅広いところから人材を集めて組織していくということです。



3. 规范管理

办公条件：业务活动场所条件和办公面积、办公设备、单位标识、
机构职能设置：办事职能岗位设置、岗位职责并能有效履行、新闻发言人、法务
人员配置管理：劳动合同、社保公积金、专职人员、
 专业资质（80%以上持社工证）、
 学历水平（本科及以上50%）、**架构图**
 专职负责人并年度述职

管理制度：人事管理、员工培训管理、
 员工日常工作及行为管理、
 证书使用管理、档案管理、
 印章保管和使用、

发展背景 运营维度

規範的な管理ということですが、例えば、組織の機構でありますとか、規範化を進めております。

とりわけ人員の配置です。だいたい200人ほどおります。そして、そのうちの80%以上が有資格者です。また、4年制大学以上が50%となっております。こちらがその規範です。管理の規範のほうです。

そして、人材の育成と専門性の向上という面については、私たちは専門的なサービスを提供するところでありますので、連携を取りながら進めております。

国の、あるいは、省や市が、そういった業界団体との間で連携をしております。例えば、イベントを共同で開催したり、あとは業界の発展に関する提案を行ったりしております。または、政策文書の起草などにも参画をしております。

4. 人才培养与专业发展 - 产学研 积极参与行业发展

2015年 广东省社会工作师联合会 广东省社会工作师联合会 首任广东省社会工作师 联合会首任主任委员	2015年 广东省医务社会工作 研究会副会长	2016年 主编《创新与未来- 广东省医务社会工作 发展》	2016年 中国社会工作联合会 社会工作专委会 常务理事单位
2018年 中国社会工作教育 协会医务社会工作 委员会副主任单位	2018年 第四届中国社工教育 协会医务社会工作 委员会首任主任委员	2019年 中国医院协会医院 医务社会工作与志 愿服务专委会 常务理事	2021年 主编《认知与探索》 参与主编《2000- 2021中国医务社会 工作发展》(蓝皮书)

2019年，协助广东省政协起草《加强发展广东省医务社会工作发展》政协提案。2020年，向广东省民政厅提交《广东省医务社会工作发展政策研究》报告。

发展背景 运营维度

4. 人才培养与专业发展 - 产学研 坚持不懈专业探索

《民政系统优抚康复医院社工服务标准》2013年由关冬生任组长，组成省第一、二、三荣军医院参与的课题组，形成了民政系统优抚医院社工服务指引。
 《广州市残疾和重病等困境儿童及其家庭医疗救助现状及帮扶研究报告》2014年受广州市民政局福利处委托，完成《广州市残疾和重病等困境儿童及其家庭医疗救助现状及帮扶研究报告》。
 《创新与未来：前行中的广东省医务社会工作》2016年，由关冬生主编，广东省首届医务社会工作研讨会成果，目前唯一一本反映内地省一级医务社会工作发展的书籍。
 《安宁护理社会工作服务指南》2020年，关冬生作为专家，北达博雅作为起草单位参与中国社会工作学会标准起草组
 《认知与探索——本土化医务社会工作实践》2021年，由关冬生主编，第四届中国社工教育协会医务社工年会暨广东省第二届医务社工研讨会成果。
 《2000-2021中国医务社会工作发展报告》(蓝皮书)拟于2021年出版，北达博雅团队全力参与。
 《孕产妇的抑郁情绪干预量表》等研究及相应文章发表——

发展背景 运营维度

また、自身のミクロのほうのところですが、やはり産学研の連携を行っております。実務のほうでも、例えば、現地に見合った、地元ならではのサービスをどのように提供していくかということで、パワーを蓄えるためにこういったことを進めております。

4. 人才培养与专业发展 - 产学研 内部讲师培育

发展背景 运营维度

また、内部の講師についても育成をしております。これも非常に効果のある措置であります。また同時に、仕事をしながら、こういった内部の先生方からもいろいろな話を聞きます。つまり、私たちは、人材の育成、あとは実務能力の向上に非常に力を入れております。ですので、継続的な教育を行っております。

以上です。ありがとうございました。

(徐) 関先生ありがとうございます。

午前中で中国の政策については、とくに政府による調達についてご紹介がありました。皆さま、よくお分かりになったかと思います。

先ほど、関先生のお話の中にありましたが、非常に典型的なサービスの提供方法についてご紹介があったと思います。多くの地域でだいたい同じような取り組みがされていると思います。

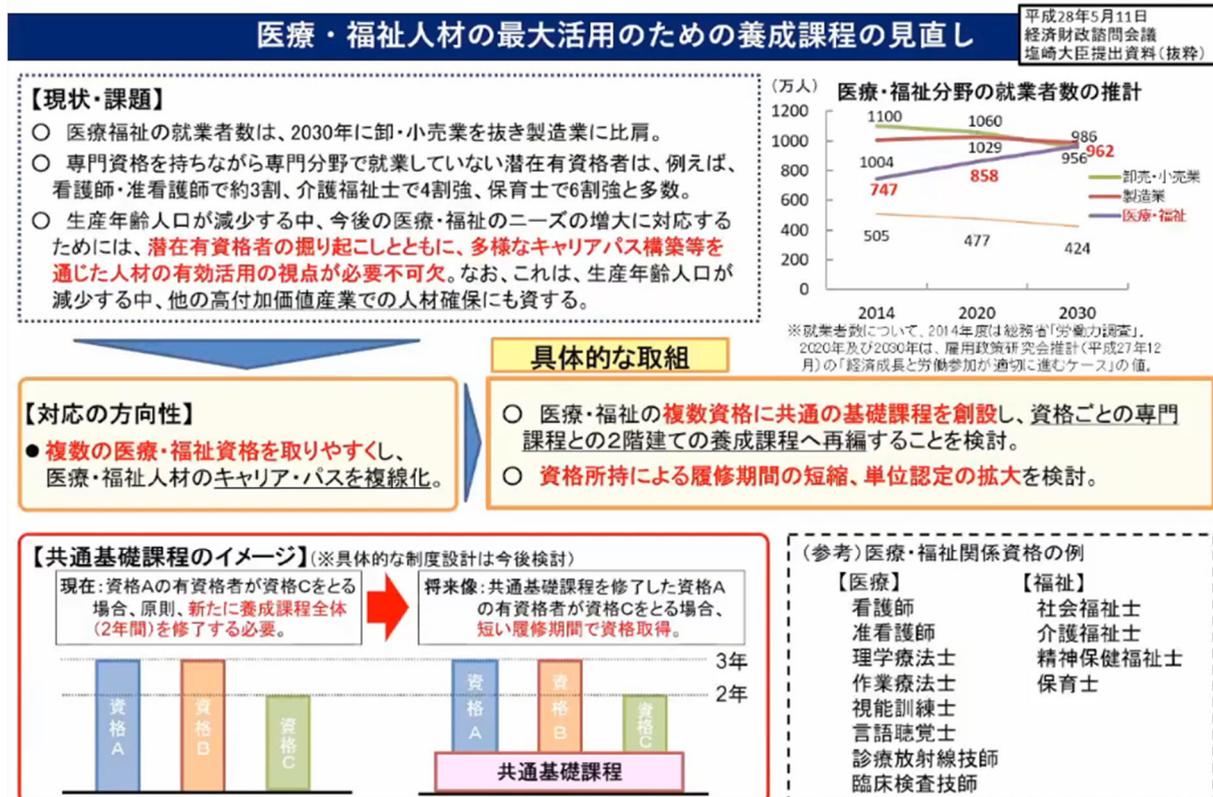
それでは続きまして、堀田先生のほうから、日本の取り組みについてお話をいただきたいと思います。ご発言をお願いします。

(堀田) よろしくお願いたします。

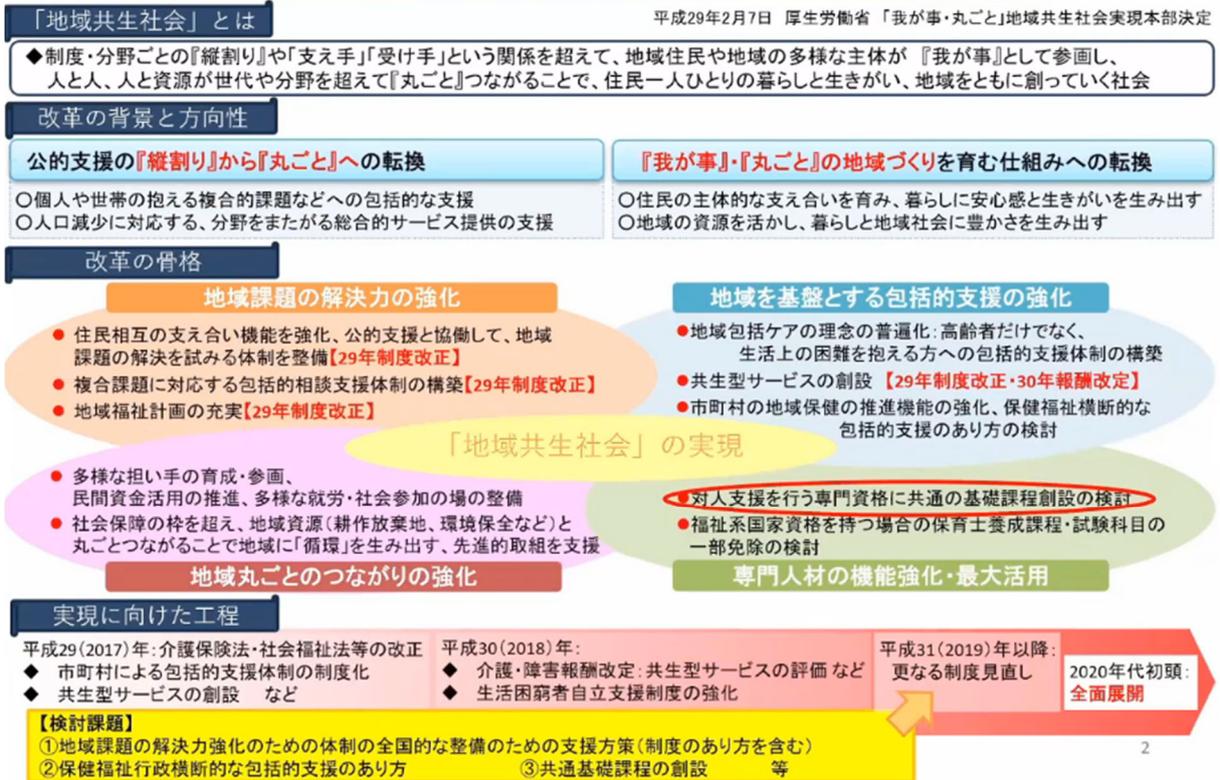
私は、ソーシャルワーク、およびソーシャルワーク教育の専門ではないので、ソーシャルワークにも関連する専門職を含む対人支援の専門職に関連する資格教育の動向についてご紹介したいと思います。

まず、基礎的な情報として、日本でソーシャルワークに関連する国家資格としては、社会福祉士というのが1987年に、続いて、精神保健福祉士というのが1998年に、国家資格としてつくられています。

ここからのお話は、その2つの資格も含む形で、午前中の基調講演でご紹介いたしました、地域共生社会の実現に向けた対人支援専門職の職業資格教育のあり方についての動向ということでお聞きいただければと思います。



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



この対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程を創設しようという動きが、これは朝もご紹介いたしましたけれども、地域共生社会の実現に向けた改革の骨格の一つにも位置付けられているということになります。

共通基礎課程創設の検討に関わる提言等

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書 抄
(平成29年4月公表)

○ 医療・介護の多様なニーズに柔軟に応える体制を構築するため、医療・介護従事者がその意欲と能力に応じて、複数の職種にまたがる業務を機動的かつ円滑に実施することができれば、地域の人的資源が最大限有効活用され、医療・介護従事者の柔軟なキャリア選択も可能となる上、患者・住民と価値を共有しながら、その複合的な課題に包括的に対応できることとなる。このため、「保健医療2035」(「保健医療2035」策定懇談会平成27年6月)や「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程表)」「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部平成29年2月)に掲げられた、医療、介護・福祉の資格取得に必要な基礎教育課程の一部共通化が進められるべきである。

○ その際、医療・介護・福祉全体を見渡し、地域包括ケアを担う人材として、看護師やリハビリテーション職などのメディカル職から介護福祉士や社会福祉士などの介護・福祉職まで、幅広い職種間の基礎教育内容の共通化や単位互換を目指して検討が進められるべきである。また、その検討は、対人支援を行う専門資格に共通して求められる能力・教育内容を国レベルで明確化し、地域における検証を経て、共通基礎課程を導入するプロセスとすることで、地域の実践において必要とされる能力と整合的なものとすべきである。

○ 共通基礎課程の教育カリキュラムについては、地域ごとの必要性を踏まえて、カリキュラムを構築できるような柔軟な仕組みとすべきである。さらに、このカリキュラムの導入後には、地域で必要とされる能力を安定的に培うことができるよう、適時教育カリキュラムを検証し、必要な見直しを行うことができる持続発展可能なサイクルを取り入れるべきである。

この動きの中で2016年から、私も研究班の代表としても取り組んで来ていることをざっとご紹介したいと思います。

まず、この共通基礎課程ですけれども、ソーシャルワークを含み、医療、介護、福祉全体を見回して、地域包括ケア、あるいは、地域共生社会の推進を図っていく人材として、あらためて社会・経済的な状況の変化、その中で人の暮らし、あるいは、支援ニーズが変化してきているということを踏まえて、職業資格、その基礎教育で身に付けるべきコンピテンシーも洗い直していく必要があるのではないかというところから始まっています。

もちろん、言うまでもなく、質的な観点だけではなくて、量的にこの先、担い手がどんどん減っていく中で、いかに効果的で、効率的な人材養成をするかということも、背景の一つとして挙げられていました。

共通基礎課程に係る厚生労働科学研究における検討の経緯 (H28/29)

◆平成28年度特別研究：「医療関係職種との養成課程内容共通度の調査研究」(研究代表者：大西弘高)

- 共通基礎課程(※)創設を念頭に、医療及び福祉関係17職種の教育内容の共通度等を調査
(※) キャリアの多様化・職種間の流動化促進の観点から、年単位を想定
- 研究結果
 - ・ 職種間では教育内容にバラツキがあり、既存カリキュラムを前提に、年単位で共通化するのは困難。
 - ・ 保健医療福祉の専門職に求められるコアコンピテンシーを検討し、教育内容の共通化を進めるというアプローチが妥当。

◆平成28年度特別研究：「住民主体の持続可能な共生型地域づくりとその担い手等に関する研究」(研究代表者：堀田聡子)

- 「地域共生社会」推進の担い手に求められる専門性とその養成のあり方について、全国11人のハブ人材への実践者によるシャドウイングとそれに基づくインタビュー、公開ワークショップ、多職種等による討議をつづじて検討し、ハブ人材の専門性、発揮する機能や共通する特性を整理。
- 研究結果
 - ・ 複雑で高度化した当事者ニーズに応えることができる幅広い射程をもち、専門分化したサービスでは充足できないケアや支えるネットワークをつくることで、当事者や生活者の相互依存先を増やす(=循環をつくる)ことができる。批判的思考・複眼的視角・メタ視点という共通の特性。
 - ・ あるべき人材像と教育カリキュラムを固定化せず、各地域における実践とそれをつづじて蓄積されたナレッジを共有・研究し、教育へと展開することが求められる。

◆平成29年度特別研究～：「保健医療福祉専門職の基礎教育課程の移行及び対人支援を行う専門職に求められる能力とその教育方法に関する研究」(研究代表者：堀田聡子)

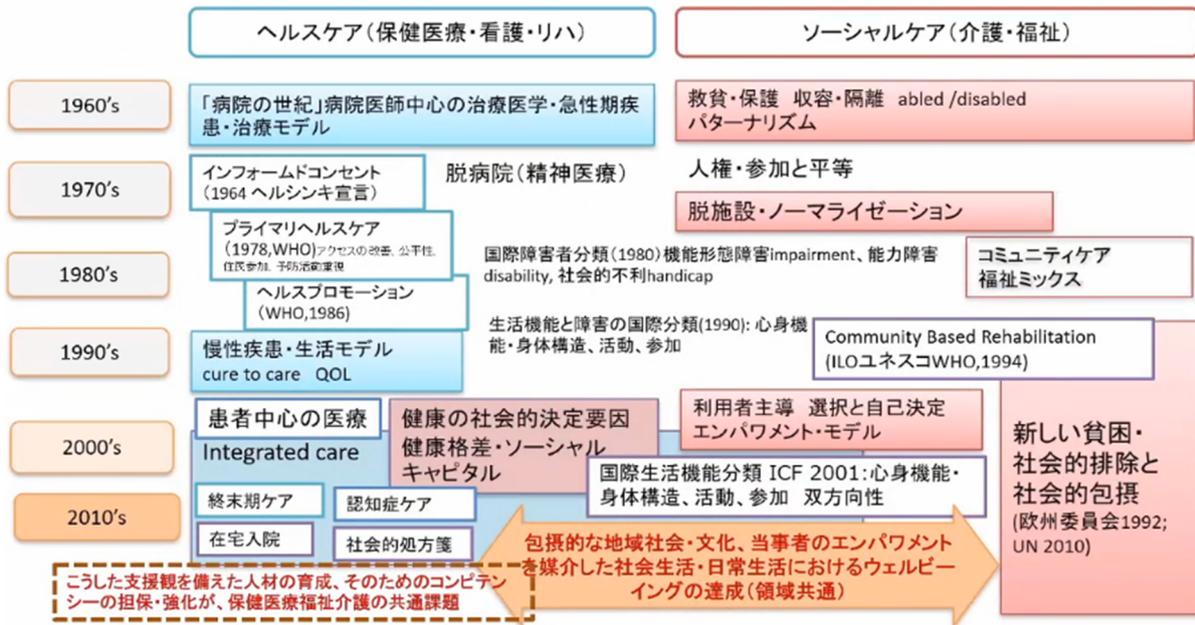
- 「ビジョン検討会」の報告書を踏まえて、下記①～③を実施。③は保健医療福祉専門職とその育成にかかわる有識者による集中討議の意見を集約して初期リストを作成のうえ、3地域で専門職・教育機関・自治体・住民とともに地域の実情を踏まえたコンピテンシーや教育方法に関する対話型ワークショップを開催、さらに検討プロセスに参加した者への意見聴取を繰り返すというプロセスにより検討。
 - ①我が国の保健医療福祉職の資格制度の変遷、対人支援専門職種に対する社会的ニーズと求められる能力を巡る議論のレビュー
 - ②海外における教育課程の共通化の取組について、その範囲と教育内容(教育目標、構成など)・教育方法、資格体系の分化・統合の移行プロセス継続的な発展枠組みをレビュー
 - ③国内外の状況を踏まえ、対人支援専門職に共通して求められるコンピテンシーの試案とその教育のあり方を検討

※研究班は、平成28年度の特別研究で関連研究を行った2つの研究班(堀田班・大西班)を再編

4

こういった中で、われわれ研究班の中で、まず一つは、さまざまな地域、ボトムアップで先ほどのそれぞれの地域での状況の変化、その中で支援ニーズの変化がどのようになってきたのかということ、地域の専門職の方々、住民団体の方々、教育機関、自治体の方々、研究者、さまざまな立場の人たちと、対応するワークショップなどを行いました。

共通基礎課程が前提とすべき支援観のパラダイム —対人支援職種に共通して求められるコンピテンシーの理論的補強（平成30年度）



併せて、諸外国でのそれぞれ対人支援に関わる、身に付けることが期待されるコンピテンシーに関わる研究などもレビューを行って、そして、支援間の変化ということについても世界的にいわれていることがありますので、ヘルスケア、ソーシャルケア、それぞれどのような支援間の変化がいられているのだろうかということ、理論的な補強を行って、対人支援職種に共通して求められるコンピテンシーというものを整理しました。後で、そのコンピテンシーの枠組みについてご紹介をしようと思います。

対人支援職種に共通して求められるコンピテンシー試案ver.2.0の 現行課程における修得可能性のシラバスの解析を通じた検討（平成30年度）

- **方法:** 福島、埼玉、富山、徳島において、
— 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・救命救急士の養成に携わる一計32課程（大学13、短大8、専門学校11）の関係者の参画を得てコンソーシアムを組成、カリキュラムの全体像及び全必修科目のシラバスを収集、現行カリキュラムとコンピテンシー試案ver.2.0の紐づけを行い、現行課程での修得可能性を検討
- **結果:** シラバスレベルで学べるという記載になっているかどうかという観点からは、全体で79.0%のコンピテンシーは現状の課程でも修得可能（医療系76.1%、福祉系87.8%）
- **課題:** コンピテンシーの洗練、各コンピテンシーのマイルストーンの文章化、評価手法や評価基準の設定

地域	ID	学校	学部・学科・専攻名	専門職受験資格	学校種別	履修年数	系
福島	101	聖翔大学	薬学部	薬剤師	大学	6	医療
	102	郡山女子大学	薬学部食物栄養学科	管理栄養士	大学	4	医療
	103	郡山女子大学短期大学部	健康栄養学科	栄養士	短大	2	医療
	104	郡山女子大学短期大学部	幼児教育学科	保育士	短大	2	福祉
	105	国際医療看護福祉大学	看護学科	看護師	専門学校	3	医療
	106	国際医療看護福祉大学	救急救命士科	救急救命士	専門学校	2	医療
	107	国際医療看護福祉大学	言語聴覚士科	言語聴覚士	専門学校	3	医療
	108	郡山看護専門学校	看護学科	看護師	専門学校	2	医療
	109	郡山看護専門学校	准看護学科	准看護師	専門学校	2	医療
	110	ボリス保健看護学院	保健看護学科	保健師、看護師	専門学校	4	医療
	111	郡山健康科学専門学校	理学療法学科	理学療法士	専門学校	4	医療
	112	郡山健康科学専門学校	作業療法学科	作業療法士	専門学校	4	医療
	113	福島介護福祉専門学校	介護福祉学科	介護福祉士	専門学校	2	福祉
	114	キャリア医療福祉専門学校	介護福祉学科	介護福祉士	専門学校	2	福祉
埼玉	201	埼玉医科大学	保健医療福祉学部看護学科	*1	大学	4	医療
	202	埼玉医科大学	理学療法学科	理学療法士	大学	4	医療
	203	埼玉医科大学	作業療法学科	作業療法士	大学	4	医療
	204	埼玉医科大学	社会福祉子ども学科	*2	大学	4	福祉
	205	埼玉医科大学	社会福祉子ども学科	保育士	大学	4	福祉
	206	埼玉医科大学	健康開発学科口腔保健科学専攻	歯科衛生士	大学	4	医療
徳島	301	徳島大学	歯学部歯学科	歯科医師	大学	6	医療
	302	徳島大学	口腔保健学科	*3	大学	4	医療
	401	富山福祉短期大学	社会福祉学科社会福祉専攻	社会福祉士	短期大学	2	福祉
富山	402	富山福祉短期大学	介護福祉専攻	介護福祉士	短期大学	2	福祉
	403	富山福祉短期大学	看護学科	看護師	短期大学	3	医療
	404	富山福祉短期大学	幼児教育学科	保育士、幼稚園教諭	短期大学	2	福祉
	405	富山短期大学	食物栄養学科	栄養士、栄養教諭	短期大学	2	医療
	406	富山短期大学	専攻科食物栄養専攻	管理栄養士*4	短期大学	2	医療
	407	富山医療福祉専門学校	作業療法学科	作業療法士	専門学校	3	医療
	408	富山大学	医学部医学科	医師国家試験	大学	6	医療
	409	富山大学	看護学専攻	看護師国家試験	大学	3	医療
	410	富山大学	薬学部	薬剤師国家試験	大学	4	医療

では、求められるコンピテンシーを整理した、じゃあ、今の教育課程の中で、そのコンピテンシーがどれだけ身に付けられているのかということ、ちょっと日本語で恐縮ですが、20近い職種についての32課程のシラバスを集めてきて、どれぐらい賄われているのかということのひも付けを行いました。

結果的に今の教育課程においても、8割ぐらいのコンピテンシーは、この地域共生社会に向けてということの視点から洗い出した、求められるコンピテンシーに対してカバーされているけれども、2割ぐらいのコンピテンシーは、新たに、この社会経済的な変化、そして、対人支援ニーズの変化を踏まえると、もっと身に付けていくべきことがあるんじゃないかということも分かってきたところです。

現在は、この議論は、ご想像いただけるように、ステークホルダーがとてもたくさんいまして、だいぶ苦勞していますけれども、現在は、結果的に、まずは当面、4年制の大学において、

共通基礎課程のモデルカリキュラム案の検討（令和2年度）

- **検討対象**(厚生労働省の方針): 当面は4年制大学において、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士(7資格)を検討対象とする。
- **共通基礎課程のボリューム**(厚生労働省の方針): 合計1年分程度を想定(検討対象の資格保持者が他の資格を得る場合には課程を1年短縮できる)。
- 共通基礎課程の内容は、各職種の現状カリキュラムの共通部分を包含/各職種のカリキュラムの一部と重なり合う/どの職種でも扱っていなかった内容も一部入る。

図1. 共通基礎課程と各職種の課程の関係

重的には1年分程度。それぞれの課程を現状通り教える場合、ある程度の内容は現状の課程の中で教えられていると捉えてよい。

図2. 共通基礎課程のイメージ

- 以上を前提に、対人支援職種に共通して求められるコンピテンシー試案ver.3.0に対して共通基礎課程修了時の教育(学習)目標、それを達成させるための教育方略や評価手法を選定、ルーブリック試案を作成
 - 教育目標は、想起レベルの知識・知的技能・統合スキルの3種類に分類
 - 教育方略は、知識—講義、知的技能—演習、統合スキル—実習 に対応
 - 学習者評価は、主にMCQ(多肢選択式問題)、口頭試問(Viva)、ポートフォリオの3種類に対応
- 実装に向けて求められる準備:
 - 共通基礎課程の導入に関心を持つ教育機関が単独あるいはコンソーシアムを組成して実装・運用を行うううえで必要となる対応について検討、関係者にとっての効果の検証
 - モデルカリキュラムを踏まえ、既存の教育コンテンツの収集・評価、蓄積と既存コンテンツでは賄われないコンテンツ開発、効果的な教育・学習支援プラットフォームの構築

7

看護師、理学療法士、作業療法士、そして介護福祉士、さらに社会福祉士、精神保健福祉士、保育士という7つの資格を、まずは検討の対象として、共通基礎課程合計1年分程度を作っていくという方向で整理が進められているところです。

先ほどお話ししました、現行では身に付けることが難しいとされているコンピテンシーをどのように賄うのか。あるいは、今はばらばらに身に付けているものたちを、どうやって効果的、効率的に身に付けていただくのか。さらに、このコンピテンシーということに対して、ラーニングアウトカムをどうやって計っていくのか。学習者の評価をどうやっていくのか。これを各学校別ではなくて、将来的には、学校や職種を超えた形でコンピテンシー、それに効果的な教材のあり方、そして、教授法についても学び合いのプラットフォームが作れないかということも議論しているところです。

ではその中で、どのようなコンピテンシーについての枠組みが出てきたのか、とりわけ、ソーシャルワークに関連して今議論されていることの一部をご紹介しますと思います。

共通基礎課程の骨格 (案)	
※ (K) 想起レベルの知識 (Knowledge), (CS) 現的技術 (Cognitive skills), (IS) 統合スキル (Integrated skills)	
I. 専門職の自律と職業倫理 コンピテンシー-3.0 項目 1. 個人中心性を重視した行動ができる。【応用項目】 2. 問題解決に向けた情報収集ができる。【基本項目】 3. 肯定や価値を尊重した自決上・実践上の意思決定について意思決定ができる。【応用項目】 4. 経験に基づき実践ができる。【基本項目】 5. 自らの学習履歴のニーズを抽出し、行い続けることができる。【統合項目】 6. 実践に直しを繰り返すことができる。【応用項目】	II. 科学的思考とその展開 コンピテンシー-3.0 項目 1. 人々の健康と生活の向上に貢献するプロセスを説明できる。【基本項目】 2. KDF (健康支援) の重要性を説明できる。【統合項目】 3. 空間やモノ、性のデザイン、多様な手法を用いて実践できる。【統合項目】 4. 主要な専門職やテクノロジーの役割を説明できる。【応用項目】
III. 安全の確保と質の改善 コンピテンシー-3.0 項目 1. 安全管理の原則に基づいて実践できる。【基本項目】 2. 守り規範を運用する際のコミュニケーションがとれる。【基本項目】 3. 健康や安全な環境を確保できる。【統合項目】 4. インジニアリングの視点から課題を解決できる。【統合項目】 5. リハビリティ (人間工学) の観点から課題を解決できる。【統合項目】 6. 多様な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】	IV. 当人の理解と支援 コンピテンシー-3.0 項目 1. 関係性を考慮した支援を必要とする人々のニーズを把握し、適切な支援を提供できる。【基本項目】 2. 専門職としての役割を説明できる。【基本項目】 3. 健康の社会的決定要因を理解し、地域・社会に働きかけることができる。【統合項目】 4. リハビリティ (人間工学) の観点から課題を解決できる。【統合項目】 5. 多様な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】 6. 様々な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】
V. チーム・組織の理解と協働の実践 コンピテンシー-3.0 項目 1. 自らの組織の役割を説明できる。【基本項目】 2. 専門職としての役割を説明できる。【基本項目】 3. チームや組織の役割を説明できる。【基本項目】 4. 多様な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】 5. 様々な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】	VI. 地域・社会活動とソーシャルアクション コンピテンシー-3.0 項目 1. 地域の歴史・文化、社会経済情勢、地方行政等を俯瞰し、住民の生活にどう影響しているのかを議論できる。【基本項目】 2. 健康の社会的決定要因 (SDH) の概念について説明できる (K) 3. 活動する地域の市区町村における改善の取り組みを議論できる (CS) 4. 持続可能な開発目標 (SDGs)、地域共生社会、生物多様性について説明できる (K) 5. これらの概念が、自ら活動する地域でどう展開されるべきかを議論できる (CS) 6. インフォーマルサービス、ソーシャルキャピタルの概念について説明できる (K) 7. 活動する地域において、自治会、ボランティア、NPO 等の関係者と話し、地域がどうあるべきかを検討できる (IS)

まず、対人支援職種に共通して求められるコンピテンシーについては、6つの柱で整理がされました。1つ目は専門職の自律と職業倫理。2つ目は科学的思考とその展開。そして3つ目は安全の確保と質の改善。4つ目が当人の理解と支援。そして5つ目がチーム、組織の理解と共同の実践。そして6つ目が地域社会活動とソーシャルアクションということになります。この6の領域に対して、ご覧いただいているように、ごめんなさい。全部日本語ですけれども。細かくコンピテンシーというものが整理された、構造化されたということになります。

VI. 地域・社会活動とソーシャルアクション		ルーブリック		
コンピテンシー-3.0 項目	教育目標	合格	合格ライン	未到達
1. 地域の歴史・文化、社会経済情勢、地方行政等を俯瞰し、住民の生活にどう影響しているのかを説明できる。【基本項目】	<ul style="list-style-type: none"> 活動する地域の地域の歴史・文化、社会経済情勢、地方行政について説明できる (K) 地域背景が住民の生活にどう影響しているのかを議論できる (CS) 	活動する地域の背景が住民の生活にどう影響しているのかを議論できる。	活動する地域の歴史・文化、社会経済情勢、地方行政について説明できる。	活動する地域の歴史・文化、社会経済情勢、地方行政について説明できない。
2. 健康の社会的決定要因を理解し、地域・社会に働きかけることができる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> 健康の社会的決定要因 (SDH) の概念について説明できる (K) 活動する地域の市区町村における改善の取り組みを議論できる (CS) 	活動する地域における健康の社会的決定要因 (SDH) の概念について説明できる。	活動する地域における健康の社会的決定要因 (SDH) の概念について説明できる。	活動する地域における健康の社会的決定要因 (SDH) の概念について説明できない。
3. 地域や社会のめざす姿を、環境や持続可能性の観点から論じることができる。【基本項目】	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発目標 (SDGs)、地域共生社会、生物多様性について説明できる (K) これらの概念が、自ら活動する地域でどう展開されるべきかを議論できる (CS) 	持続可能な開発目標 (SDGs)、地域共生社会、生物多様性が、自ら活動する地域でどう展開されるべきかを議論できる。	持続可能な開発目標 (SDGs)、地域共生社会、生物多様性について説明できる。	持続可能な開発目標 (SDGs)、地域共生社会、生物多様性について説明できない。
4. 支援に必要な資源を、時に当人や住民と共に検討できる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> インフォーマルサービス、ソーシャルキャピタルの概念について説明できる (K) 活動する地域において、自治会、ボランティア、NPO 等の関係者と話し、地域がどうあるべきかを検討できる (IS) 	活動する地域において、自治会、ボランティア、NPO 等の関係者と話し、地域がどうあるべきかを検討できる。	インフォーマルサービス、ソーシャルキャピタルの概念について説明できる。	インフォーマルサービス、ソーシャルキャピタルの概念について説明できない。
5. 住民や行政、民間企業など多様な主体を含め、コミュニティの継続的循環を環境や持続可能性の観点から論じることができる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> 活動する地域の経済状況、環境、政策について説明できる (K) 活動する地域において、経済、政策、環境等の持続可能性を議論できる (CS) 	活動する地域において、経済、政策、環境等の持続可能性を議論できる。	活動する地域の経済状況、環境、政策について説明できる。	活動する地域の経済状況、環境、政策について説明できない。

このように整理をしてみますと、あらためて今ご覧いただいている6番目の地域社会活動とソーシャルアクション、まさに午前中もご紹介いただいていたような、ソーシャルワーク全ての人たちが、もともと力を持っているはずで。その力を本人、あるいは、地域のさまざまなステークホルダーがうまく発揮しながら、そこでの暮らし、それぞれの人の暮らし、それぞれの

持つ力を発揮しながらどうやって良いものにしていくのか、そのような力が発揮できる生態系を専門職としてどう整えていく、あるいは、刺激することができるのかということがこれに当たると思います。

IV. 当人の理解と支援				
コンピテンシー3.0項目	教育目標	ルーブリック		
		合格	合否ライン	未到達
1. 関係性を考慮した上で対話の姿勢を保ち、適切なコミュニケーションができる。【応用項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●言語・非言語を用いたコミュニケーションについて説明できる (K) ●当人と専門職の関係性の一般的類型が説明できる (K) ●やり取りしにくい相手、話題について列挙することができる (K) ●様々な状況にある人と適切にコミュニケーションできる (IS) 	学内だけでなく、様々な状況にある人とのコミュニケーションが適切にできる。	学生や模擬患者とのロールプレイにおいて適切なコミュニケーション技法を示すことができる。	学生や模擬患者とのロールプレイにおいて適切なコミュニケーション技法を示すことができない。
2. 当人の主体形成を考慮した形で関わることができる。【応用項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●当人の自律性、主体形成について説明できる (K) ●当人の自律性、主体形成を考慮した上で、コミュニケーションできる (IS) 	当人の主体形成に配慮した上で、実際のやり取りを示すことができる。	当人の主体形成を考慮したコミュニケーション技法を示すことができる。	当人の主体形成を考慮したコミュニケーション技法を示すことができない。
3. 当人の自律性や強みを重視し、関係者の多様な視点を踏まえ、対応の方向性を共に模索できる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●当人の自律性や強みを重視した支援について説明できる (K) ●当人と家族・ケア者との関係、当人の主体性を考慮した上で、情報収集、問題点の整理ができる (IS) 	問題を抱えた当人や家族から、自律性を持った希望や強みを見出し、対応の方向性を示すことができる。	問題を抱えた当人や家族から、自律性を持った希望や強みを見出すことができる。	問題を抱えた当人や家族から、自律性を持った希望や強みを見出すことができない。
4. リハビリテーション(人間関係)の視点からの関わりができる。【応用項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●リハビリテーション(ハビリテーション含む)の定義や意義、考え方を説明できる (K) ●当人の事例を ICF に当てはめて課題を検討できる (CS) 	当人の人生や生活の変革を踏まえて情報収集を進め、検討することができる。	当人の人生や生活の変革を踏まえて情報収集を進めることができる。	当人の人生や生活の変革を踏まえて情報収集を進めることができない。
5. 個人と家族、地域コミュニティ等の関係性(エコシステム)、当人の生活(家政)を理解した上で支援ができる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●当人の生活と衣食住、家族、家計等の関係を説明できる (K) ●当人を取り巻くエコシステムを图示し、生活改善を提案できる (CS) 	当人の生活と衣食住、家族、家計等のアセスメントを行い、エコシステムを考慮し、生活改善ができる。	当人の生活と衣食住、家族、家計等のアセスメントができる。	当人の生活と衣食住、家族、家計等のアセスメントができない。
6. 言語や文化、宗教、心身・社会経済的状態、性的指向・性自認等の価値観や背景を受容できる。【統合項目】	<ul style="list-style-type: none"> ●国籍や地域、言語や文化、宗教、社会経済的状態、性的指向・性自認の問題がある人が受けている差別的待遇を説明できる (K) ●これらの人々に対する自らの認識を言語化できる (CS) 	多様な価値観や背景を持つ人々に対する自らの認識を言語化し、概念枠組みに照らして改善を図ることができる。	多様な価値観や背景を持つ人々に対する自らの認識を言語化し、同僚や指導者に伝えることができる。	多様な価値観や背景を持つ人々に対する自らの認識を言語化し、同僚や指導者に伝えることができない。

この6の領域と、さらに戻りまして、4番の当人の理解と支援、これは改めてその本人こそが、自分がより良く生きる力を持っているということ。それに対する信頼に基づいて、その力の発揮、課題のほうに着目するのではなくて、本人の強み、本人の自立性、あるいは、本人の願いということに焦点を当てるといふ考え方もわけなんでしょうけれども、この辺りのソーシャルワークで言うと、恐らくケースワーク、コミュニティワーク、双方の肝になるであろうことというのが、あらためて対人支援専門職種全体を見てみると、とりわけ、まだまだ身に付けることに対してチャレンジが残されているということが発見されたことの一つです。

同時に、これは今お話ししておりますように、ソーシャルワーカーの国家資格を持つ人たちだけではなくて、広く対人支援専門職種に、少なくとも基礎的なソーシャルワークの技能については、身に付けていただくということが広げられないかという考え方でもありますし、先ほど申し上げましたように、その中にはあらためて、一人ひとりの持つ専門職か、非専門職かを問わないソーシャルワーク力をどう発揮することができるのか、その生態系をどうつくるのかといったコンピテンシーも含まれていて、これに対しては、大きなチャレンジがあるのではないかなというふうに思っております。

新しい学び方と新しい教育



- 専門職: 未来のケアに対する需要を満たす新たなスキルと価値の必要性、本人の機能の回復・増進にはなにが必要か(ネットワーク構築、テクノロジー、社会的スキル、コンテクスト理解、ケアの縮小化!)
- 市民: 学ぶ力と健康に関する能力の涵養～初等・中等教育から
- ケアパクト(2015年～保健福祉スポーツ省と教育文化科学省が推進): 医療・介護福祉事業者、教育機関、地方自治体の三者による革新的パートナーシップに基づく地域の協働を促進
- 職業プロフィール(コンピテンシー)/資格・教育プロフィール(カリキュラム)/教授法
- ケアパクトにおける示唆を教育に反映できる「余地」

出所: スライド3掲載の第2報告

20

時間になりましたので、そろそろ終わりますが、実はこれ、日本だけではなくて各国、後半に付けている資料はオランダのものですけれども、各国で対人支援職種に関わる、求められるコンピテンシーの見直しというのが進められていると思います。その中でも、あらためて日本だけではなくて、本人の持つ力もどのようにして発揮を促すのか。そのためのネットワーク構築とか、あるいは社会的スキル、コンテクスト理解、テクノロジーの活用、さらに言うなら、専門職によるケアをどう縮小化するかということも、こちらはオランダの議論ですけれども、明確に打ち出されているところでもあります。

こういった文脈の中で、ソーシャルワークの専門職だからこそ持つべき肝というものは何なのか。広く持っていただくべき、あるいは、その発展を促すための肝は何なのかということが、次のチャレンジかなというふうに思っています。以上です。

(徐) 堀田先生、ありがとうございました。

日本のソーシャルワーク教育のお話がありましたが、非常に詳細でありました。また共通点もありますし、共通点ではないところもあったかと思えます。ありがとうございました。

それでは続きまして、湯浅先生のほうにまいりたいと思います。宜しくお願い致します。

(湯浅) こんにちは。湯浅といいます。よろしく申し上げます。

私は、市民のソーシャルワークというのを、一般市民のソーシャルワークというふうに理解して、その話をレジュメで出させていただきました。

私自身は、東京大学に勤めながら、こども食堂という、最近日本でずいぶん広がっている市民による活動、これは一般市民です。ほとんどの担い手は、先ほどあったような社会福祉士とか、精神保健福祉士等の資格を持たない一般市民です。主に、地域の女性たちという方たちですが、その方たちがこども食堂というのを始めています。

これが今、この9年間の間に全国 5,000 カ所に増えておりまして、5,000 というのは、日本

の中学校は全部で1万校なので、中学校の半分の数ということになります。毎年だいたい1,200から1,300カ所ずつ増えていっていますので、中学校の数に達するのにも時間の問題だろうと思っています。

こうした取り組みが、政府も一切関与していない、大企業も一切関与していない、そういう中で、市民によって自発的に広がっているのはなぜなのか。

こども食堂といいながら、実際に来ているのは、子どももその親も、そして地域の高齢者も来ているわけです。そうした人たちが、いわば、ケアされている。それは専門職によるケアではないですが、一般の人たちによるケアがなされている。そういう状況が日本社会で広がっているのはなぜなのかということをお話しできればということで、レジュメや動画を用意させていただきました。

既にきつと、堀田さんのほうから午前中お話があったと思いますが、日本の高齢化は、中国や韓国に比してより深刻な状態になっています。そういう中で、地域コミュニティを維持することが難しくなる地域がかなり出てきています。そして、現代化の中で無縁化というようなこともいわれるようになった。これは、人と人との関係が疎遠になっていくさまを表現する日本語ですけれども、そういうことが起こっている。

そういう中で、専門職の方たちは大変ご奮闘されておられるのですが、それだけだと全ての課題、全ての人たちの課題に対処しきれなくなっている。だからこそ、厚生労働省は、地域共生社会というようなことで、専門職連携、そしてその前提となる地域力強化というものを進めているわけですが、こども食堂は、その中では地域力強化に当てはまる取り組みだということになります。

地域の人たちが、お互いに交流する中で、それぞれの課題に気付き合い、専門職ではないけれども、相互に支え合う。そうしたことが非常に日本の地域社会、人々の暮らしの生活圏で難しくなっているからこそ、それを取り戻そうとする市民の動きが自発的に生まれているということなんだろうと感じています。

私たちは、そうした市民の取り組みが持っている強み、その強みは、ある意味では専門職とは逆です。つまり、一般市民によるケアというのは、まず対象を限定しません。所得水準を問いません。年齢も問わない。関わり合った人たちが、その関わり合った人たちに対して気付いた課題に対処する。こういうやり方をするわけですけれども、その持っている強みと、そしてそこだけではカバーできない側面、それが専門職の領域ということになるんだと思いますが、そうした専門職の強みを掛け合わせることで、つまり一般市民と専門職の連携を行うことで、先ほど堀田さんもおっしゃっていただきましたが、地域のエコシステムも、よりバージョンアップしていく必要があるだろうと思います。日本の地域と社会は、ある意味ではそこまで来ているんだという認識を持っています。

その一般市民のケアと、専門職のケアが掛け合わさった理想的な姿を、厚生労働省は地域共生社会という形で描いているわけですが、そこに至るプロセスは、まだまだ課題がたくさんあります。

いくつも挙げると時間がなくなっちゃうので、一つだけ挙げるとすると、やはり専門職と一般市民の間の信頼関係の構築、あるいは、民間と行政の信頼関係の構築、こうしたものがまだまだ足りていません。

日本人たちは同じ日本語をしゃべっているわけですが、ここはほとんど外国語の世界です。一般市民の方がしゃべる言葉と、専門職のしゃべる言葉は、ともすると、誰か通訳がいないと通じない。民間のしゃべる言葉と行政のしゃべる言葉は、ともすると通訳がいないと通じない

という状況になります。

ですので、この通訳を行う人たち、これがコーディネーターということになって、そのコーディネーターに求められるようなコンピテンシーということ、先ほど、堀田さんがお話しになられたものの一部にそれが含まれているわけですが、堀田さんもちらっとおっしゃっていたように、そうしたものが専門職だけのものであると、恐らく日本の地域と社会のバージョンアップは十分に至らないのです。

そういう中で一般市民が、専門職ではない市民が、そうしたコーディネーターとしての資質、通訳者としての資質、そういうものを身に付けながら、地域のエコシステムをバージョンアップしていく。そのことがこれからの課題だと思いますが、市民の中には、その力があるというふうに私は、こども食堂の広がりを見ていて強く確信していますので、そうしたことを起点にこれからさらにいろんな人たちとの連携を進め、日本のかなり厳しくなってしまった地域に希望と、持続可能性を見いだしていきたいと思っていますところ。ありがとうございます。

(徐) 湯浅先生、ありがとうございます。日本の非常に生き生きとした実際の姿ですね。リアルな姿を描いていただきました。

それでは、韓国の鄭先生のほうから、韓国の状況についてお話しいただければと思います。お願いします。

(鄭鍾和) 韓国の三育大学の鄭鍾和と申します。

制度化について発言させていただきたいと思います。社会福祉の制度と標準化、専門化、この3つに分けて申し上げたいと思います。

まず、社会福祉において最も基本となるのは、社会福祉事業法、まず制度化が必要となります。韓国は社会福祉システムを構築したときに、社会福祉事業法が60年度にまず制定されました。この社会福祉事業法においては、社会福祉に関する障害者、高齢者、児童など、障害の分野、あるいは社会福祉の分野に従って、制度化を行うことになりました。これは社会福祉に最も基本となる、法律の体系を整えるということでした。

この時に、社会福祉事業全般に影響できるものと考えたわけです。従いまして、韓国の社会福祉事業法は、まず基本法を根幹として、そしてその基本法の実践法として、障害の分野ごとに法律が定められております。

例えば、高齢者と関連するものは高齢者福祉法、障害者と関連するものは障害者福祉法、発達障害支援に関する法律などです。児童に関するものと、児童福祉法、児童虐待防止法など、さまざまな社会福祉に関する個別法が、存在しています。

すなわち、社会福祉の制度化は、こうした法律的な整備がまずなされてこそ、それを基本として社会福祉の制度化がなされるということです。従いまして、この制度化によって、社会福祉事業法においては、関連する標準、資格証、そういった問題も詳細が記述されております。

そして2点目、標準化についてです。韓国のケースですと、社会福祉の最も中心をなすのは、2つからなります。中国側もご発言がありましたけれども、社会福祉のマンパワーに関する部分。マンパワーは社会福祉者を養成することですけれども、韓国では60年代から既に社会福祉教育協議会という社団法人が設立され、50年以上にわたって、社会福祉教育を行ってきております。全国に社会福祉の4年制大学が設立され、そして現在も運営されております。

今、社会福祉教育協議会は、100余りの大学が加入しております。従いまして、こうした大



学を中心として、社会福祉教育の全般的な標準化というものがなされていると見ることができます。

2点目、社会福祉の教育の過程です、プロセスです。教育協議会は、全国の社会福祉大学に関わる団体ですけれども、社会福祉教育をそれぞれが運営しますと、標準化がなされていないので、教育協議会が提示した社会福祉教科目の指針書というものを基にして、社会福祉の教育を全国で統一した基準でもって、標準教科目を運営しています。これによって社会福祉におきまして、標準化制度が整えられるわけです。

次に、社会福祉事業法にも定められておりますけれども、社会福祉のマンパワーと施設運営に関する部分です。施設が全国に運営されておりますが、それらの多くは、韓国では民間の施設が中心となっています。その結果、社会福祉の施設の標準化を図るには、評価制度というものが必ず必要となります。そこで政府は、96年から評価制度を社会福祉事業法に明記して、3年ごとに評価を行うように法制化しています。

社会福祉の施設の評価では、入所者数、施設の専門性、従事者の専門性、施設的环境、居住者の満足度などなど、大きく5つの領域において評価を行い、社会福祉施設の標準化を図ってきました。

こうした標準化を通じて、社会福祉施設が、ある程度スタンダードな基準を作り、そしてその基準に合わせてサービスを提供しようという、そのような取り組みがなされてきました。

第3点目です。社会福祉サービスの専門化についてです。韓国は、創成期に社会福祉施設の運営者の多くは、民間の施設長で運営されていきました。そのため、資格は国の資格ではなく、社会福祉資格が公認の認定資格からスタートしました。社会福祉の資格も、1級、2級、3級というふうに区分されていきました。しかしながら、専門化を図る課程において、1級、2級、3級といった課程は、国家資格としての必要性が感じられ、最近では3級をなくして、1級と2級で人材を輩出しています。

2級といいますのは、社会福祉教育を履修だけで、社会福祉の国家資格証を取れるようにしました。そして1級は、国家資格を取った人だけが、社会福祉者としてのその資格を取得できるようになりました。専門化を図る、一つの大きな制度化として見るすることができます。

社会福祉のこうした専門化の課程は、3年制大学、4年制大学、そして通信大学、また大学院でも、教育を履修することにより、1級と2級を、国家資格を通じて取得できるようになっています。

韓国では、全国に社会福祉者が、30万人だったのが20年前ですけれども、現在は100万人近い人材になり、わずか10年の間に、非常に大きな増加を見せています。これは恐らく、社会福祉サービスの変化、環境の変化に起因するものではないかと思えます。

もう一つ、ケアの人材を養成する課程についてです。養療保護士という資格を作りました。これは直接的にダイレクトケアをする専門人材を養成するものです。現在、100万人以上が資格を取得しておりますけれども、現在30%程度のみが現場に出ています。

最後に課題を申し上げたいと思います。現在、社会福祉の専門化、標準化、制度化が法制化され、今、うまく機能はしておりますけれども、現場で働いている人材というのは30%のみで、残りの70%は、資格はあるけれども現場では動いていないというのが課題です。

第2に、現場で働いていない理由の一つというのが、現場にいる専門人材の給与が一般の人材よりも、給与体系が低いからという理由です。また社会福祉者の業務が、非常に負荷が高いといった評価も出ております。

第3の理由として、昨今韓国社会では、社会福祉について議論せず政治を語るなどといったよ

うに、韓国で社会福祉は大きな主導権を握っており、そして、社会保障、社会福祉サービスというものが、それぞれの分野で政治的な 이슈になっているほどです。

従いまして、今まで、社会福祉が民間の領域で 70 年間ありましたけれども、社会福祉サービスを政府が主導していくといった動きが今起こっています。こういった政府主導において、民間は大きな懸念を示しているのも事実です。しかしながら、この 70 年間、韓国で社会福祉サービスの制度化、標準化に向けた取り組み、専門化に向けた専門資格証の努力というものは、これは好意的に評価されているというのも事実です。

幸い、去年の 2020 年、20 年間改正できなかった社会福祉士の教科目に関する部分が改編されました。それによって、管理制度が法で定められた教科目になりましたので、社会福祉士に関連する、統合管理に関する制度、これに関する教育、また専門人材も配置されることになりました。

以上で、韓国側の社会福祉制度における、制度化、標準化、専門化に関して、報告いたしました。以上です。

(徐) ありがとうございます、鄭先生。韓国の政府のソーシャルワークに対する専門化のための措置についてのご紹介でした。ありがとうございます。

続きましては、韓国の慶熙大学公共大学院の陳先生からお話をお願いします。

(陳喜善) 皆さん聞こえますでしょうか。陳喜善と申します。

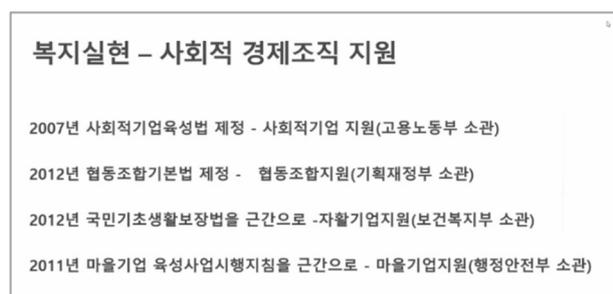
中国のホスト団体、それから皆さま、このようなフォーラムを諦めずに開催していただいたことについて、本当にうれしく思います。感謝申し上げます。私からは、韓国の市民社会が成長している社会的経済についてお話ししたいと思います。

韓国は、人を尊重するという伝統社会が維持されてきた歴史的な流れから、社会福祉の関係で画期的なことは、法的な実効性を持った法律が定められたことです。



97年に金融危機、貧困、大規模な両極化によるさまざまな社会問題がありました。この社会問題に対して、政府は国民の基本法の整備を 2000 年から実施しました。国民生活保障基本法は、それこそ国民に最低限の生活を保障するというもので、大きな意味がありました。

この制度の狙いは、金融危機以降、草の根組織や低所得者層の自活を支える、支援するために整備された法律です。



韓国政府は充実した社会福祉の実現のために、非営利団体に限らず、非営利でも営利でもない社会的経済への支援も始めました。社会的経済として分類されているのは、企業育成法に基づく企業、協同組合基本法に基づく協同組合と社会的協同組合、ソウル市等が条例で定めている社会的企業、協同組合、社会

的協同組合、マウル企業、自活企業などです。

2007年に社会的企業育成法というものを制定し、雇用創出、社会サービスを提供するために、社会的企業を支援しました。社会的企業は、今、雇用や社会サービスだけではなく、地域の再生、社会の革新にまで広がっています。

2011年には、社会組織の育成指針が示され、この指針をもとにして、村の企業を支援しました。2017年には協同組合を支援しました。2012年には、国民基本法をもとにして、自活企業を支援しました。韓国は、このように社会的企業、協同組合、自活企業、そういった社会的経済をもとにして、社会福祉を実現しようとしています。

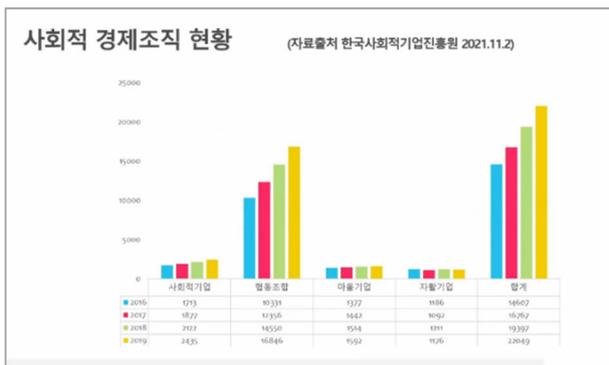
사회적 경제를 통한 한국의 사회복지는 유럽과는 다르다

유럽의 사회적 경제 - 복지국가 퇴조기에 사회 유인력 가짐, 사회복지체계가 정착된 후에 그것의 변화와 발전을 사회적 경제를 통해 마련하고자 함

한국의 사회적 경제 - 사회복지가 국가적인 수준에서 정책적 관심을 가진 시점에서 사회적으로 관심을 받음, 사회적 경제를 통해서 사회복지체계를 도모하고자 함.

社会的経済の実現のための市民社会、営利企業、行政による連帯、これをハイブリッド運動と言っています。国と、市場、市民社会が共に相互性の原理を持って協働しているわけです。社会的経済は、国家領域に傾いたわけでもなく、市場や市民社会の領域のみに限定されるということではありません。国、市場、市民社会の全てのセクターが、社会的経済を動かしているのです。このような社会的経済が持つ特性により、様々な人員、資産、物資などのリソースの流れが多様化しています。社会的経済は、企業の数が増えるに従って、社会への影響力が大きくなっています。

社会的企業の現況ですけれども、この図を見ますと、青い棒が2016年です。この棒グラフを見る限り、社会的企業は増加傾向にあることが分かります。協同組合も、自活企業も、村の企業も全部増えています。結論的に、経済組織は、数字の成長とともに社会にも影響を及ぼしています。



社会福祉の起源はヨーロッパですが、このような社会的経済のような新しい考え方は違います。韓国では、福祉国家の始動期に、金融危機と重なったころから、この状況を組み込んだ社会的経済の構想が示され、結果的に国家レベルで政策的な関心を持たれ、社会的

사회적 경제를 통한 한국의 사회복지는 유럽과는 다르다

유럽의 사회적 경제 - 복지국가 퇴조기에 사회 유인력 가짐, 사회복지체계가 정착된 후에 그것의 변화와 발전을 사회적 경제를 통해 마련하고자 함

한국의 사회적 경제 - 사회복지가 국가적인 수준에서 정책적 관심을 가진 시점에서 사회적으로 관심을 받음, 사회적 경제를 통해서 사회복지체계를 도모하고자 함.

に関心を受けることになったのです。ヨーロッパとは違うところです。

社会福祉はもともと存在していましたが、韓国の場合は、政策的に、社会経済で社会福祉体系を確立させようとしたのです。

3. 사회적 경제에서 사회적 가치란?

시민들의 행복을 위해 사회전환에 영향을 미치는 활동을 함으로써 창출되는 것을 의미한다.

즉, 시민들의 삶의 질을 향상시키기 위해 그들이 직면한 **사회문제**를 해결하기 위한 방향으로 **사회적 상태**를 개선시킴으로써 창출되는 가치를 말한다.

社会的經濟が、一般的な市場經濟と違うのは、一般市場經濟は収益を生み出すのが目的ですけれども、これは違います。社会的な価値を創出することが目的です。社会的經濟において社会的価値というのは、市民の幸福のための社会轉換に影響を及ぼす活動することによって、創出されることを意味し

ます。すなわち、市民の生活の質を向上させるために、彼らが直面した社会問題を解決していく方向で、社会的状態を改善することによって、創出する価値です。社会的な価値の創出は、疎外される階層が入り込める、そういった価値があります。最小限の生活が営めるようになります。

これをビジネスとつなげて、社会的価値を創出して、共同体を回復することです。これは先ほど説明された趙先生の CSC です。Civil Society Choice というそういった意味、または SK の事例研究がありましたが、それらと同じ脈絡となります。

また、市民が直面した社会問題を解決する方法で社会を改善させるので、人間と自然が離れられない相互依存的なものを見せてくれました。社会の中の個々人のさまざまな権利をどうすれば強化できるかということを考える、それが社会的価値の創出です。

4. 사회적 경제에서의 사회적 가치의 의미와 함의



にお金が入っている。

韓国の社会的經濟は、政策の一環として成長しているという側面があります。でも、多くの社会經濟の組織を通して、弱者のための社会サービスが増加して、青年の創業、地域社会の再生、環境問題などが社会經濟の広範な取り組みにより、さまざまな方式の中で解決点を見いだしています。

これと一緒に、このような組織を支えている生態系の一つとして、社会的な革新金融というのが広がっているというのも興味深いところです。韓国政府は、社会的価値拡散のために、まず政府機関と公職者が先立たなければいけないと。また、公共機関の価値実現のための基本法を作り、実行するようにし、その実行によってその機関を評価しています。しかし、これはまだ国会の決議を受けていません。

ESG、すなわち、環境、社会、ガバナンスの全てを含むことが社会的經濟です。そうしますと、社会的經濟において、社会的価値の意味、これは利潤よりも人間に集中する社会をつくるということになります。

市場の利潤という大きな目的、この社会的な規範をつくり、社会に含まれる全てのは、市場の影響の下に置くということを認知し、それと反対に、經濟を社会の中に引き入れて、利潤よりも人間にもう少し集中できるようにすることです。

先ほどの図は、お金の中に社会が入っていたのですけれども、これは逆ですね。社会の中



사회적 경제의 도전

정부측면의 한계점

시민사회측면의 한계점

しかし、この社会的経済の限界点があり、それについてお話ししますが、限界点というのは、まず2つの側面があります。

まず1つ、政府側からの限界点は、縦割りなので効率的ではないという点です。政策の対決で予算の無駄遣いがあります。社会的価値を創出する社会的経済組織を一律支援していると、効率の面からは落ちるということですね。もうちょっと柔軟かつ、精巧な支援が必要です。

それから、公務員の専門性が弱化している、持続的な連携性がないことです。公務員は、1年間同じところで勤務すると、またそこから異動をしなければいけません。部署別の書類の簡素化も必要です。社会経済の基本法と、公共機関の社会的価値実現のための基本法がちゃんと通る必要があります。

市民社会の限界点についてもお話しします。

社会経済は、政府に依存しているところは脱皮する必要があります。市民と一緒にするための活動が必要です。例えば、ボランティア団体、地域、宗教、公共機関、市民団体、これが一緒になって動く、そういったプログラムが必要です。ビジネスとこれを連携し、社会組織と連携することが必要です。社会的価値を評価するデータ、インデックス、開発のための具体的かつ、持続的な努力が必要です。

最後に、雇用される人、働き手には、経済の教育をし、共同体意識を拡散する教育をする必要があると思います。これで終わります。ありがとうございました。

(徐) ありがとうございました、陳先生。韓国の民間組織の運営状況について、また、社会経済活動への参画における特徴についてお話をいただきました。非常にヒントの多いご発表でありました。

4.2 テーマ2：ソーシャルワーク団体の成功事例及び経験

(徐) それでは、2番目のセッションに入っていきたいと思いますが、組織の運営ですね。ソーシャルワーク機関の運営についてのノウハウをご紹介いただけます。6人の先生方にお話をいただきますが、堀田先生は他に業務がおありということで先にご発表いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。堀田先生どうぞお願いいたします。

(堀田) はい、ありがとうございます。4時過ぎに抜けさせていただきますので、先に失礼いたします。

2つ目の問いは、特に具体的な組織、ソーシャルワークを展開する組織についてということで、途中で抜けることもあります。湯浅さんも長年というか、最初から伴走されると思います。事例をご紹介させていただきたいと思います。

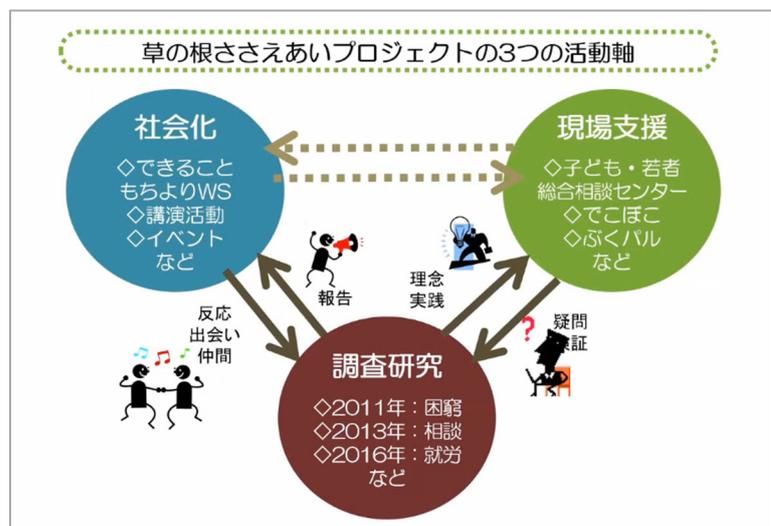
愛知県の名古屋という大都市に存在する「一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト」という団体がつくられた資料をそのまま活用させていただいています。

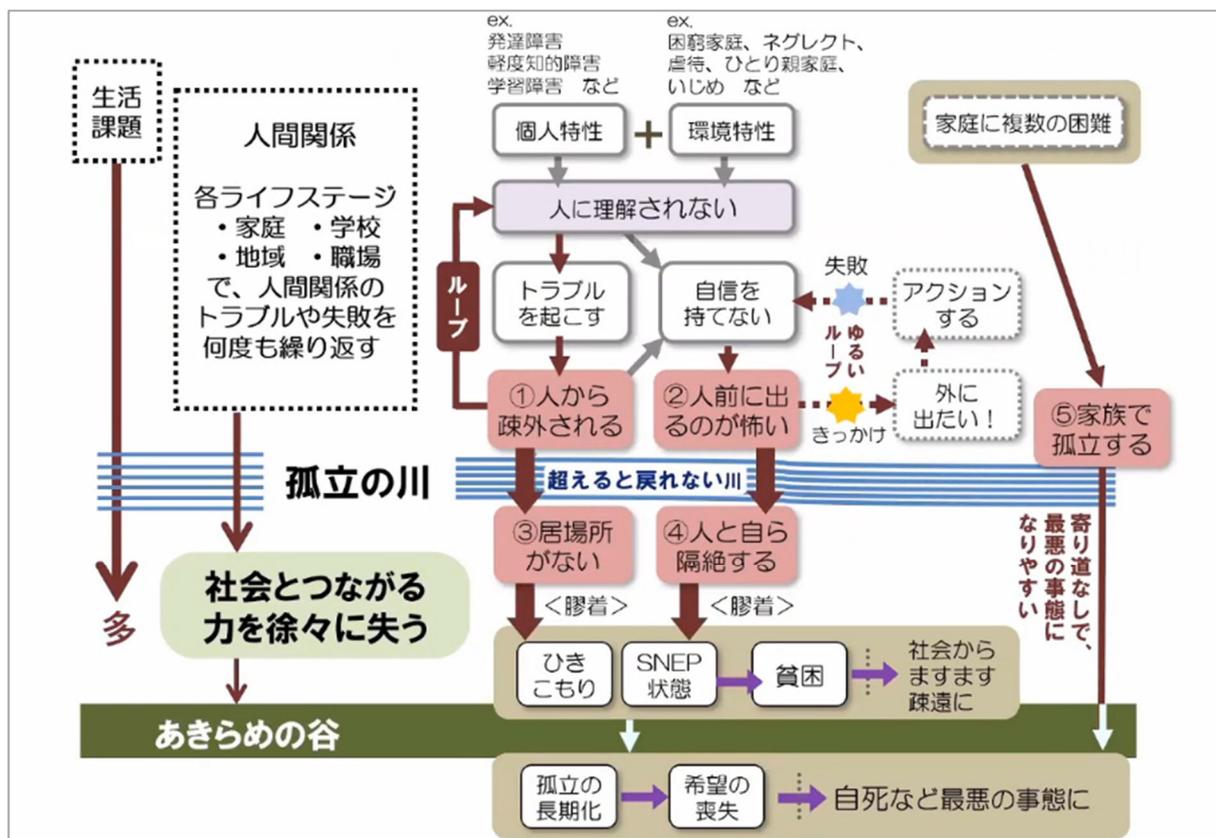
特に、今日の事例の紹介については、前半の論点にも関連するかと思いますけれども、専門職によるソーシャルワークと、それからその全ての人たちが持つソーシャルワーク力をどのように調和させていくか、そして、人々の持っている力を発揮させていくか、ということに焦点を当てた形でご紹介したいと思います。

この団体ですが、そもそもこの穴にはまっている人たちが、どうやって穴にはまってしまっているんだろうかという問いから始まっています。

活動に3つの軸がありまして、1つは現場の支援、これが確実に軸になっていますけれども、現場の支援、子ども、若者を中心として支援をしながら、そこで浮かんできた疑問というものを全国の仲間たちと一緒に調査研究をしていく。調査研究から明らかになってきたことを、後半できるだけご紹介したいと思います。「できることもちよりワークショップ」と呼ばれるワークショップであ

ったりとか、講演であったりとかといった形で社会化をするという、現場支援、調査研究、社会化という、3つの活動の軸を持っています。

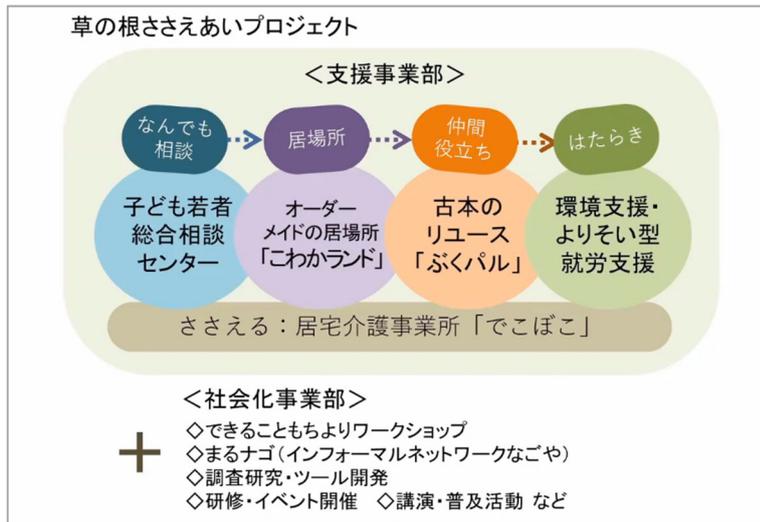




例えば、先ほどの現場支援に基づく調査研究から明らかにされてきたことの一つというものに、彼女たちが孤立の川と呼んでいらっしゃる、この図があります。

どういったことかという、人々がさまざま、もう諦めてしまっていて、自分の人生をこの先自分で自死を選んでしまおうとか、そういったことに至るにあたっては、まずは、一人ひとりの個人の側に理由があるわけではなくて、さまざまな環境の特性が背景にあって、そういった上で何かちょっと難しいことがあって、人に理解をされない、あるいは、専門的な機関に相談に行ったけれども、理解をそこでもしてもらえない。そして、そこで理解されないことによって、自信が持てない。さらにトラブルを起こしてしまう。そして、また人から疎外されてしまうといったようなループに入ってしまう。そのことによって、徐々に社会とつながる力を失ってってしまう。

こういった孤立の川と、越えると戻れない川というふうには呼んでいらっしゃるんですけども、いかにこの孤立の川を越えないようにするか。あるいは、越えかかってしまったとしても、あらためて、あなたがそこにいるんだというような、存在の承認、それが得られるような場づくり。そして、必要であれば、本当に困っていることについては、切り抜けるための手だて、その人本人が持っている力が発揮されていくまで、ずっと伴走し続けるといったような支援をしていらっしゃいます。



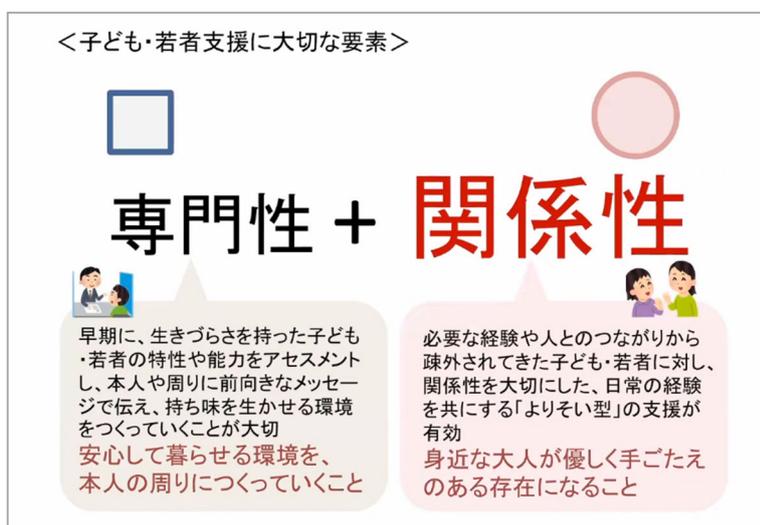
彼らの支援というものが、支援事業部の中で、「なんでも相談」、「居場所作り」、「仲間・役立ち」、そして「はたらき」という、4つのフェーズがあります。でも、これが必ずしも相談から始まるわけでもなくて、もしかすると、誰でも来られるような居場所に来たときのちょっとしたつぶやきから始まるかもしれないし、あるいは、さまざまな支援を必要としながらも、でも働くというところ

から相談につながるということもあるかもしれない、これも循環しているということになります。

この後は、特になんでも相談、居場所、仲間づくり、働きという4つの中で、一番左側の相談のところについて、子ども・若者総合相談センター、これは全国各地に存在しているのですが、特に39歳以下の子ども・若者に関わる相談に対応するというセンターの役割も担っていらっしゃいますので、そのセンターのあり方についてご紹介したいと思います。

こちらは、少し前のものですが、年間の子ども・若者総合相談センターへの相談者というのが、1,300人ぐらい。次の数字は、延べの相談件数で、現在は対面、電話、メールだけではなく、LINE相談であるとか、このコロナ禍でとりわけSNSによる相談対応などもしていらっしゃいます。

この相談への対応に当たって、連携する機関というのは、延べでは6,000件近く。そして、訪問支援、アウトリーチが3,000件ぐらい。この相談者の方々の支援に携わっているボランティアの方々というのが、600件以上ということになります。



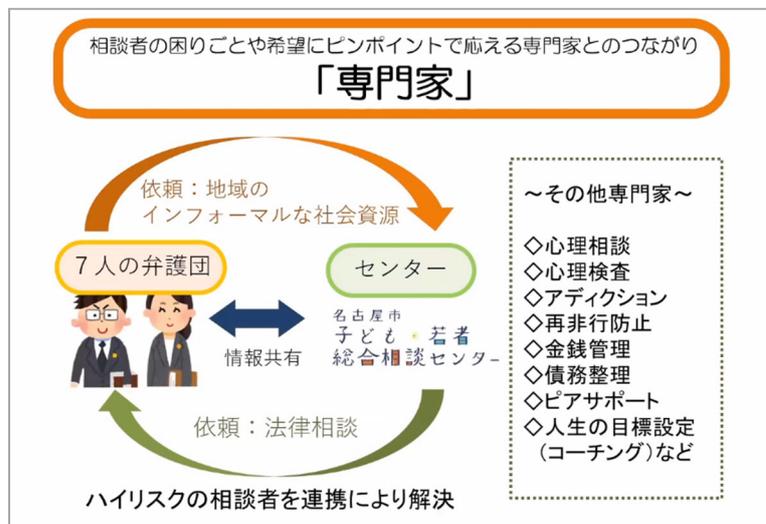
こういった相談支援というのが、こういった形で行われて、こういったことを重視して行われているのかということですが、2つのことをお話ししたいと思います。

左側は専門性です。それに加えて関係性、ご覧いただけるように、右側の関係性のほうが大きい文字で書いてあります。でも、左側の専門職による支援ももちろん重要です。この専門職に期待され

ることというのは、早期に生きづらさを持った子どもや若者の特性や能力をアセスメントして、本人や周りに前向きなメッセージを伝えて、一人ひとりの持ち味を生かせる環境をつくっていく。安心して暮らせる環境を周りにつくっていくということ。これは、本人が変わる必要があるんじゃないなくて、周りが変わっていくという環境づくりが、専門性の発揮の肝として記載されています。

でも、それよりとても大事になってくるのは関係性。これは専門職に期待されているんじゃないなくて、全ての人たちです。いろいろな、普通だったら当然経験するよね、というような、誕生日だったら祝ってもらおうとか、家族でごはんを食べに行こうとか、そういった経験すら疎外されてきたような子ども・若者に対して、日常の中で経験を共にするといったような寄り添い型の支援。つまりは、身近な大人がまさしく手応えのある存在になる。そんなことを大切にしたい支援が行われています。

さまざまな、ソーシャルワーカーだけではなく専門家、例えば、法律の専門家とか、経済に関わる専門家なども連携していますけれども、今日は特に、この非専門職、一般の市民の方々の関わりのうまさというところに焦点を当てて、この後ご紹介したいと思います。



先ほど、民間のボランティアの稼働件数が600件以上と申し上げましたが、特に、こちらの団体は寄り添いサポーターと称して、「友だち以上家族未満」の親密な他者として、ボランティアの方々を募集して、そして一定の育成をなさって、活躍の場をつくっていらっしゃいます。

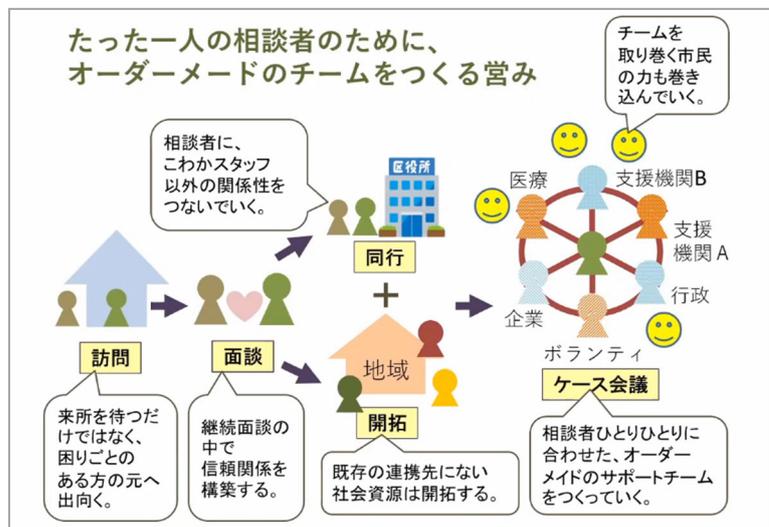
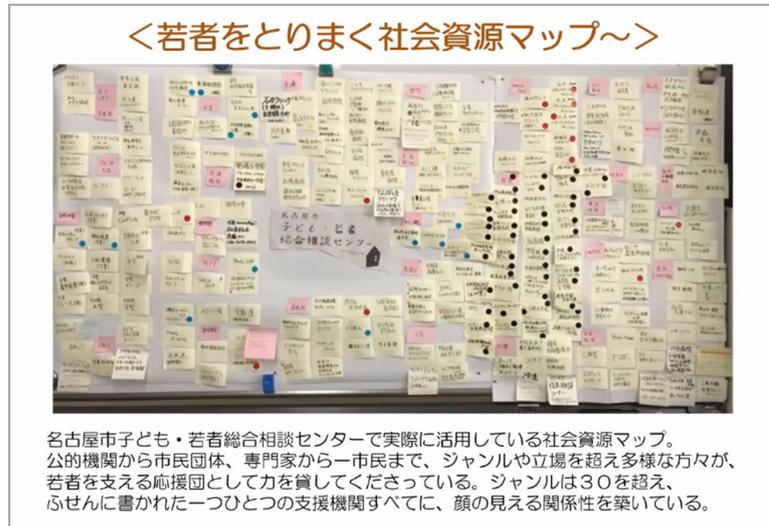
このボランティアの方々は、家庭訪問や同行支援などもなさいますけれども、おしゃべりや、あるいは、若者たちがやりたいというふうにおっしゃったこと、その活動を一緒に始めます。



いわば、相談者の希望に合わせているんなグループ活動、時にアニメだったりとか、時にイラストだったり、時に野球女子の会とか、時にモテる男子研究会とか、一人ひとりの相談者さんの得意とか、やりたいに合わせた個別の活動や場をオーダーメイドでつくっていくということを、寄り添いサポーターさんたちの積極的な関わりによって行っていらっしやいます。これが地域活動へと発展していくということになります。

併せて、これはたくさんの付箋が貼ってあるのですが、こちらのセンターが実際につながって、支援の中でも展開された社会資源のマップというものを、機関の名前ではなくて、人の名前、それも専門職や公的な機関だけではなくて、パン屋のおじちゃんとか、あるいは、火起こしが得意なおばちゃんとかというような一市民まで、具体的な人の名前、その人は何をしてくれる人なのか。そして、センターの誰がつながっているのか。どれぐらいつながっているのかという親密度ですね、つまり、どのようなつながり方をしていくと、その方の強みを気持ちよく生かしていただけるのかということ、見える化した社会資源マップなどもつくっていらっしやいます。

そういうわけで、一人ひとりの困り事を抱えた方々の周りにオーダーメイドのチームを、市民の方々を中心につくっていくということをやっていらっしやいます。



最後に、こういった日々の支援と重ねる形で、最初に少し触れました、「できることもちよりワークショップ」というワークショップも開発しておられますので、ざっとご紹介したいと思います。

これは彼らの地元、愛知県のみならず、全国各地でご相談に応じて展開されていますが、複数の困難を抱えて孤立している方々の事例を持ってきて、一人ひとりの方々が、できることを文字どおり、持ち寄るというワークショップです。

まず、それぞれのいろんな立場の参加者が、自分のできることを考えてみる。それぞれみんなができることを共有する。その上で、その事例の方の思いを中心にしながら、どんな人も孤立させない方法というのが、地域に必ずあるという手応えを体感するというワークショップになっています。

こういった形で、実際の支援、愛知県での支援だけではなく、地域資源の発掘を事前に準備して、当日のワークショップでできることを持ち寄って、そこからのリアルな連携をスタートするというような、市民のキャパシティを広げて発揮していくというようなナレッジを各地に展開することにもつなげていらっしゃるということで、事例とさせていただきます。

今の「できることもちよりワークショップ」については、国連でも紹介されて、英語でも紹介されていますので、ご覧いただければと思います。若干、長くなりましたが、終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

できることもちよりワークショップ

できることもちよりワークショップは、複数の困難を抱えて孤立している人の事例に対して、ひとりひとりの「できること」を「もちよる」ワークショップです。事例の方に対して、様々な立場の参加者が、まず自分のできることを考えてみる、という小さなアクションからスタートし、最後には全員が多様な「できること」を共有します。事例の方の思いを中心に据えて、各分野の専門家や一般市民が同じテーブルで対話することで「どんな人も孤立させない方法」が地域に必ずあるという手ごたえを、体感するためのワークショップです。





◇愛知県3地域×3回の開催 計86団体の参加
◇他都市（さいたま市、富山市、岐阜市、松本市、富山市、安城市など）でも複数開催
◇ワークショップマニュアルが、国連ホームページで紹介される

事前準備

地域資源の発掘

「出会う」「知り合う」

- 地域にどんな人たちがいるのかを知る
- ワークショップの参加依頼を通じて、
想いの共有をする

当日

ワークショップ

「できることをもちよる」

多様な技・スキル・ノウハウ・アイデアなど、
できることをもちよることで・・・

- ステップ① お互いのできることを認め合う
- ステップ② つながることのできることを考える
- ステップ③ それでも足りないことが何かを発見する

その後

チーム化

「リアルな連携をスタートする」

- 地域に合わせた、実行力と柔軟性のある
「誰も孤立させないチーム」を立ち上げる

Publication of the Kusanone Mutual Support Project (Japan)
The activity of Kusanone Mutual Support Project is one of the good examples of Community-based rehabilitation/community-based development in Japan. Their activity is very participatory. Please see below a summary of "The Pot Luck of What We Can Do Workshop Manual and Report of Building Up Project" produced jointly by Kusanone Mutual Support Project (General Incorporated Association) and NPO Support Net for Starting Small & Community Business in Nagoya, Japan. This publication highlights the outcome of research on social inclusion for isolated people, and the challenge to solve these issues in society.
http://www.dinf.ne.jp/doc/english_resource/index.html#

『孤立の川』とできることもちよりワークショップが国連で紹介される



(徐) 堀田先生ありがとうございました。それでは続いて、湯浅先生お願いいたします。

(湯浅) ありがとうございます。まさか、ここで草の根の話を書くとは思っていませんでしたが・・。

ちょっと簡単におさらいすると、日本の福祉、ないしソーシャルワークは長い歴史を持っています。主にその分野というのは、高齢と障害の分野で発展してきました。なんですが、日本社会は非常に変化が激しくて、これはもう中国、韓国も共通していると思いますが、やはり高度経済成長期の後に、大きな社会変容、特に、日本は1990年代のバブル崩壊以降、大きな社会変容を経験してきていまして、その中で、それまでのソーシャルワークの対象であった高齢、障害の人以外の人たち、それは子どもであり、若者であり、そして、本当に多様な日本語で「生きづらさを抱えた人たち」なんていう言い方もしたりするんですが、そうした人たちに社会課題が広がっていったという経緯があります。

では、高齢・障害のように、じゃあ、子どもソーシャルワーク、青年・若者ソーシャルワーク、生きづらさを抱えた人ソーシャルワークというふうに、分野を次々立ち上げていくことができるかという課題に直面したときに、それは費用的に考えても難しいし、問題のあり方を考えても難しいということになったわけです。問題のあり方を考えても難しいというのは、問題は複合的に絡み合っているからです。

そういう中で、2010年代に入ってから、生活困窮者自立支援法というのが作られました。その生活困窮者自立支援法というのは、高齢・障害にかかわらず、困難を抱える、主に低所得者が想定されていますけれども、それだけではなく、困難な課題を抱える人たちを丸ごと全てサポートしていこう、支援していこうという発想でできた法律です。

その背後にあったのは、さっき堀田さんが見せた最初のスライド。いろんな支援や制度からどうしても漏れてしまう人がいるという現実です。制度というのは、対象を定義しない限りつくれないものですから、制度をつくった途端に制度外が生まれます。全ての制度は、同時に制度外をつくっていくんですね。そういう中で、その制度外を包摂するようなものがないかという中で、生活困窮者自立支援法というのができたという経緯があります。

なんですが、それだけでも、やはり課題の解決には至らないんですね。それはなぜかというと、一つには、先ほど中国の方からだったでしょうか、お話がありましたが、ソーシャルワーカーの待遇面が、一般労働者に比べて日本でも低いことです。そういうような課題、そして国家財政が非常に危機的な状況にありますので、十分な制度の裏付けになる予算を確保できない。

そういう問題に加えて、なかなか福祉を超えられないという課題があります。この福祉を超えられないというのは何かというと、さまざまな専門職や、そこに参与してくれる人たち、そうした人たちが一生懸命頑張るといことは起こっているのですが、それが地域全体を巻き込む形にはならないということなんですね。

例えば、ここに就労困難なAさんがいます。この就労困難なAさんを福祉専門職や、その周辺の人たちが一生懸命サポートするんですが、この人の就労先を見つけようとなったときに、事業者の方がなかなか協力してくれない。その人がやっぱり福祉の中に入って来てくれない。逆に言うと、福祉がそこを超えられないというような課題が起こっています。

そういう中で、地域全体のエコシステムということを考えるときに、そこを乗り越えていくような仕掛けが必要で、そのための仕掛けになり得ると私自身が思っているのは、こども食堂の話だということで、先ほどその話をさせてもらいました。

こういうプロセスというのは、中国のことを私はあまり詳しく存じ上げないんですが、韓国でも同じような問題意識を持って進めてこられた、ただし、別のやり方で進めてこられたとい

うふうに認識しています。先ほど、2000年の国民生活基礎保障法の話がありました。そして、2007年の社会的企業育成法の話がありました。2000年の国民生活基礎保障法を作った時には、当時政策立案に関わっていたキム・スヒョンなどと、今、清華大学におられるようですが、彼らとよく話をしたものです。

そして、そこだけでは十分カバーできない領域、国民生活基礎保障法だけではカバーできない領域を、どう抱えていくか。韓国では、脆弱層、生活脆弱層と呼んでいましたけれども、そうした人たちの課題を社会的企業という方法を通じて対処していくんだと。それが、先ほどの社会経済の話にもつながっていくんだと思いますけれども、そういうふうな、流れを韓国は採った。

日本は、生活困窮者自立支援法から地域共生社会というふうにして、さまざまな制度に支えられない人たちのセーフティーネットを地域全体で行っていくというルートを探ろうとしているのですが、ただ、そこでまだ福祉が、福祉自身を超えられていない。多様な地域のアクターを巻き込めきれていないという課題があって、ここをどう乗り越えていくかというところに、今2021年の私たちの、この論点に関する問題意識があるということになると思います。とりあえず、以上です。

(徐) ありがとうございます、湯浅先生。では、続きまして、中国側からお願いしたいと思います。まずは、李先生からお願いします。

(李) はい。やはり深圳を例に取ってみたいと思います。

ソーシャルワークについて、全面的に発展をさせるためには、政府、そして外部からの支援が必要だということです。2007年にこのソーシャルワークについて、政府は政策面から整備を進め、政府以外ではガバナンス支援を行い、その結果、ガバナンスのレベルが上がりました。

2007年にある政策が出されましたけれども、それを契機としまして、基本的な政策が出されたわけです。そして、全国において市のレベルでも政策を整備されていきました。

また、深圳市に塩田区というところがありますが、そこで2008年からソーシャルワーカーの賃金上げなどの待遇の大幅な改善が実現されていきました。ただ一方で、ソーシャルワークの組織でさまざまな問題を抱えておりまして、例えば、専門性を上げる必要があるなど、検討を要する案件がたくさんあります。

先ほど申し上げましたが、より優秀な人に来ていただくために、最低賃金を年収26万元としたり。ソーシャルワークの分野ごとの専門性の向上でありますとか、あとは困難地域の支援など、さまざまな政策が出されたのです。

2018年は不景気の年だったのですが、深圳の市政部で、このソーシャルワーカーに関する新しい政策が出され、賃金上げなどが盛り込まれていました。

また、政府の調達でありますとか、あとは予算の増加、あるいは、マネジメントでテコ入れを図るということになりました。ということで、少しずつ政策の精度がよくなってきており、内容の強化が図られていきます。また、ソーシャルワーク組織のガバナンスのレベルも上がってきております。

また、ソーシャルワーク組織は自力で発展していくということだけではなく、例えば、コミュニティの支援も必要であります。または、企業でありますとか、あとは政府とか、さまざまなプレーヤーが参加をするということが必要になります。つまり、その地方の共同体をつくるということ、これが大事になってきます。

ですので、このために、中国におけるソーシャルワークのロードマップを作成して方向性を定めています。この中には、運営でありますとか、ガバナンスをよくしていこうという動きが含まれています。深圳においても、ソーシャルワーカーに関する政策やソーシャルワーク組織のあり方、改善を進めております。

例えば、何もしていないわけにはいきませんので、プランニングや将来のビジョンなどを検討するなどして、一つのモデルとしてつくっていく。また、ニーズを洗い出す。そのための調査をする。そして投資をする。そして、成果や効果をしっかりと分析するのです。このような繰り返して、プランニングの質、そして実際の運営、サービス活動などのレベルが着実に上がってきております。

また、規範化を進めることで、組織体制が整いつつあります。現在、広州のほうでもいろいろな取り組みがあります。また、サービスのリーダー、マネジメントのリーダー、さまざまな仕事を担う方がいます。また、その財務・会計を担当する人もいます。こういった一つの組織としてのさまざまな人材をそろえていくということも必要になってきます。

また、ソーシャルワークを支えてくださるボランティアの方々、外部の方々にも参加していただくわけです。そうなりますと、マネジメントの中にこういったことを織り込んでいく必要性も出てくるわけです。

また、人的資源の管理、人材の管理ですね。例えば、募集であるとか、育成であるとか、どのように研修をするかなど。そして、その中にもプランニングは必要です。また、一人ひとりの人材に、どのように成長していただくかということもあります。そういったマネジメントも必要になってきます。また、役割分担を最適化していく必要もあります。この中で財務、すなわち、資金の管理も必要になってきます。こういうところを全て、規範化していく必要があります。

現在、深圳ではオープンで透明性の高い仕組みをつくり、年度計画を立て、こういった情報を全て公開しています。地域でどのようなサービスを提供し活動を行っているか、これを監督していただくわけですね。非常に厳しく監督をする、管理をする。何か問題があれば、通報する、報告をすることもできるようになります。ですので、財務面でどのように透明性を確保するかということにも力を入れているわけです。

現在は、財務管理の質もよくなってきています。また、ソーシャルサービスの質や効果をどのようにして担保していくかということもあります。例えば、認証制度、あとは基準、そういったものを整えていく必要があるのです。

また、さまざまなプロジェクトを広報していく必要があるのですが、この広報、広告、宣伝、などにも力を入れていかなければなりません。ですので、この中でソーシャルワークの影響力や知名度を高めていくということも必要になってくるわけです。一般の方々や政府などにソーシャルワークによる成果や効果などをアピールする必要もありますが、その辺りも整えられていっています。

また、イノベーション、革新ですね。ソーシャルワーク組織が何をしているかが分からないと困りますね。やはりブランド力を高めていく、知名度を高めていくということも必要です。どのようなサービスを提供しているか、そのサービスはどのような内容なのか。そして、専門性の向上、制度環境の充実、さらにはサービスの細分化など、こういったことも大事になってきます。こういったイノベーションも必要なのです。

また、持続可能な組織運営、企業等からのサポートでありますとか、さまざまなサービスを提供するための商品開発も必要になっていきます。また、サービス提供による成果や効果を評

価値することも重要です。例えば、子どもの安全を守るためのサービスを提供した結果について分析するということですね。そして、国の重大なプロジェクトに貢献することも大事であり、いろいろなところにイノベーションの機会があります。

例えば、湖南省の貧困地域では、ソーシャルワークの一つのプロジェクトとして、草の根として支援をしました。また、広西自治区や新疆ウイグル自治区の貧困地域などでも、このような支援活動を行ってきました。これは貧困扶助という角度で支援を行っているわけなのですが、サービスステーションを設けて、多くの人を送りました。50万ほどが対象となる政府の貧困対策にも資金を送りしており、また、社会的なインフラ構築への支援も行ってきました。

さまざまなリスクもあります。例えば、資金の調達源があまり豊富ではないという点ですが、なかなかプレッシャーの多い部分ですね。また、大きな組織になっていきますと、さまざまな課題が出てくるわけですが、そうすると改善が必要な部分がたくさん出てくるわけです。

あとは、サービスのリストを作り、すみ分けをしていく。つまり、民間が担う専門的なサービスと、行政によるサービスとで、すみ分けを行う必要があります。

また、大きな改革の流れというものをしっかりと明らかにしていく必要があります。この大きな背景の中で、ソーシャルワークの支援をどのように果たしていくか。この中でやはり人材の育成、そして専門性の向上、またバランスをどう図るか。政府の調達がありますけれども、民政のサービスとの二重体制のバランスを取っていくということが必要になります。こういったところが課題になってきています。新しい時代に合わせて、サービスの内容を変え、専門性を高めていくわけですがけれども、こうやって組織基盤の増強を図っていく必要があります。

例えば、世の中には困っている子どもたちがたくさんいます。それぞれの組織でそういった子どもを救うためにさまざまな対策を採られていると思います。あとは、高齢者向けの支援サービス、家庭向けのサービス、あるいは弱者に対する最低保障型のサービスなどを提供するための、さまざまな支援センターが設置されています。

そういった支援センターは、他には代替することのできないような専門性を持っていて、一番難しい問題、大きな課題をソーシャルワークの取り組みで解決する。そのような高度な取り組みを行っている優秀な機関が多くみられます。

活動資金の問題も大きいのですが、例えば、慈善会や基金会から資金を調達する方法もあると思います。また、人材育成のための資金も必要になります。資金調達が、単一のルートではなく、複数のルートを確保しておくとなかなか効果的な資金調達ができるということもあります。そのために地域の強みを生かしていく。例えば、どのような基金会による慈善活動など様々なものを、子どもの生存空間、社会のイノベーションなどにどう生かしていくか。

また、高齢者向けのサービスに関しては、制度が整備されていない地域もありますが、ある拠点では、現在、努力しているところですね。

また、ソーシャルワークには、多くの従事者が必要です。人材には政府、人民代表などもおり、そういったところから吸い上げていただいて、政府の調達などにもさらに力を入れていただく。そうなりますと、事業として成り立つようになってくるわけですね。以上が深圳の現在の状況であります。

(徐) 李先生ありがとうございました。それでは、関先生のほうからもお願いしたいと思います。

(関) はい、ありがとうございます。

先ほどは組織づくりについてお話をしましたけれども、ここからは、実際の中で、ソーシャルワークの事業をどのように進めてきたかについてお話しします。

先ほど、李先生からもご紹介がありましたが、私たちは広州のほうで事業を展開しております。広州のソーシャルワーク組織の数はどんどん増えており、現在は約 400 近くになっております。このような状況下で多くの課題も生まれております。

もちろん公益サービスではありますが、相互の競争関係も存在します。ですので、この組織を増やしていくだけでは、なかなか課題は解決できません。どのように整理をするかということです。今後どのように進めていくか、いくつかの角度があります。次のような取り組みがあります。

非常に効果的だと思う解決策の一つとして、ソーシャルワークを担う組織と他の業界や組織との連携があります。あとは、政府調達ですとか、この辺りはうまくいっているところでもあります。とりわけ、広州市においては、医療関係のソーシャルワークでは、基金会と病院の連携がとてもうまくいっており、素晴らしい協力関係が築かれており、数千人に対して支援が行われています。家族向けのサービスについても、慈善活動とソーシャルワークの連携により、非常に大きな役割を果たしています。

2つ目ですが、ソーシャルワークには 10 余りの分野があります。この分野の中で、ソーシャルワーク組織でコアコンピタンスをどのように養っていくかということも課題となっております。つまり、専門化を図る、そして精度を上げる、細分化をするということですね。

例えば、医療機関には専門的な部門があります。つまり、実際に専門的なサービスを提供するための体制を整えているわけです。ここ数年のことなんですけど、全体の中においても、このようなソーシャルワーク組織が、さまざまな分野において、例えば、ヘルスケアでありますとか、あるいは高齢者向け、若者向けサービスなど、さまざまな分野に重点化した、つまり専門分野に特化した事業を行っています。こういった点で非常にレベルアップをしていると思います。

3つ目ですが、先ほど、李先生のほうからも言及されましたが、発展モデルの変化のところで深圳と広州は似たところがあります。ソーシャルワークの面で、さまざまな発展モデルが示されており、イノベーション、改革が行われてきています。モデルや取り組みがどんどん変わってきており、改善されてきているわけです。

例えば、自閉症の子ども向けの支援ですが、そういったサービスの専門機関があります。また、収入が低い家庭、つまり都市部の平均収入に達していない、例えば、1 万円に達していないところが、数千から 1 万世帯ほどあるといわれています。政府からの支援は受けられないといった方がいます。ですので、政府の支援を受けていない家庭に対して、ここ数年にわたり支援を続けてきました。つまり、市町村単位の政府と慈善団体とで連携をしまして、社会的企業の形態で事業を試みました。

4つ目は標準化です。地元のソーシャルワークには、十数年のちょっとした歴史がありまして、さまざまな事例やノウハウなどが蓄積されています。

それに加えまして、現地化も必要な要素となっており、この部分においては、さまざまな努力をしてきています。例えば、サービスごとの、専門分野ごとの基準をつくってきました。現在、検討していることとしましては、組織としての基準ですが、規範化、専門化、標準化といったところを今後進めていきたいと考えています。これが 4 番目になります。

そして、5 番目ですが、政策との連携をさらに進めていきます。政府との協力、より細かく、

そしてよりスムーズな役割分担が必要になってきます。そして、政府調達のところの協力関係を円滑にしていく努力も並行して進め、一つのモデルをつくりました。

もう一つですが、政府との連携において、例えば、人民代表大会などの場で政策提言をしていくということです。そういった政策討論の場に声を吸い上げていただくということです。ここ数年、政策提言の面でも非常に努力をしてきました。

そして現在、直面しているいくつかの課題についてもお話ししたいと思います。簡単に3つお話しします。

まずは、トップダウンモデルです。トップダウンデザインについては、まだ、制約があります。先ほどもお話をしましたが、国レベルの政策があります。しかし、ミクロになりますと、例えばいくつかの分野では、政策がまだ十分ではなかったりします。ですので、政策面ではさらなる強化が必要になってくるので、そこで政府がイニシアチブをとっていただく必要性が出てきます。

2つ目は、現在直面している資金の問題です。活動資金の確保が難しいということで、社会的企業の取り組みも必要になってきます。とはいえ、やはり資金源が広がらないということが実際問題としてあります。これが2つ目の課題となっています。

そして3つ目はソーシャルワーカーとしての人材の確保とそのレベルです。人材のレベルは、なかなか上がってきていません。といいますのは、まず待遇が低いということがあります。先ほど李先生からもお話がありましたけれども、深圳は、かなりこの辺は頑張っており、平均年収26万元となっています。そうなりますと、深圳は非常に進んでいます。広州市のほうでも今検討しているところです。ただ、そのコストをどうするかという問題もあり、そこは政府調達によって、そのコストを賄えるのか。ということで、今検討を進めています。

また社会的企業ですね。こういった取り組みも必要になります。こういったさまざまな機関との連携の中で、ソーシャルワーカーに、例えばキャリアアップのためのチャンス、あるいは、待遇の向上といったことを提供していかないといけません。こういったところが、現在の課題となっているのです。ありがとうございました。

(徐) ありがとうございました、関先生。

それでは続きまして、韓国のお二方をお願いしたいと思います。まずは、鄭先生お願いいたします。鄭先生、いらっしゃいますでしょうか。

(鄭鍾) はい。韓国の鄭鍾和です。

テーマ2についてお話し申し上げます。韓国には、民間団体と関連した支援、そして社会福祉サービスと関連したさまざまな制度と法律があります。全体的に見ますと、3つに分けてお話しすることができますと思います。

まず1つ目、民間団体を支援するときに、民間団体支援についての法律がありますけれども、民間団体支援に関する法律は、政府が基本的な法律を制定し、各地方自治体の団体が民間団体を支援するようにしています。

この3つの範ちゅうは次の通りです。1つ目はNGO団体、そしてNPO団体、それから法定団体というふうに区分することはできます。NGOは非営利政府機構で、政府に代わって民間団体が、海外に開発援助に関連した業務を実質的に行う団体です。NGO団体は各法律に基づいて、社団法人または財団法人があります。NGO団体である非営利組織は、ほとんど海外の援助というのを基本としておりますが、海外援助だけではなく、地域社会の児童だとか、老

人のための団体もあります。

法定団体は、社会福祉の団体です。社会福祉団体は、代表的な社会福祉協議会のような公益性を帯びた団体となります。これは社会福祉を、法的な活動として行い、公共の目的のために推進している団体、全国的な団体ということを示します。つまり、韓国においては、社会福祉協議会を民間の法定団体として規定しております。公益団体として、認めています。

3つ目、民間 NPO と関連したものです。この NPO と関連したものは、韓国では多くの部分を占めています。Nonprofit Organization という非営利民間団体となります。法律だとか、規制だとかにこだわらず、自由な非営利民間活動を推進できるという利点があります。韓国の社会において NPO 団体を支援するときに、中央政府の支援よりは、地方自治体の団体が条例だとか、独自の支援、そういった方法で支援をするということを前提としています。

NGO、NPO、法定団体はさまざまな法律において規定されており、関連法規の中では、基本法だとか、個別法、社会福祉と関連した対象別に法律が規定されています。

例えば、障害者と関連した団体における障害者関連の部分は、障害者福祉法に関する法律で規定しており、老人は老人福祉法において規定しております。児童に関する団体については、児童福祉法で支援をしています。その他、さまざまな分野のさまざまな規定で民間団体を支援しています。

民間団体を支援するときに、人件費、事業費を全国単位で支援しているんですけども、人件費、事業費は政府の基準なので、全国的な事業を遂行するときにこのような基準に当てはまることとなります。このような基準は、全国的な団体の場合にのみ当たります。NPO のように初期の場合は、自発的かつ、自由な活動を行うときは、地方自治体団体の条例だとか、地方自治体団体の民間団体支援に関連する支援金によって支援されております。

社会福祉のモデルとして、先ほど先生がお話しされましたけれども、韓国の社会において社会福祉協議会は、民・官の公共の目的のために組織された団体です。また、韓国には社会保障協議会という団体があります。社会保障協議会の方は、民・官の協力団体ではありますが、政府主導の性格が強く、民間による社会福祉の活動を促進し、支援し、育成するために設立されました。社会福祉協議会の方は、民間主導の役割を担っている全国団体です。

また、民間活動を支援するために、どのような制度があるかについてお話しします。韓国は社会福祉サービスと関連したさまざまな機関、団体、施設、そして社会福祉と関連した NGO 団体等、多くの組織、種々の活動があります。このような社会福祉関連の民間活動を支援するために、社会福祉士教育のための補習計画が定期的にあります。社会福祉の専門性に対する民間支援、民間レベルの支援で、補習計画というのと関連した制度、支援金をこちらから支援しています。

政府の民間団体の育成において、とても大事な部分が、社会福祉専門の人材・マンパワーとなります。それからボランティアと関連した部分として、ボランティアの活動基本法第7条は、ボランティア活動の範囲を15で分けています。15番目が公益活動についての支援です。ボランティア活動の促進基本法は、ボランティア活動と関連した活動を、民間と協力して、民間のレベルで政府はこれを促進し、支援できるようにしています。

ここで大事なことは、社会福祉とボランティア、市民団体の協力です。民間活動を促進するためには、市民活動の自主的な活動を支援し、福祉サービス分野のみならず、民間と協力する協力モデルを共生できるようにすること、これが大事だと思っています。

ボランティアの範囲が最近になっては、政治の分野を除く、ほとんど民間活動の軸となります。制度化する前には、ボランティア活動なしでは、社会福祉の活動は不可能であるといわれ

ましたけれども、最近、社会福祉が制度化し、社会福祉がきめ細かいネットワークを構築し、政府がこのサービスを支援しているため、ボランティアの活動は少しずつ萎縮しているということも事実です。すなわち、無料ボランティア活動を継続していた市民は、有料ボランティアという新しい概念をつくりだしました。こういった風潮は、韓国に新たなトレンドとして拡大している状況です。

このような状況において、民間活動を支援するために、政府の活動、民間の活動をどのようにコーディネートし、また、民間の活動を支援するかということ、これはとても重要な部分です。

最後に民間の活動の支援においての問題点について、いくつかお話し申し上げます。韓国は2000年代まで民間活動に対して、さまざまな支援を行い、さまざまな民間活動の範囲が広がっていったということも事実です。民間活動の範囲の判断が問題となって、民間活動の登録についての資格審査を強化してきたりもしました。

代表的な事例としては、ソウル市の場合、民間活動、つまりNPOを登録するために、一定期間活動実績を要求しています。一定期間、一定活動の実績を要求しているというのが一般化しています。

ソウル市の事例を今お話申し上げたのですが、ソウル市の場合は、法人格を持っている団体、法人格を持っていない場合は、民間活動の支援に対しての登録を公的にその市に登録し、活動の審査、評価の制度を導入して、これを支援している状況です。登録さえすれば、民間活動団体としての活動ができるという既存の制度から少しずつ規制を強化している理由は、民間活動についての地方自治体の支援、予算の支援がなされているからです。

国庫の補助金を支援していますが、民間活動を支援するためには、公益活動がまず前提とならなければなりません。市民社会活動を積極的に支援するという原則には、政府の見解に違いはないのですが、民間活動の目的に見合った活動をし、民間活動が市民と共に公益の目的を果たすときにこれを支援する、これが統一性があるということです。ここで大事なことは、公共の目的を追求するというのが民間活動だということです。

また、課題として現れるのは、民間活動の問題において、財政的な支援、人件費だとか事業費についての部分的な支援、これが安定的かつ、持続的に支援されなければならないのですが、実質的には政府の、または地方自治体の団体の評価によって左右されてしまうということです。つまり、市民活動をより積極的かつ究極的にするためには、民間活動が国家と地方自治体団体との共生するためには、ボランティア・民間活動を促進し、支援できる市民レベルの努力、制度の改善が必要かと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、社会福祉の制度標準化と、基本的な社会福祉の制度においての民間活動をどのように促進し、支援するかということについては、国の社会福祉についての全体的な国の方向性とも密接な関係があります。つまり、これから中国、韓国、日本がこのような市民レベルの民間活動、制度化された情報、また標準化過程、それを一緒に考えながら共生できる方法を見つけることがとても大事だと思います。以上で終わります。

(徐) ありがとうございます、鄭先生。それでは、陳先生のほうからもお願いします。

(陳) 私は先ほど、社会的経済について申し上げました。続きまして、社会的経済の組織がどのように社会的価値を創出するのかについて、プロセスとの関連を共有したいと思います。

社会的経済組織が、その価値を創出するプロセスは5つございます。

まず1つ目は、社会組織が社会で解決すべき 이슈にまずぶち当たります。高齢化の問題、環境問題、ケアの問題等々、イシューの何か一つにぶつかり、そして、そのイシューを解決するためにミッションを設定する。そのミッションは、社会的経済組織が定めたミッションというのは、何か外部の環境、内部で問題があったとしても、変化をしない、そういったものです。

その次のプロセスとしては、組織の中には、民主的な意思疎通、民主的な構造を持っています。非常に垂直的な関係の中で物事に早く対処したり、あるいは、スピード転換をしたりするのは難しいのですが、社会的経済組織というのは、意思決定の構造が非常に水平な構造を持っているという特徴があります。

そして、ネットワークやパートナーシップが、極めて豊かになされていることです。社会的経済は、市場、国と一緒にインボルブされたものですので、地域社会や企業と連携して、非常にさまざまなネットワークが形成されています。

先ほど、中国の趙先生が、中国の児童福祉について、業務メカニズムについて言及された際に、社会一体という表現を使われました。社会と地域、家庭が、つながりをもって児童を見るように、社会的経済も、非常に多様なネットワークやパートナーシップをつくりあげて、そして社会的価値をつくりあげています。

そしてまた、こうした組織は、人間の正義によって、あるいは持続可能な環境のための活動によって、そちらの方向性で活動を展開していきます。もし、社会的企業が労働者を搾取したら、それは社会的企業ではありません。あるいは、何か村の事業をつくったんだけど、住民を差別していれば、それは社会的企業とは言いません。人間の正義や持続可能な環境をケアしてこそ、その展開を通じて、社会的価値を創出するということです。

よって、このように5つの社会的イシュー、そしてミッションを設定して、意思疎通の構造であるとか、民主的な意思決定を持っているネットワークやパートナーシップをなせば、人間の正義や持続可能な環境のほうに活動を展開していくことで、社会的価値を創出するという方向を見てきましたので、私が共有したこのプロセスについて、皆さまに共有をさせていただきました。私の時間はこの程度にさせていただきたいと思います。以上です。

(徐) ありがとうございます、陳先生。

4.3 質疑応答・総合討論

(徐) それでは、次のセッションに入りたいと思います。総合討論と質疑の部分です。今回、ご参加いただいています皆さまで、午後の討論に関しまして、何かご質問等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

(LIU XiaoHe) 徐先生、ありがとうございます。

本日ご参加の皆さま、何かご質問がありましたら、チャットのほうにお寄せいただけますでしょうか。こちらで読み上げさせていただきます。

まず、1つ目の質問をご紹介します。これは韓国側への質問です。

お話は、非常に参考になりました。そこでもう少し詳しくお聞きしたいのですが、中国、韓国のソーシャルワーカー、そして、先ほど堀田先生からも日本の状況についてお話がありましたが、やはり専門家の供給や規範化といったことが話題となりました。

その中で、多くの方々からも言及がありましたが、資格試験や専門的な研修が必要になってきます。学校や研修では理論を学びますが、実際の実務に入ったときに、やはり現実は違うなということがあります。ですので、一流の大学で、基礎の理論を教えているのですが、実践の基盤がないという問題があります。実際に実務に入ったところでギャップが生じるということですね。

ですので、この理論の基盤に加えて実際の現場では、実践の経験のある方が望まれるわけですね。こういったところは、他の労働市場ではあまり起きないことですが、このソーシャルワークには、こういった問題があります。

韓国の大学では、実際の実務と理論の距離を縮めるためにどういったことをされているかお聞きしたいのですが。

(郑) 韓国においては、今ご指摘くださった部分、私も 100 パーセント同意します。韓国が 70 年間こうした制度、そして社会福祉教育の課程、そして現場においての問題点を考えてきた問題を今ご指摘くださいました。

アメリカの社会福祉の教育課程を見ますと、ほぼ 600 時間の実習をしています。そして、隣国のシンガポールも 400 時間ほどの実習時間があります。ところが、韓国と日本はそれに比べますと、非常に少ない実習時間になっています。時間で言いますと、160 時間程度、これも 2020 年に改正されたもので、その前は 120 時間のみ実習するというふうになっていました。これは 1 カ月程度の時間になります。

従いまして、アメリカやシンガポール、そういったさまざまな国のように、実習中心の、実技中心の教育課程がなされていないということについて、私は非常に反省をいたしました。私が韓国の社会福祉教育協議会の会長として 5 年間在籍しておりましたけれども、この問題を改善するために 360 時間ほどにしなければならないということで努力しましたが、そうやって決めたにもかかわらず、現場では既得権の勢力が非常に強いので、その壁を破ることができず、まず、120 から 160 時間にいったん増やすということにとどまりました。これは日本の制度も同じような歩みを歩んでいるというふうに理解しています。

現在、日本もシンガポールに比べると非常に短い実習時間になってしまっていて、韓国よりは多いのですが、非常に少ない状況です。そうした課題を日本と韓国が同じように抱えていると思

います。よって、われわれが実質的に、現場中心の社会福祉教育課程を運営することが必要です。

資格制度の厳格性、オンライン教育であるとか、単位制によって、社会福祉士の資格を与えることもあるでしょう。中国は1級から9級までであるというお話でしたけれども、韓国では1級から3級まで。日本の場合は、1つの国家試験に受かった人だけに資格が与えられるということになっております。

日本とアメリカの場合は、アメリカはまた制度が違いますけれども、実習ですとか、理論教育においても非常に充実していますし、日本の資格制度では、社会福祉士の資格は1種類のみですので、韓国よりもはるかに国家試験が難しいですし、韓国も1年で3万人ほどが受験しておりますけれども、合格率は20%から30%の間となっております。

しかし、社会福祉サービスを受ける人が急増しているこの現状において、実習をより充実させたほうが、クオリティー面でも、現状の問題でも解決できると思っています。ご指摘いただいた点、私も共感しております。ありがとうございます。

(LIU XiaoHe) ありがとうございます。郑先生からお答えいただきました。

チャットのほうに他にも質問が来ております。

中国側からの質問です。専門家の先生にお答えいただきたいということです。どなたからお答えいただきましょうか。

質問です。現在、中国のソーシャルワークは、政府の調達が多いです。そして、サービスは、政府のほうでやってもらいたいようなサービスが多いのです。ただ、これは解決にはつながらないということがあります。

サービスが政府にやって貰いたいところに偏っているので、実際にこのガバナンスや、社会問題を解決するために、ソーシャルワーク組織はどのように協力すべきなのでしょう。

日本のシステムにおいては、非常に偏りが多いということですが、日韓のお三方からお答えいただきたいと思いますが。

(郑鄭) はい。では、私が追加で申し上げます。

先ほど、私が発表でも討論でも申し上げましたように、民間と政府、地方自治体の協力が非常に重要ですが、最近では2つの協力モデルを見ることができます。

1つは、社会保障協議体に関する部分です。こちらは、社会保障基本法が改正されまして、各道という非常に小さな自治体ですね、一番小さな単位の自治体になりますが、そういった行政機構において、社会保障協議体が社会福祉に関する業務をしていて、その道という一番小さな単位における協議体が、いわば民間活動の中心的な部分を占めています。ですので、大半は、民間の人たち・市民が参加をしていて、委員として活動しています。

例えば、政府ではできない、地方自治体ではできない、支援、後援、低所得者層へのサポート、あるいは、食事が十分に取れない子どもたちにお弁当を配達するなどを行っています。社会福祉機関でもありますが、その小さな自治体レベル、町内会といってもいいかもしれません。そういったところのサービスもなされています。

次は事例に関する部分です。中国でも制度化されたとおっしゃいましたが、ケースマネジメント、ケアマネジメントというものがあります。こちらは統合事例というものですが、制度化された後に、民と官が協力をして、民間の福祉館の管理士・事例管理士の職員や、あるいは、町内会のような小さな単位で働いている社会福祉の公務員・社会福祉公務員が協業して、

コラボをして、地域社会の住民の困り事を一緒に協力共生モデルとしてやっている。この2つを申し上げることができると思います。

(陳) はい、私も補足の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

今回は、高齢化の問題、若者の問題、環境の問題をはじめとして、相次ぐ災害ですとか、それに加えて、非常に急速度で進む技術革新等によって、今われわれの社会は非常に大きな転換の岐路に立っています。

こうした複雑な社会の現場において、国だけで社会問題を解決することはできず、市場だけが解決できるわけでもなく、市民社会だけで解決できるわけでもないのが、社会、国、そして企業もお互いが協力をし合う、そういった方向性へと流れています。

特に今、韓国社会では、どのようにすれば地域を活用できるのか、生かすことができるのか。政府において代案を考えたり、代替案を出したりしていますが、近接する小さな都市、農村を連結する、つなぐ、そして発達をさせるといったアイデアを持っています。ですので、言い換えますと、中国はその特徴上、国で社会福祉を担っていると思いますが、中国もまた複雑な、同じような世代を生きる国として、韓国や日本のように、非常に複合的で、そして多次的な、さまざまな協業モデルというものをつくってこそ、社会問題を解決することができるのではないかと。そのように考えます。

(湯浅) じゃあ、続いて日本からも。

本来、行政がやるべきことを民間にやらされているというような批判は、日本でもあります。日本にも、福祉分野におけるアクターは、社会福祉法人。これは社会福祉法というものに根拠を持つ法人で、そこが例えば高齢者の施設や、障害者の施設などを中心的に運営している主体です。そして、もう一つ、NPO。福祉分野におけるNPOというものがあります。

まず、社会福祉法人においては、やはり高齢の制度、あるいは、障害の制度に基づいた施設運営、サービス運営をしている関係で、制度の限界が自分たちの限界ということになりやすいのです。そうであるがゆえに、そこにはまらない課題、そこに収まりきれない課題に対して、十分にリーチできないという課題があります。

NPO に関しては、行政からの委託という形で、行政のサービスを、悪く言うと下請け、行政のアウトソーシングに使われているというような側面があります。

こうした課題について、今、どんなことが行われているかということですが、一つは、制度そのものを変えていくということが一つです。2019年に社会福祉法が改正されて、制度の狭間にあるような課題を、社会福祉法人等ができるように制度的に改正されました。現場は、じゃあ、これに即応して、ものすごく今動いているかという、まだ2年しかたっていないので、これからという感じですけども、制度的な改定が一定行われているというところが一つ。

あと、もう一つは、先ほども韓国の方から出ていましたけれども、やはり資金面における財源調達の多様化、これが社会福祉法人においても、NPO においても、重要な課題ということで認識されています。

行政からの資金だけに依存していると、やはり行政の制度の限界が自分たちの限界になってしまいますから、そうではなく、民間資金の調達。これは本当にクラウドファンディングとか、最近とみに多様化されています。

日本においては、日本はもう既に多死社会に入っていますので、遺贈ですね。亡くなる方の

遺産が寄附に回るというものを遺贈というんですけれども、そうした分野などで資金調達の多様化ということが課題視されています。

一般的にいわれる理想としては、3分の1が会費などによるメンバーシップからの収入、3分の1が民間からのさまざまな資金調達、3分の1が委託事業による行政からのお金、これぐらいのバランスでないと、健全でかつ、自立的な運営はできないんじゃないか、みたいなことをいわれていますし、私もそう思うところはあります。

私も今、NPOを主催していますが、やはり95%は民間からの寄附等で回してしまっていて、やはりそういうところがあって、行政に対しても自立的、かつ対等に関われる、関係が持てるというような意識はやっぱりあるなというふうに感じます。以上です。

(LIU XiaoHe) 韓国、日本のお三方のお答え、ありがとうございます。

先ほどの説明不足で、1人にお答えいただく予定でしたが、3名が全員お答えいただいたので、ちょっと時間がいっぱいになりました。なので、次のパートに入らせていただきたいと思います。

(李) 中国から参加の先生から、先ほどの問題について、どうしても補足をしたいということでした。

これは、質問の中で、中国では、政府が調達をするために政府が問題を発見して、つまり、社会組織が問題を発見して解決するのではなく、政府の指示によって行動しているのではないかということについて、この先生は、実際はそうではなく、各社会団体が調査報告書を提出し、そこにどのような問題点があるのかということ指摘して、政府が、では、この問題を解決しましょうということで調達をするわけです。なので、完全に政府が上から決めているというわけではありません。

ただ、もちろん、政府の調達ということで、完全に行政に附属されるサービスになってしまったというものもありますが、しかし、やはり大多数は、問題を調査してから政府からの要請で、このサービスを提供していると思います。

また、深圳についての事例ですが、政府の調達の対象となったソーシャル活動は、全て第三者機関からの監査を受けることになっています。なので、このような形で、中国の制度も少しずつ改善されているということも補足させていただければと思います。

これはチャットの画面にも書いてあったご質問のところ、少し理解に食い違いがあるのではないかということで、私が深圳の事例を基に補足をさせていただいたわけです。

繰り返しますが、今の中国の政府調達というのは、監査をすることが必要ですので、制度的にも改善されつつあるということです。補足は以上です。

(馬) すいません。じゃあ、李先生からの補足がありましたので、私からさらにご質問します。李先生に伺います。

現在の政府、企業と社会、この三者の協力関係、あるいは、この距離感、このことについて、ぜひとも理論的な面からご確認したいと思います。このソーシャルワークというのは、果たして、政府の権限のほうが大きいのでしょうか。それとも、民間のほうに重心を置くべきでしょうか。今、中国では、報告があるとしても、大多数は政府の調達によって行われており、その結果、これによって実質、政府の支出の増加、さらに行政のポストが増えているということにもなっていますが、これについていかがお考えでしょうか。

(李) それについてですが、確かに一部そうなっているところもあります。政府が調達した結果、行政のポストが増えてしまっている。しかし、深圳においては、政府の調達後、あるいは、監査した後に、やはりこれは民間に任せたほうがよいと、この辺りは全部、NPO や専門団体に委託して、もともとここを担当していた公務員のポストを撤廃するというようなこともあります。なので、私としては、ポストが増えている一部の事例もありますが、やはりポストを撤廃した、なくしたというのも多数ありますので、これは政府の調達によって、行政の範囲がむしろ広がったというわけではないと、私は思います。

そして、深圳市の調達ですけれども、通常、2種類に分けてあります。1種類は、どうしても、行政の運営上必要なサービス。こういったものを行政の延長、公務員の延長というようなポストになります。しかし、もう一つが、いわゆるこのソーシャルワーカーについて、また社会福祉にかかる支援なんですね。

なので、中国は今、行政の簡略化を進めておりますので、むしろ、こうした政府調達を増やすことで、逆に行政のほうは、ポストが減り、そして組織もシンプルになってきたという状況だと思います。

(関) 分かりました。ありがとうございます。

(LIU XiaoHe) 李先生、そして馬先生の補足、ありがとうございました。

5. 感謝状授与

(徐) では、これより次のパート、謝辞の読み上げに入りたいと思います。謝辞は馬先生よりお願いいたします。

(馬) この東アジア市民社会フォーラムというのは、中国国際民間組織協力促進会、韓国のボランティアフォーラム、そして、日本の公益財団法人公益法人協会が主催したものです。

今回は、3機関、5名の個人の方に特別感謝状を授与したいと思います。

まず、1人目、青木利元さま。
青木さまは、2008年に中国民間組織協力促進会、韓国ボランティアフォーラムと共に東アジア市民社会フォーラムの開催について合意し、2009年に第1回東アジア市民社会フォーラムを成功裏に開催しました。青木さまが中日韓三カ国をつなぎ、彼こそがこのフォーラムの日本側の発起人であります。ここで、三国を代表し、青木さまに感謝を申し上げます。



次に日本の庭野平和財団です。庭野平和財団は、東アジア市民社会フォーラム実行委員会のメンバーとして、日本でのフォーラムの開催のために、長年に渡り、資金助成をしてくださいました。ここでも、フォーラムの主権者を代表し、庭野平和財団に心より感謝申し上げます。



そして韓国のSKグループです。SKグループは毎年、東アジア市民社会フォーラムに対し、資金援助を行い、SKグループが行った社会貢献に対し、この場を借りて、再度、心から感謝を申し上げます。



続きまして、韓国社会福祉協議会です。同協会は、東アジア市民社会フォーラムのために技術支援を提供してくださいました。韓国社会福祉協議会の貢献に対し、主催者を代表し、ここに心より感謝申し上げます。



韓国社会福祉協議会が东亚民间社会志愿者国际论坛提供技术支持。对于韩国社会福祉协议会所做的贡献，我们在此表示最深切的感激。

そして5人目、韓国の崔日燮さま。崔さまは、ソウル国立大学社会福祉学部を定年退職された教授です。彼は、中国、日本と共に東アジア市民社会フォーラムを立ち上げ、3カ国の民間社会の対話と協力へと重要な道筋をつくってくださいました。感謝を申し上げます。



崔日燮 (Il-Sub CHOI) 先生，首尔国立大学社会福祉系退休教授。他与中国、日本共同发起了东亚民间社会志愿者国际论坛。他为此论坛做出了巨大的贡献。

6人目、黄浩明さま。黄さまは、東アジア市民社会フォーラムの中国側の発起人です。黄さまは民間社会のコミュニケーション、そして、三カ国のフォーラムの立ち上げのために、開拓者の役割を果たしてくださいました。黄さまに感謝を申し上げます。



黄浩明先生，东亚民间社会论坛的中方发起人，推动民间社会良性互动，巩固多元交流合作，谱写中日韩民间对话新篇章。

7人目、石忠誠さま。石忠誠さまは、東アジア市民社会フォーラムの開催を当初から、見守ってくださいました。石忠誠さまの長年にわたる貢献に感謝申し上げます。



石忠誠先生，东亚民间社会论坛的耕耘者、践行者和守护者，感谢石忠誠先生为此论坛的举办做出的持续贡献。

8人目、黄弘椿さま。東アジア市民社会フォーラムは、中国の江南大学で2回開催したことがあり、いずれも同大学の黄弘椿先生のご尽力あってのものでした。そのため、ここで黄弘椿先生に感謝を申し上げます。



东亚民间社会论坛再度携手江南大学，在大湖之畔迎四方宾客，黄弘椿老师鼎力相助，与我们执手共话。在此，我们向黄弘椿老师的友好支持表示最诚挚的谢意。



謝辞の読み上げは、これにて終了いたします。

6. 閉会挨拶

(馬) それでは、本日最終のセッションに入りたいと思います。総括スピーチということで、4人の先生方をお願いしたいと思います。

まずは、今回、この会議の運営に当たっていただきました、北京師範大学の徐先生。そして、お二方目は、中国国際民間組織合作促進会の黄浩明さま。そして、お三方目、公益法人協会理事長の雨宮孝子さま。そして、四方目は、韓国ボランティアフォーラムの会長、南英燦さまです。では、徐月賓先生から、まずはお願いしたいと思います。

■ 徐月賓 (Yuebin XU) / 北京師範大学人文社会科学高等研究院教授

尊敬する先生方、ご列席の皆さま。北京師範大学人文社会科学高等研究所および中国国際民間組織合作促進会が主催する、2021年東アジア市民社会フォーラムが、一日にわたる非常に活発な討論を経て、そろそろ終わりを迎えようとしています。

まずは、今回の主催者の一部である北京師範大学人文社会科学高等研究所を代表いたしまして感謝いたします。今回は、非常に素晴らしい効果についての共有がありました。

私たちのソーシャルワークという事業は、三カ国において、さまざまな違いはありますが、例えば中国では、ここ十数年、経済の改革に伴って、例えば、人口の流動が多くなったり、社会の変容が起きたりしました。また、多くの高齢者が、子どもが家を離れてしまって寂しくなってしまった方々もいらっしゃいます。さまざまな弱者の方が出てきています。

ソーシャルワーカーは、こういった中で、もちろん日本と韓国に比べるとスタートは遅かったのですが、ただ、このような弱者グループに着目をして、どのようにして支援をしようか、例えば体制、あるいはリソース等、さまざまなやり方を模索してきました。

今回のフォーラムを通して、今後、人材の育成などで、より多くのなすべきことがあると思います。例えば、大学による教育への参画、あとは将来的に一つの仕組みをつくるということなど。また、三カ国の学生との間で、相互訪問を行い、交流を行う。そして、そういった場で、プロジェクトへの協力をするという事。そして、この事業の成果を具体的な形で、実際に実務に生かしていくということ。

そういった面で引き続き、進めていきたいと思っています。あらためて、今回のフォーラムに感謝いたします。ありがとうございました。

(馬) 徐先生ありがとうございました。

続きましては、中国国際民間組織合作促進会の、また、深圳大学のほうからお越しいただきました、黄浩明先生、お願いいたします。



■ 黄浩明 (Haoming HUANG) / 深圳国際公益学院副院長

まずは、馬先生にも感謝申し上げたいと思います。今回一日の会議となりましたが、運営に当たっていただきましてありがとうございました。また、ご参加いただきました専門家の皆さま方、また、本日、ご参加の皆さま方、あらためてこんにちは。



今回は、北京師範大学、そして中国の民間組織合作促進会、また日本側からは、公益法人協会など、さまざまなご協力を得まして、この東アジア市民社会フォーラムが開催されました。この会議は一日の会議でありましたが、非常に多くの収穫があったと思います。この場をお借りしまして、感謝いたします。

日本のボランティア活動国際研究会の青木先生、また、このフォーラムで活躍をされました山岡義典先生、また、日本の公益法人協会の太田前理事長、並びに多くの日本の方々に感謝したいと思います。

また、韓国側の、先ほどもご紹介ありましたが、韓国のボランティアフォーラム会長キムケイト先生。また、モトセキフク会長のアンリョウコ先生。そして、キムイン先生、あと中国側の皆さま、馬先生、徐先生、お忙しいところ、このフォーラムを開催いただきまして、誠にありがとうございます。

また、中国の先ほどの関信平先生。日本でも長く研究をされてきました。また、ミンソク会の顧問でもいらっしゃいます。また、黄弘椿教授、チョウコウ教授、そしてリカイエイ先生等々、いろいろな先生。そして先ほど、李先生のご挨拶も非常に素晴らしかったですが、この他にも多くの古き友人がご参加いただいています。ありがとうございます。

このソーシャルワークという分野での変化が起きていますけれども、皆さまもご存じのとおり、2008年、中国では、四川の汶川的の地震が起きました。この中で民間の組織が復旧活動や支援活動に参加しました。ですので、中国では、公益活動元年というふうにいられています。この中で、日本の多くの組織の皆さま方、あとは韓国の民間の団体ですね、この汶川における災害支援に非常にご尽力をいただきました。

中国のソーシャルワーカーの試験制度も2008年に始まりました。ですので、やはり2つの意味で元年といえます。そして、これまで13.78万人が受験をしています。また、ソーシャルワーカーを24,840人輩出しています。これは2008年のことです。

ということで、現在、中国では初めてとなる「資格を持ったソーシャルワーカー」が既に誕生しています。民政部の発表によりますと、2020年の時点で、この資格を持っているソーシャルワーカーは既に66.9万人となりました。全国で働くソーシャルワーカー全体で157.3万人ですが、このうちの43.5%が有資格者だということになります。ですので、ソーシャルワーカーは中国の社会の専門的なサービスの一つの大きな主力となりつつあるということです。

また、中日韓のこのフォーラムでありますけれども、民間の市民社会フォーラム、もともとはボランティアについての規制・制度が話題でありました。例えば、経済救済でありますとか、ボランティア活動、または企業の社会的責任などですね。あとは、市民社会と社会のイノベーション、またボランティア活動、特に緊急の部分ですね。あとは、コロナにおける市民団体の役割や責任、そして慈善事業。今回は、ソーシャルワーカーについて、また経済や社会における役割が話題となりました。

ですので、今後を展望しますと、日中韓三カ国におきまして、先ほど、徐先生からもありましたけれども、このソーシャルワークに関する協力について、今後さらに討論を煮詰めていく

必要があると思います。

中国は現在、何百もの大学がこのソーシャルワークの専攻を設けています。ただ、卒業したけれども仕事がないといった状況もあります。ですので、中には、専攻を廃止したところもあるということです。問題があるんですね。

一方では人材が不足しています。ただ、仕事が見つからないという矛盾もあるわけです。こういった課題を解決する必要があります。民政部が設定した次の14次五カ年計画ですが、5年後の2025年までに社会組織の就業者を1,250万人にしようということです。その中で、ソーシャルワーカーは、5%から8%、あるいは10%になると見込まれています。その中でさまざまな課題があります。そして、韓国や日本からもいろいろ学びたいと思っています。

中日韓のこのフォーラムですが、多くの古い友だち、新しい友だちとの交流がありました。そして、お互い力を合わせてこの東アジア地域における市民の、民間の交流、相互の助け合い、相互の協力、こういったことを進めていきたいと思っています。これを永遠に続けていきたいと思っています。

また、コロナが収まった後には、東京でお会いできると、韓国でお会いできるとしています。ありがとうございました。馬先生もありがとうございました。

(馬) ありがとうございました。

黄先生には、先ほど感謝の辞を贈らせていただきました。中国国際民間組織合作促進会でいらっしゃるし、このフォーラムにおいても発起人です。また、深圳大学の社会工作においても副院長です。三カ国の対話のメカニズムを作られました。そして、このことをよく熟知されています。多くの関係リソースなどをお持ちであります。日本、中国、韓国との話し合いだけではなく、80年以降の中国の民間社会、国際社会のための対話、交流の、そして協力のための仕組みをつくってこられました。非常に素晴らしいプラットフォームづくりの功績者です。あらためて、黄先生に感謝を申し上げます。

では、雨宮さま、お願いいたします。

■ 雨宮孝子 (Takako AMEMIYA) / 公益財団法人公益法人協会理事長

本日は、中国主催の第12回東アジア市民社会フォーラム開催本当におめでとうございます。私たちの友人であるCANGO、韓国ボランティアフォーラムの皆様、場所を提供して下さった北京師範大学の皆様にも感謝いたします。ここまでおまとめになるには、大変なご苦勞があったと思われます。そのご努力に心からの敬意を表させていただきます。



さて、中国、韓国、日本の3か国にとって、国でもなく、営利目的の企業でもない民間非営利組織が行う公益活動の存在意義は、それぞれの国の歴史や文化等によって、異なるのは当然のことです。この12年の間、東アジアに存在する3か国は、その地域の差を乗り越えて、協同して、市民社会に関する様々な問題を議論してまいりました。本年は、「各国のソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践」というテーマで行われました。

ソーシャルワークは、日本では広く社会福祉事業と訳されていますが、それぞれの国によりその政策も実践も異なると思います。ただし共通して言えることは、生活困窮者への支援、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など様々な分野で、国や企業、民間非営利組織が生活に困っ

ている人々に手を差し伸べて、より良い生活ができるよう支援する仕組みやそれに必要な財源の支援などについて、各国が知恵を出し合って社会問題を解決することが最も大事なことだと考えます。

本日の中国の基調講演、実践例のご講演では、国が行うこと、官民連携で行うこと、民間非営利組織や地方自治体で共同して行うことなどについて、時代の変遷を抑えながらお話してくださいました。子供のケアについて具体的な例を挙げてご説明いただいたことは、わが国にも大変興味深いものでありました。

韓国の企業の社会貢献については、CSR、CSV、ESG 等については、わが国でも大いに議論がなされています。ESG 投資については、企業だけでなく、非営利組織の資産運用においても議論がなされています。そもそも気候変動危機については、様々な個人、事業体が我々の地球の存続をかけて克服していかなければならないものです。CSC という新語が近い将来浸透しますことを期待しています。

また、企業による食糧支援は、重要なことです。日本側の発表における事例報告の災害やコロナ禍で影響を受けた弱者である子ども食堂は、地域とのつながりや、発展に大いに役立つことを本当にわかりやすくお話しいただきました。また日本側の基調講演では、社会福祉の実践と理論について、国だけでは効率的な事業ができない中、住民主体の地域共生社会の実現を目指す民間非営利組織による市民活動を詳細に論じています。

住民主体の地域共生社会というのがこれからのキーワードです。それぞれの国の発表は、どこから見るかで、相違しているように見えますが、目指す方向は一致しておりました。今後とも中国、韓国、日本の3か国は、より良い市民社会組織の発展のために、ともに努力していきましょう。ありがとうございました。

(馬) 雨宮さま、ありがとうございました。

では最後に、韓国ボランティアサービスフォーラム会長の、南英燦会長、お願いいたします。

■ 崔日燮 (Il-sub CHOI) / 韓国社会福祉協議会副会長

皆さんこんにちは。南英燦会長が私の横にいらっしゃるんですけども、私に一言発言の機会をくださいましたので、私が南会長に代わりまして、閉会を兼ねて、皆さんに感謝の言葉を申し上げたいと思います。

私は、ソウル大学社会福祉学部を12年前に定年退職をしまして、現在はソウル大学の名誉教授として在籍しつつ、韓国社会福祉協議会で副会長を務めております。

韓国ボランティアフォーラムは、私が26年前に、アメリカとヨーロッパのボランティアを視察して帰国し、そして共に訪問していた政府の指導者、民間の社会福祉界のリーダー、そしてボランティアの代表者が一堂に会して、われわれが初めて韓国のボランティアフォーラムを設立して、私が初代会長を歴任させていただきました。

本日、第12回ということで、ここまで東アジアの市民社会フォーラムを開催することができましたが、皆さまご存じのとおり、われわれ三カ国は、全世界の中で、他の国もそうですけども、特に東アジアにありながら、政治的に、経済的に、外向的に、さまざまな、少し疎遠な関係があったのも事実です。そして、最近もさまざまな軋轢が薄まることもなく続いているということは、個人的に非常に残念に思っております。



われわれボランティアの世界がまず協力をして、日本、韓国、中国、この三カ国が共に成長して、経済発展をして、市民社会、そしてボランティアの世界で成そうとする、人類の平和をわれわれ自らが提示する先駆者になることを、皆さんと約束したいと思います。

本日は、三カ国が政治、経済、社会において、理念的にさまざまな違いはありますけれども、専門の社会福祉の制度に違いがあるということもある程度分かりましたが、また一方で、共通点も多く分かりました。

ですので、私の理解では、学会はもちろんのこと、社会福祉の団体、そして、ボランティア、市民ボランティアに至るまで、われわれが持っている類似したフォーラム、セミナー、シンポジウムなどがかなり多く開かれているということも聞いております。

ですので、こうした機会が今後も続くでしょうし、われわれボランティア界、市民社会、そういった団体が先陣を切って、この三カ国、あるいは、引いては全世界の人類の平和、幸福のために、われわれが貢献していく機会が広がっていけばと思います。

来年は日本の東京で、この会議が続くと思われまます。コロナのパンデミックによって、今回は対面ではできず、この Zoom で会議をすることが非常に残念でありました。

皆さん、本当に今回感じられたと思いますけれども、ウィズコロナの時代に韓国も入りましたけれども、どうか、来年はこの三カ国が東京に集まって、そして親睦を深めながら、さまざまな 이슈について取り扱う、そのような機会が訪れればと思います。

皆さま本当に健康にご留意していただきまして、次にお会いできるまで元気にお過ごしください。ありがとうございました。

(馬) ありがとうございます。

では、以上4名、主催の三カ国の代表と、今回の主催者である北京師範大学の代表が発言しました。徐月賓先生、黄浩明先生、雨宮孝子さま、南英燦さまです。

では、これにてこの総括のパートを終了させていただきます。間もなく、フォーラムが終了しますが、最後にオンラインではありますが、記念撮影をしたいと思います。

まず、本日の会議において、合わせて中国からは9名、日本からは4名、そして韓国からは6名が発言をされました。その方々の言葉は、私たちのこのフォーラムにおいて、私たちの認識を深め、そして、考えを豊かにしてくださいました。このことについて、主催者を代表しまして、この合わせて19名に対し、再度心より感謝申し上げます。

特に、また、本日一日中、通訳をしてくださった皆さまに対しても、感謝申し上げます。非常に流暢な、正確な通訳でした。ありがとうございます。

また、今日の会議の運営に携わった、特にテクニカル支援をしたスタッフの皆さま、また、三カ国それぞれにサポートしてくださった方がいらっしゃるかと思います。今回のフォーラムのために、行ってきた貢献、恐らく、半年前から準備に携わってこられたかと思ひます。これに対し、感謝申し上げます。

私の司会はこれで終了します。ありがとうございました。

7. 記念撮影

(中国スタッフ) 馬先生、ありがとうございました。

最後の記念撮影ですが、スクリーンショットの形で撮ります。どうぞ関係者のみ皆様、カメラをオンにして下さい。

はい、うまく撮れたようです。ありがとうございます。



(馬) では、会議はこれにて終了いたします。また次回、ぜひ東京でお会いしましょう。ごきげんよう。

第 12 回東アジア市民社会フォーラム
ーソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践ー
報告書

2022 年 3 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2022

印刷 株式会社美巧社
